

第2期

熊谷市子ども・子育て支援事業計画

～子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷～



令和2年3月

熊谷市

本市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度から5年間）」を策定し、全ての子どもが安心して暮らし、保護者も安心して子育てすることができる社会の実現を目指し、「地域における子育て支援の充実」、「幼児教育・保育の充実」、「子どもや母親の健康の確保」、「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」、「子どもの安全の確保」、「児童虐待防止対策の充実」など、さまざまな子育て支援の充実に向けた取組を推進してまいりました。



一方、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化の進行、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、子育て世帯の貧困など、子どもや家族を取り巻く状況はより複雑化しており、子育て世帯が抱える悩みや課題、それらに対する必要な支援も多様化しています。

このような状況の中、第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、第1期計画の基本的な考え方を継承しつつ、新たに、子どもの貧困対策の推進についても計画に位置付けるなど、社会環境の変化に対応した「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）」を策定いたしました。

この計画に基づき、地域の皆様、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、次代を担う全ての子どもたちが、健やかに成長することができるよう「子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷」を目指し、子育て支援策を今後も実施してまいりますので、皆様の一層の御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御助言をいただきました熊谷市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見聴取に御協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

熊谷市長 高田 清

くまがやし こ けんしょう
熊谷市子ども憲章

わたしたちは、心^{こころ}のつながりを持ち、一人一人の自立^{ひとりひとり じりつ}をめざして、この憲章^{けんしょう さだ}を定めます。

ゆめ みらい
(夢・未来)

ゆめ^{ゆめ} 希望^{きぼう}を持ち、すばらしい未来^{みらい}をつくれます。

ゆうじょう おも
(友情・思いやり)

「ありがとう」と思いやり^{おも}の心^{こころ}を忘れず^{わす}に、相手の気持ち^{あいて きも}を大切に^{たいせつ}します。

かんきょう しぜん
(環境・自然)

自分^{じぶん}たちにできることを進^{すす}んでおこない、自然^{しぜん}を大切に^{たいせつ}します。

いのち じんけん
(命・人権)

いじめや差別^{さべつ}をなくして、みんな^{たす}で助けあ^{せいかつ}って生活^{せいかつ}します。

せきにん どりょく
(責任・努力)

自分^{じぶん}のことばや行動^{こうどう}に責任^{せきにん}を持ち、目標^{もくひょう}にむか^{どりょく}って努力^{どりょく}します。

(平成 18 年 5 月 5 日制定)

目 次

第1章 計画の策定に当たって	7
1 計画策定の背景.....	8
2 計画の位置付け.....	9
3 計画の期間	10
4 計画の対象	11
5 計画の策定体制.....	11
(1) 調査等の実施.....	11
(2) 会議の開催.....	11
(3) パブリックコメントの実施.....	11
第2章 熊谷市の現況.....	13
1 人口・出生の状況.....	14
(1) 人口の推移.....	14
(2) 人口構成の推移.....	14
(3) 児童人口の推移.....	15
(4) 出生数の推移.....	15
(5) 合計特殊出生率の推移	16
2 女性の労働力・婚姻の状況	17
(1) 女性の労働力率の推移	17
(2) 未婚率の推移.....	18
3 ひとり親家庭の状況.....	20
(1) 世帯数・世帯当たりの人口の推移	20
(2) 母子世帯数・人員数の推移.....	21
(3) 父子世帯数・人員数の推移.....	21
4 幼児期の教育・保育の状況	22
教育・保育事業の施設数・入所児童数等	22
5 アンケート調査の概要	24
(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査.....	24
(2) 子どもの貧困調査.....	25
(3) 埼玉県子どもの生活に関する調査【熊谷市】	26
6 児童人口の推計.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念.....	30
(1) 地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり ...	30
(2) 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり ...	30

(3) 未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり	30
2 計画の視点	31
3 計画の基本目標.....	32
4 計画等の推進指標.....	33
第4章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保の方策.....	35
1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方.....	36
(1) 提供区域	36
(2) 認定区分と利用可能施設.....	36
2 計画の推進方策.....	37
(1) 教育・保育施設.....	37
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	40
第5章 施策の展開	49
施策の体系.....	50
基本目標1 地域で支える子育ての支援.....	57
(1) 地域における子育て支援の充実.....	57
(2) 保育の充実.....	60
(3) 保育所待機児童の解消	61
(4) 児童の健全育成.....	62
基本目標2 母子保健施策の充実.....	65
(1) 子どもや母親の健康の確保.....	65
(2) 小児医療体制の充実	66
(3) 食育の推進.....	67
(4) 思春期保健対策の充実	68
基本目標3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備.....	69
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	69
(2) 家庭教育への支援	71
(3) 地域の教育力の向上	72
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	73
基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援.....	74
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	74
(2) 子どもの安全の確保	74
(3) 経済的負担の軽減.....	75
(4) 職業生活と家庭生活との両立支援	77
(5) 子どもの権利擁護の推進.....	78
基本目標5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進.....	80
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	80

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	81
(3) 障害児施策の充実	82
(4) 子どもの貧困対策の推進	85
第6章 計画の推進体制と進捗管理	91
1 計画の推進体制	92
2 計画の進捗管理	92
資料編	93
1 熊谷市子ども・子育て支援事業計画(第1期)の進捗状況と評価	94
(1) 教育・保育施設	94
(2) 地域子ども・子育て支援事業	97
(3) 体系別の施策の評価	104
2 アンケート調査の結果	120
(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果(抜粋)	120
(2) 子どもの貧困調査結果(抜粋)	126
(3) 埼玉県が実施した子どもの生活に関する調査結果(転載)	137
3 計画策定の過程	147
4 熊谷市児童福祉審議会条例	148
5 熊谷市児童福祉審議会委員名簿	149

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、現在の少子化の状況は、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざすとされ、子育て支援施策の一層の充実が図られました。「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。その健やかな育ちや子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者のみならず、未来のために、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識のもとで、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されました。

平成29年6月には社会問題化している待機児童の解消と、女性の就業率向上を目指した「子育て安心プラン」が公表され、社会の様々な分野で女性が活躍することに大きな期待がかけられており、実際に、本市においても子育て世代にある女性の就労は年々進んでいます。

そして、同年12月には「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、子育ての分野に政策資源の投入がなされ、平成30年9月には、全ての就学児童が放課後を安心して過ごせるよう「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。また、令和元年10月からは少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

このように子育て支援の充実を図る動きが高まりを見せるなか、本市においても、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革等に努めてまいりました。

この度、第1期計画が最終年度を迎えるのを機に、近年社会問題化している「子どもの貧困」等の問題にも目を向け、子どもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で取り組む「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」であり、「熊谷市総合振興計画」を上位計画とした福祉分野の部門別計画として位置付け、本市の関連分野の計画と整合性を図りつつ策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画（青少年の健全育成に関する計画）」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策に関する計画）」として位置付け、本市の子ども・青少年に関する施策について、幅広く取り組むものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

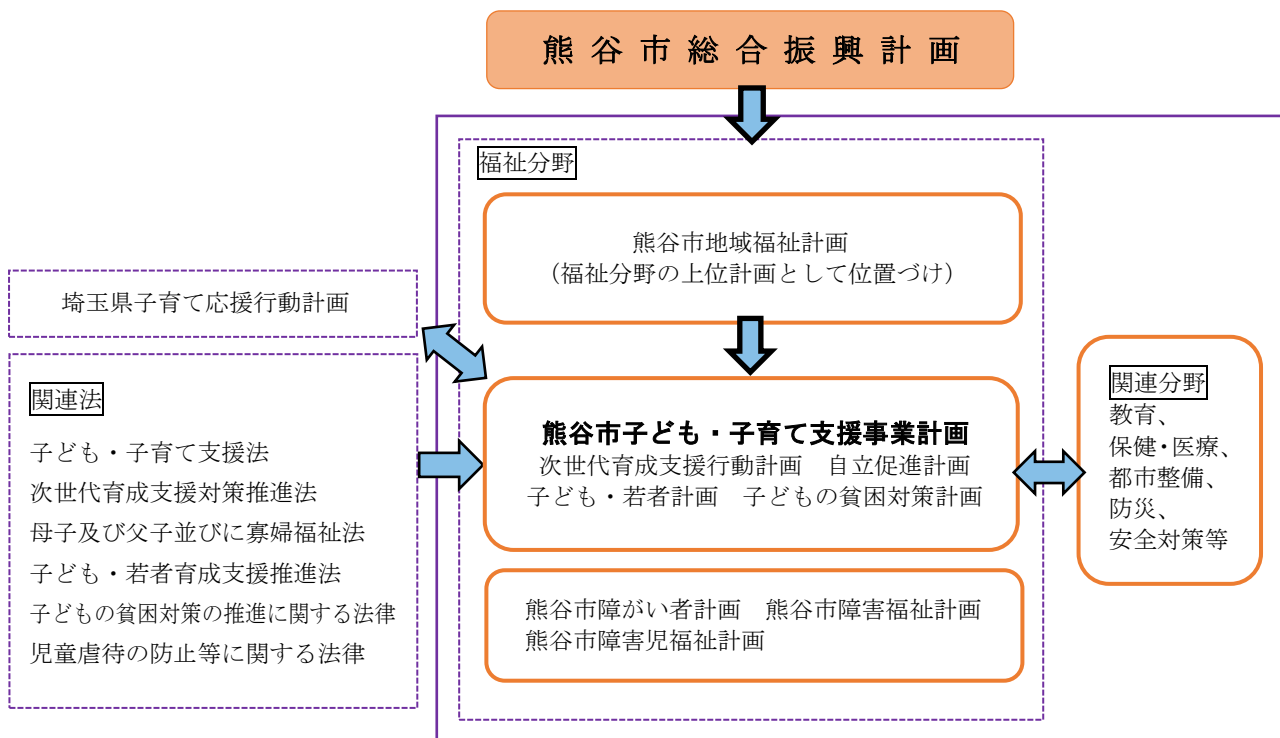


図 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
熊谷市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第2期 熊谷市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の子どもとその家庭、事業者、行政など社会全体を対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

5 計画の策定体制

アンケート調査等の実施や審議会の開催により、市民や関係機関・団体、行政が協働し、計画策定を推進する体制としました。

(1) 調査等の実施

- ア 子ども・子育て支援に関するアンケート調査
- イ 子どもの貧困調査等

(2) 会議の開催

熊谷市議会議員、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「熊谷市児童福祉審議会」を「子ども・子育て会議」に位置付け、計画内容を審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

実施期間	令和元年12月18日(水)～令和2年1月20日(月)
公表方法	市のホームページに掲載するほか、こども課(市役所4階)、情報公開コーナー(市役所1階)、各行政センター福祉担当係において公表
意見提出方法	1 「意見提出用紙」に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法 2 電子申請システムを使用して意見を送信する方法

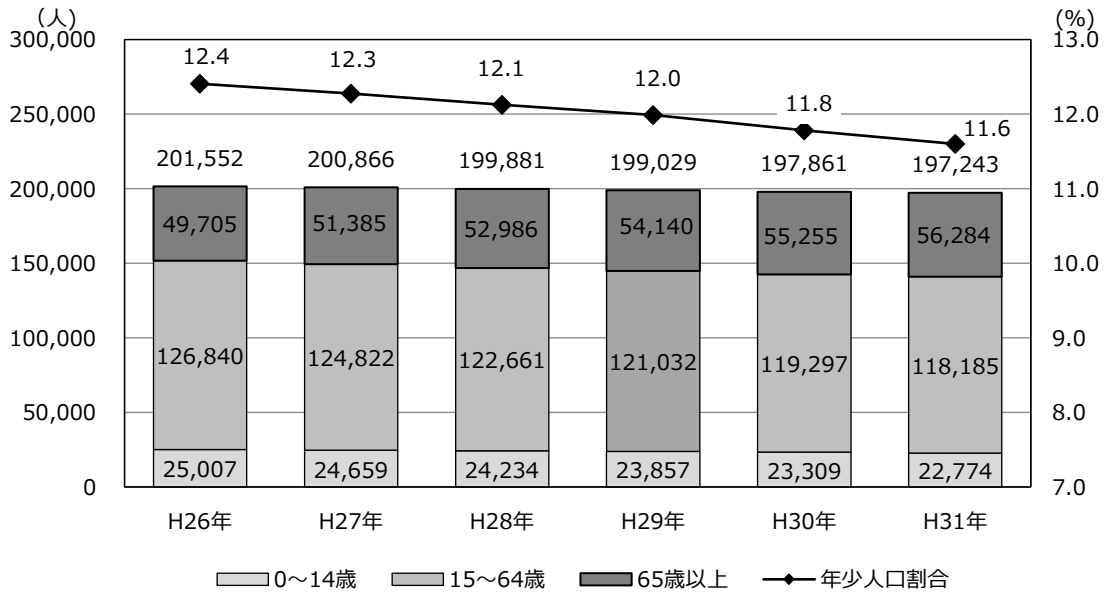
第2章

熊谷市の現況

1 人口・出生の状況

(1) 人口の推移

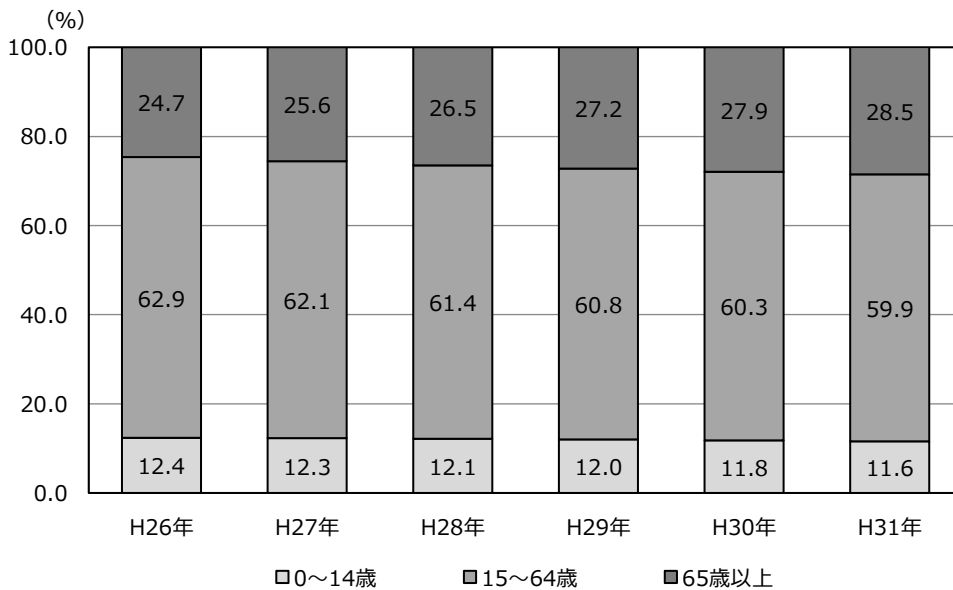
本市の人口は、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。平成26年と平成31年を比較すると、総人口は4,309人減少しています。



資料：住民基本台帳（4月1日）

(2) 人口構成の推移

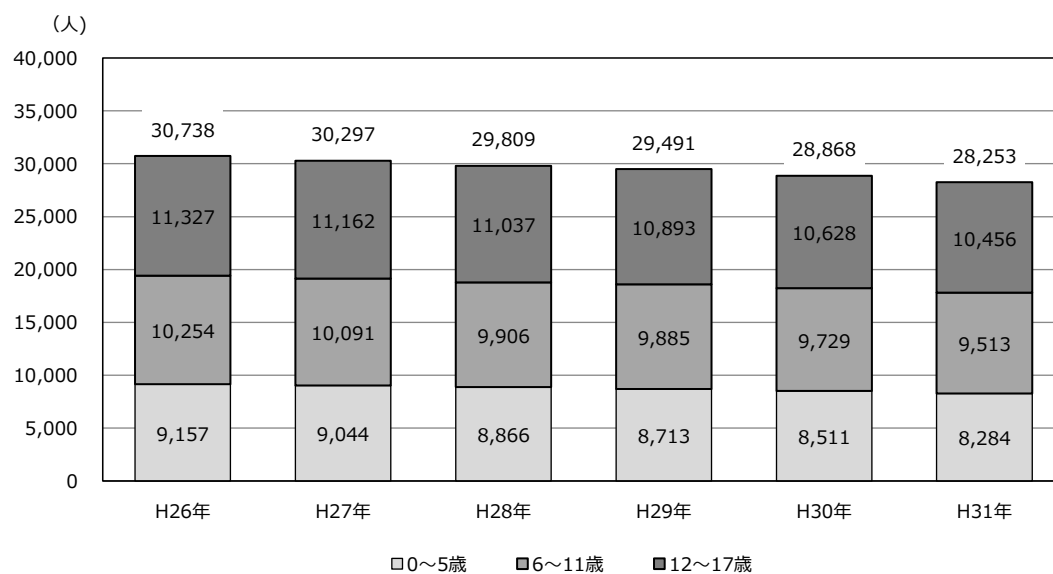
人口構成割合を平成26年と平成31年を比較すると、年少人口は0.8ポイント、生産年齢人口は3ポイント減少しており、高齢者人口は3.8ポイント上昇しています。



資料：住民基本台帳（4月1日）

(3) 児童人口の推移

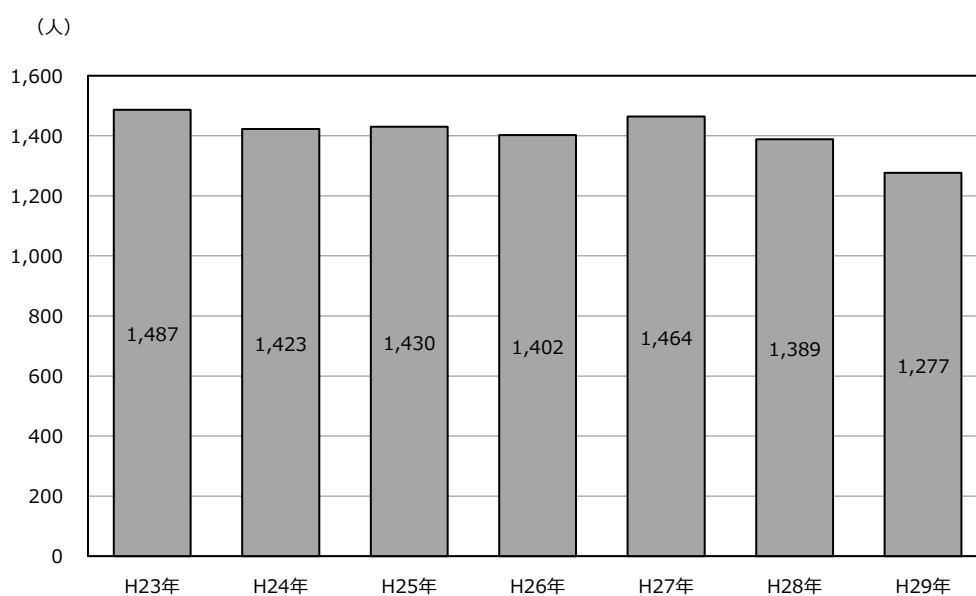
本市の0歳から17歳までの児童人口は、減少傾向にあり平成26年と平成31年を比較すると2,485人減少しています。



資料：住民基本台帳（4月1日）

(4) 出生数の推移

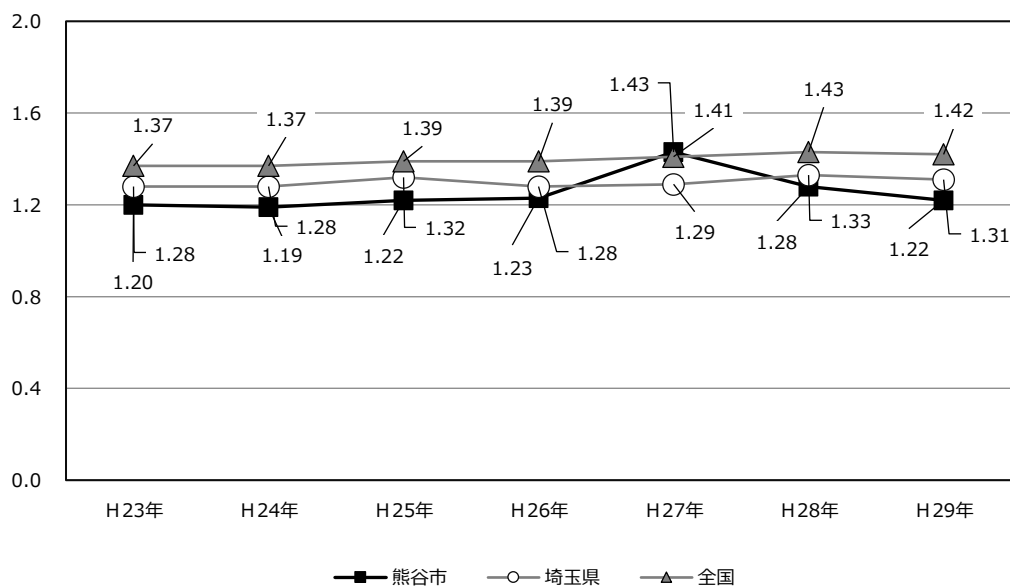
平成23年から平成29年までの本市の出生数の推移をみると減少傾向を示しており、平成29年では前年と比較して112人減の1,277人となっています。



資料：埼玉県保健統計

(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率を埼玉県・全国と比較すると、平成27年を除き下回っています。本市の平成29年における合計特殊出生率は1.22で、経年的に増減を繰り返しながらおおむね横ばい傾向を示しています。



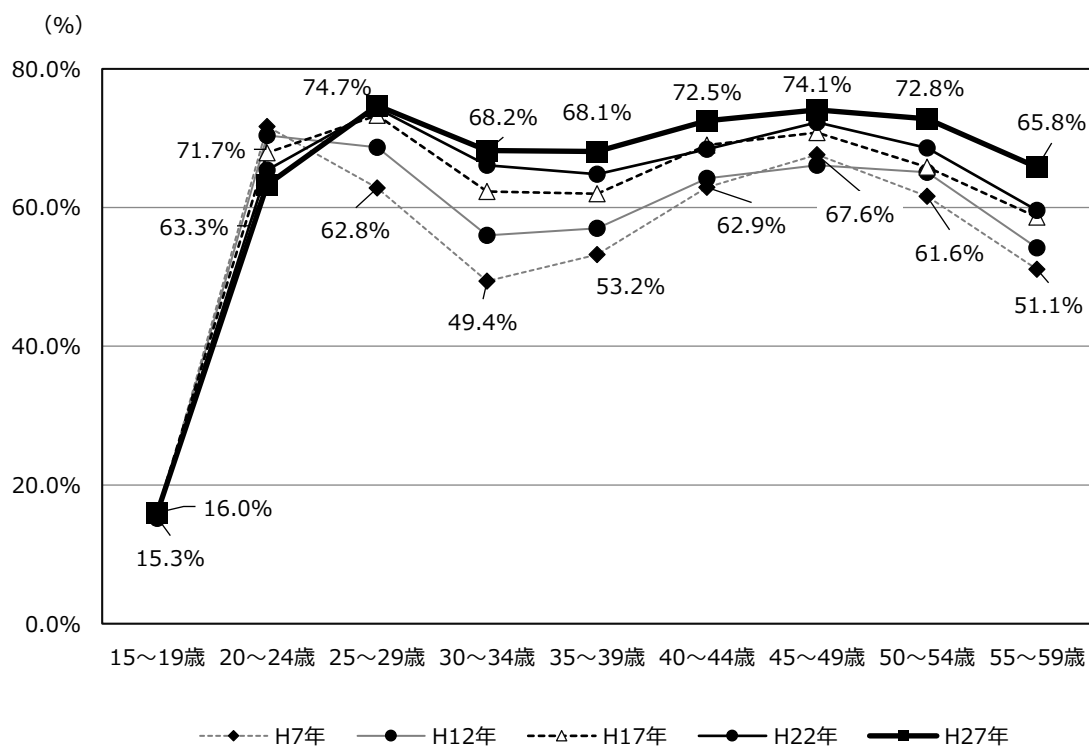
資料：埼玉県保健統計

※「合計特殊出生率」とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。1人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを表す数値です。

2 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

女性の年代別労働力率*をみると、20歳代でピークがあり、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることがみとれます。



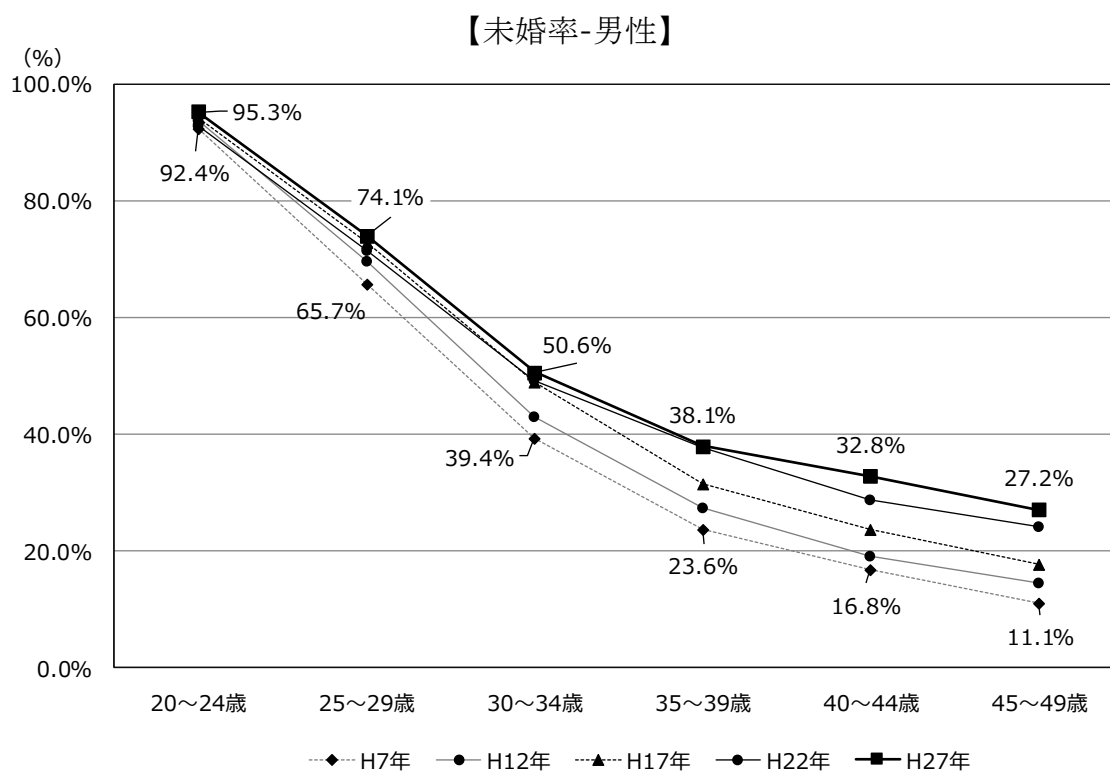
	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
15~19歳	15.3	15.2	16.1	15.9	16.0
20~24歳	71.7	70.4	67.9	65.4	63.3
25~29歳	62.8	68.7	73.3	74.3	74.7
30~34歳	49.4	56.0	62.3	66.1	68.2
35~39歳	53.2	57.0	62.0	64.8	68.1
40~44歳	62.9	64.2	69.0	68.4	72.5
45~49歳	67.6	66.1	70.8	72.3	74.1
50~54歳	61.6	65.1	65.8	68.6	72.8
55~59歳	51.1	54.2	58.6	59.6	65.8

資料：国勢調査

*生産年齢人口に占める労働力人口の比率のこと

(2) 未婚率の推移

男性の未婚率の推移をみると、平成7年から平成27年の20年間で、未婚率が最も上昇した年代は、45歳から49歳で16.1ポイント、40歳から44歳で16ポイント上昇しています。



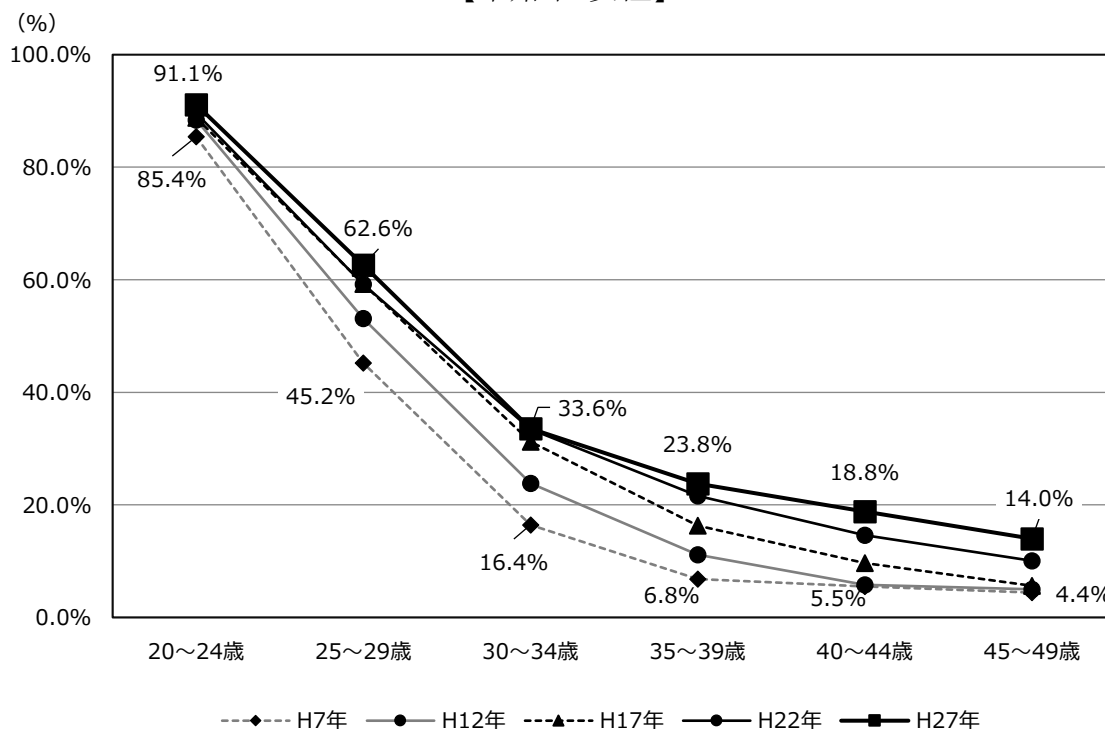
(単位：%)

	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
20～24歳	92.4	93.8	94.2	92.9	95.3
25～29歳	65.7	69.8	73.0	71.5	74.1
30～34歳	39.4	43.1	49.0	49.2	50.6
35～39歳	23.6	27.4	31.5	37.7	38.1
40～44歳	16.8	19.1	23.8	28.9	32.8
45～49歳	11.1	14.5	17.8	24.1	27.2

資料：国勢調査

女性の未婚率の推移をみると、平成7年から平成27年の20年間で、未婚率が最も上昇した年代は、25歳から29歳で17.4ポイント、30歳から34歳で17.2ポイント上昇しています。

【未婚率-女性】



(単位：%)

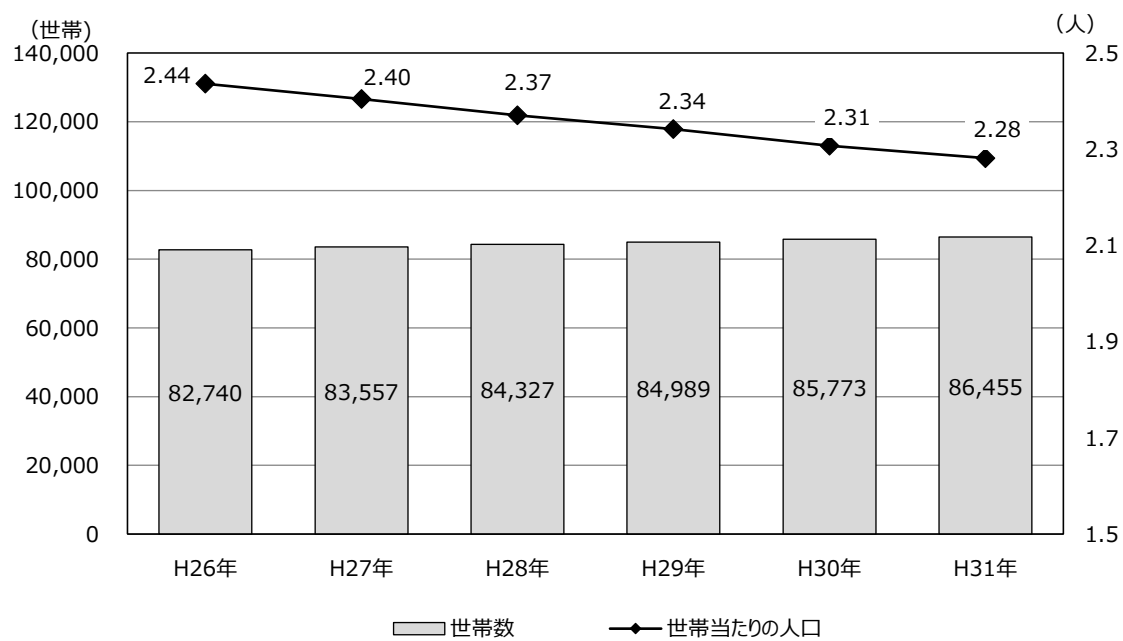
	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
20~24歳	85.4	88.4	88.8	89.6	91.1
25~29歳	45.2	53.1	59.3	59.2	62.6
30~34歳	16.4	23.8	31.2	33.4	33.6
35~39歳	6.8	11.2	16.3	21.6	23.8
40~44歳	5.5	5.8	9.7	14.6	18.8
45~49歳	4.4	5.0	5.6	10.1	14.0

資料：国勢調査

3 ひとり親家庭の状況

(1) 世帯数・世帯当たりの人口の推移

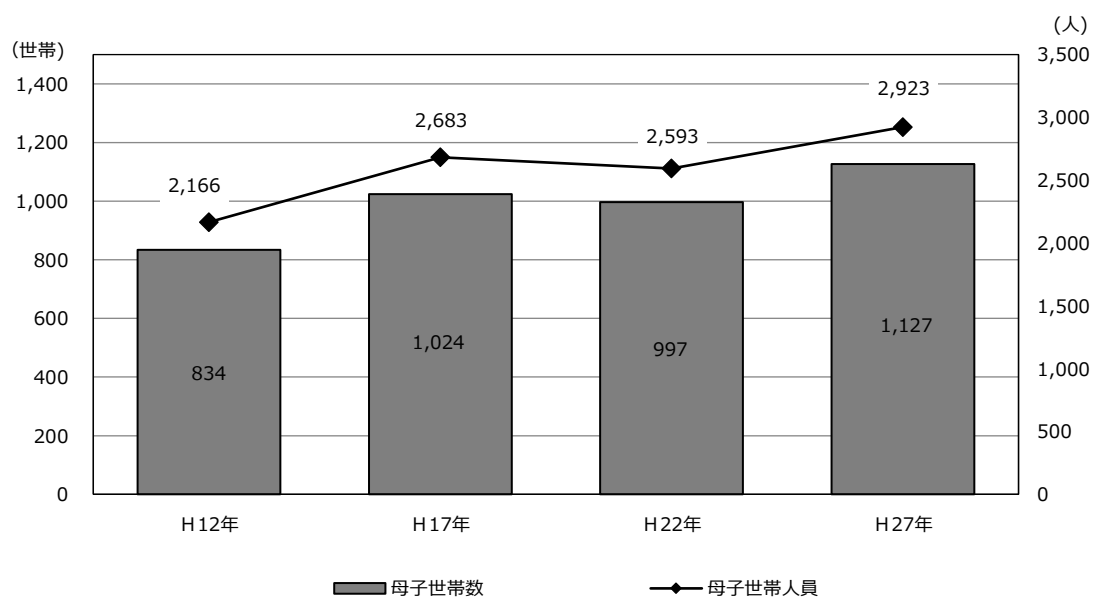
本市の総世帯数は増加傾向で推移しており、平成26年と平成31年を比較すると世帯数は3,715世帯増加し、世帯当たりの人口は0.16人減少しています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日）

(2) 母子世帯数・人員数の推移

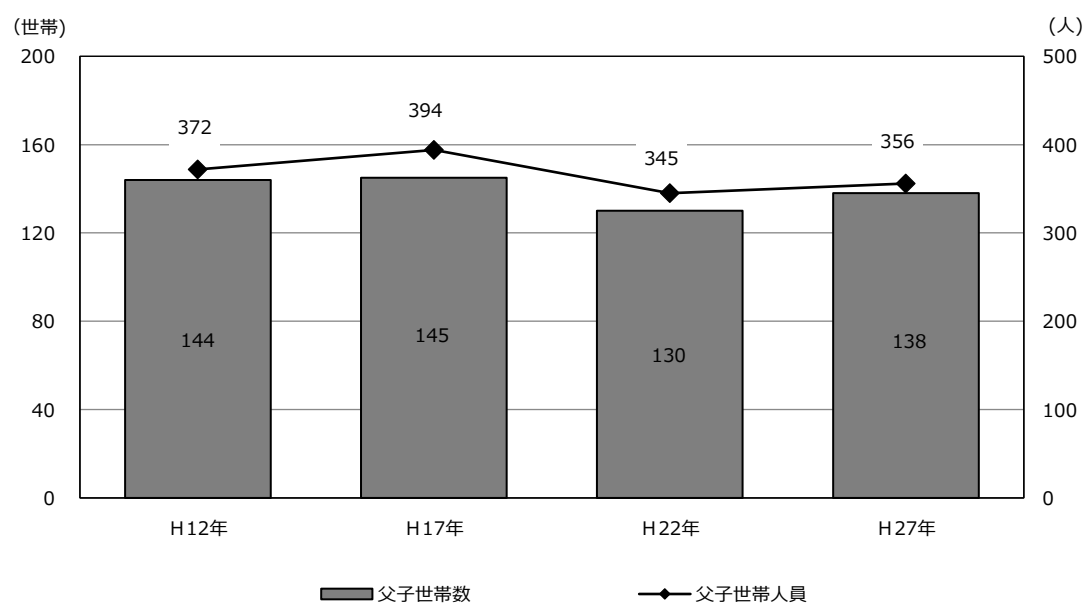
母子世帯数と人員数の推移をみると増加傾向で推移しており、平成12年と平成27年を比較すると、世帯数は293世帯、世帯人員は757人増加しています。



資料：国勢調査

(3) 父子世帯数・人員数の推移

父子世帯数と人員数の推移をみるとやや減少傾向で推移しており、平成12年と平成27年を比較すると、世帯数は6世帯、世帯人員は16人減少しています。



資料：国勢調査

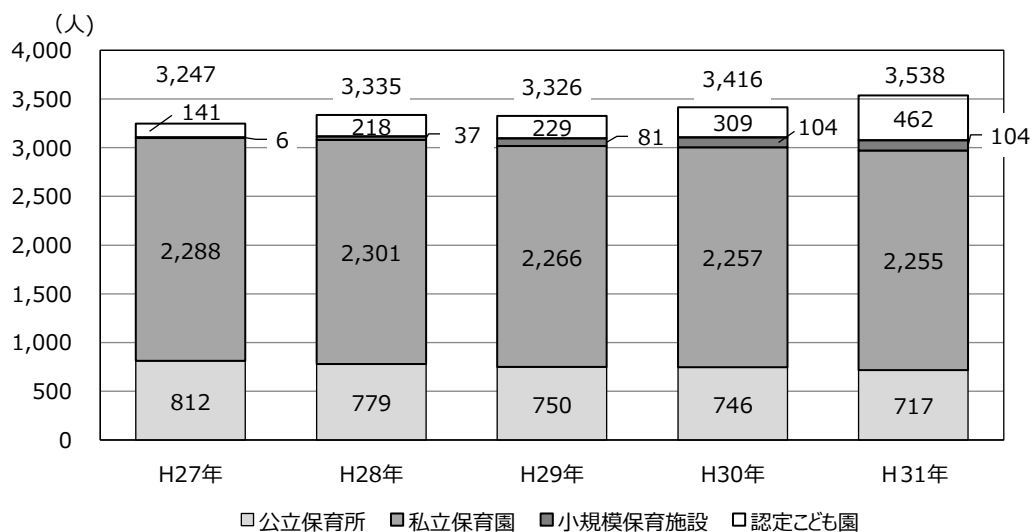
4 幼児期の教育・保育の状況

教育・保育事業の施設数・入所児童数等

(1) 保育施設の入所児童数

平成31年4月1日現在、公立保育所12所、私立保育園24園、小規模保育施設9園（家庭的保育事業所を含む。）、認定こども園5園となっており、公立・私立保育園入所児童数は微減傾向にありますが、小規模保育施設及び認定こども園入所児童数は増加傾向にあります。

【入所児童数】

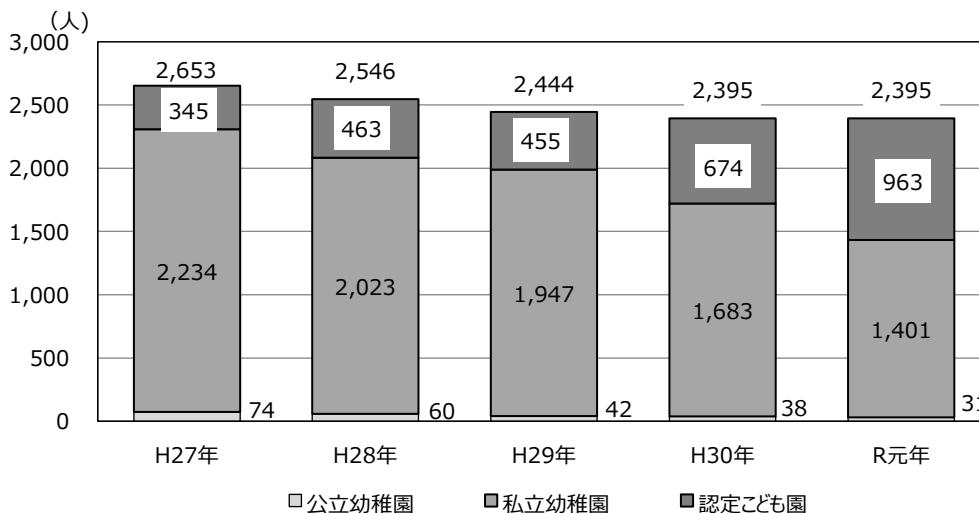


資料：保育課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の入園児童数

令和元年5月1日現在、公立幼稚園1園、私立幼稚園9園、認定こども園5園となっており、入園児童数は減少傾向にありますが、幼稚園の認定こども園化による認定こども園入園児童数が増加しています。

【入園児童数】

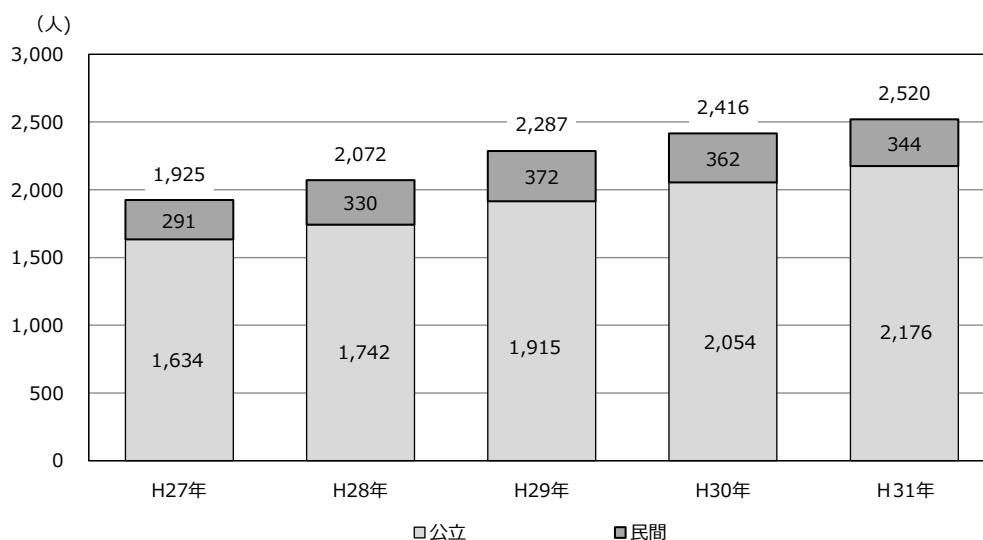


資料：学校基本調査、保育課（各年5月1日現在）

(3) 放課後児童クラブの入室児童数

放課後児童クラブの状況を見ると、施設数及び入室児童数は増加傾向にあり、平成27年と平成31年の比較では、44施設から55施設と11施設の増加、入室児童数は1,925人から2,520人と595人増加しています。

【入室児童数】

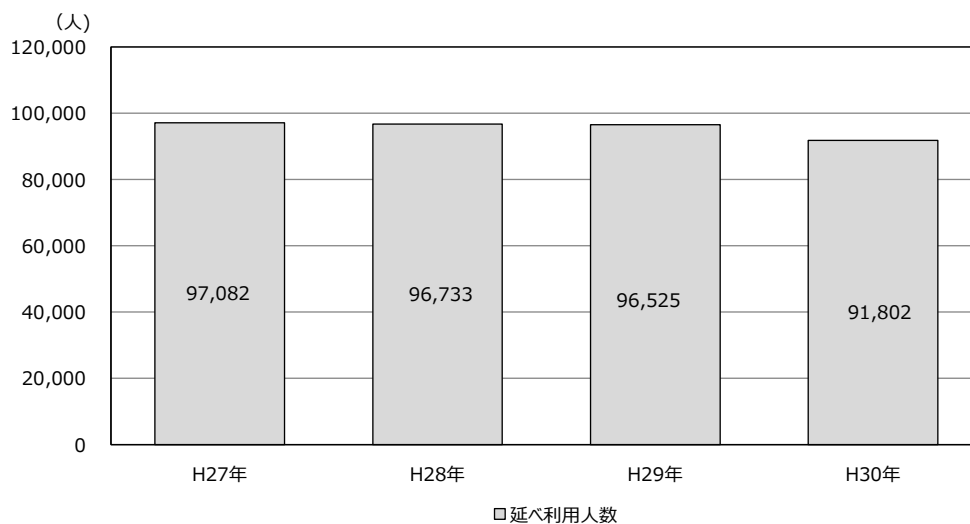


資料：保育課（各年4月1日現在）

(4) 地域子育て支援拠点の利用人数

地域子育て支援拠点の状況を見ると、平成30年度末現在、公立4か所、民間15か所の拠点を開設し、延べ利用人数は減少傾向にあり、平成27年と平成30年を比較すると、延べ利用人数は5,280人減少しています。

【延べ利用人数】



資料：こども課（各年度末現在）

5 アンケート調査の概要

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画の策定に向けて、教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

ア 調査区域：熊谷市全域

イ 調査方法：郵送による配布・回収

ウ 調査期間：平成30年11月19日（月）～平成30年12月3日（月）

エ 回収結果

市内在住の0歳から小学生のお子さんを持つ保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

項目	配布数	回収数	回収率
就学前児童	2,000件	1,217件	60.9%
5歳以上児童	1,000件	629件	62.9%
計	3,000件	1,846件	61.5%

オ 対象事業：教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業

このアンケート調査に基づいて、35頁からの第4章「教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保の方策」について、検討しました。

カ 分析結果から考察される主な課題

(ア) 児童クラブの待機児童の解消の取組が重要である。

(イ) 保育所等の待機児童の解消の取組が重要である。

(ウ) 多様な保育の充実が求められている。

(エ) 切れ目のない子育て支援の推進が重要である。

(オ) 雨の日でも遊べるような施設の設置が求められている。

(2) 子どもの貧困調査

平成28年度に熊谷市内の全小学校・全中学校の児童生徒及び保護者を対象とした、立正大学社会福祉学部により実施された「熊谷市子ども生活実態調査・成育環境づくり（まちづくり）調査（以下、熊谷市子ども生活実態調査と表記する。）」を基に、子どもの貧困に着目し、二次分析を実施しました。

熊谷市子ども生活実態調査における小学1年生・2年生の児童とその保護者を対象とし、質問項目「経済的ゆとり感」を主軸として、他の質問項目との関係をクロス集計し、家庭の「経済的ゆとり感」と調査結果との関係性について、同大学と本市及び熊谷児童相談所が共同で分析を行いました。

ア 分析対象数

熊谷市内の全小学校・全中学校の児童生徒並びに保護者への調査のうち、小学1年生・2年生の児童とその保護者を対象とした。

項目	配布数	回収数	回収率
小学1年生・2年生の児童とその保護者	3,297件	2,904件	88.1%

イ 分析結果から考察される主な課題

- (ア) ひとり親家庭への経済的支援・就労支援の取組が重要である。
- (イ) 家庭での生活習慣の改善が図れるような取組が必要である。
- (ウ) 学習支援や子どもたちの将来の視野が広がるような取組が必要である。
- (エ) 家族・友人・学校のいずれかに子どもを孤立させないための相談体制づくりの取組が必要である。
- (オ) 貧困の連鎖に陥らないための支援が必要な子どもやその保護者を早期に発見し、対応することが重要である。

(3) 埼玉県子どもの生活に関する調査【熊谷市】

埼玉県が「子育て応援行動計画」の見直しデータとして活用するため、本市を含めた4市2町の0歳児・5歳児の保護者、小学2年生・5年生の児童、中学2年生の生徒とそれぞれの保護者を対象として貧困の実態把握等に関するアンケート調査を実施しました。

ア 調査結果における熊谷市の現状

(ア) 回収結果

0歳児の保護者（乳児健診時で直接配布、回収は郵送）、5歳児の保護者（市内の幼稚園、保育園、認定こども園を通じて、配布・回収）、小学2年生・5年生の児童、中学2年生の生徒とそれぞれの保護者（市内の小・中学校を通じて、配布・回収）

項目	配布数	回収数	回収率
0歳児・5歳児の保護者、小学2年生・5年生の児童と保護者、中学2年生の生徒と保護者	6,532件	5,534件	84.7%

(イ) 世帯類型別生活困難層の割合

生活困難層の割合は、全体では9.7%、うち母子世帯では42.3%と全体と比べて生活困難層の割合が大きく上回っています。

項目	全体	うち母子世帯
調査数	539人	228人
生活困難層の割合	9.7%	42.3%

イ 分析結果から考察される主な課題

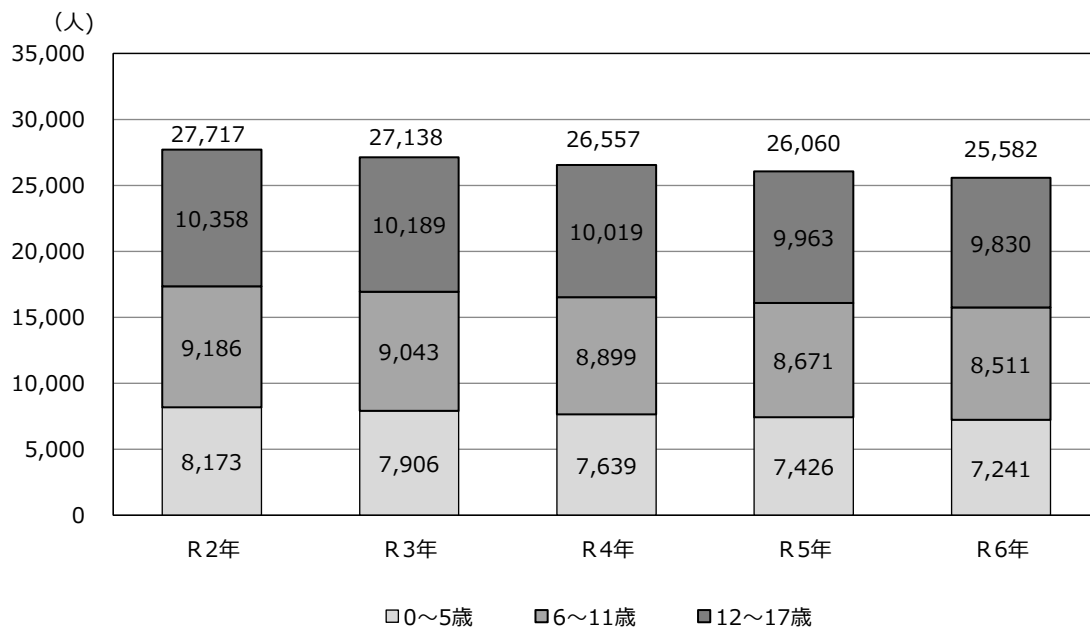
(ア) 子ども達が同世代の仲間関係を形成する空間として、学校という人的・物的環境が最も重要な役割を果たす。

(イ) 「自制心」、「自己効力感」、「勤勉性」、「やりぬく力」を身につけるには、たとえば、その時期を逃してしまっても、学校生活においてそれぞれの能力や不足している力を見極め、たとえば、学級の係や委員会活動において活躍できる場を設定することなどが必要である。

(ウ) 子ども自身が、自分の力で、自分の健康を管理できるような知識と技術、意識を身につけることが大切であり、大人や社会はそのための支援環境をつくることが重要である。

6 児童人口の推計

計画期間中における児童人口の推計をみると、年間500人程度の減少で推移していくことが見込まれます。



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法*を用いて推計

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、第1期計画の基本的な考え方を継承するとともに、全ての子どもが安心して生活ができ、親も安心して子育てができるよう、行政と市民が一体となって子ども及び子育て家庭を支援していきます。

基本理念1 地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり

基本理念2 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本理念3 未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

(1) 地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり

子育てと就労の両立を望む親が、自らの意欲や能力を持って多様な働き方が選択できる柔軟な社会体制と、地域の様々なサポートを利用できる環境が望まれます。

市内には、子育て専門職や子育て支援の活動団体等、様々な地域の人材や施設等があるため、これらの社会資源を有効活用しながら、子育てにやさしい地域の環境づくりを目指していきます。

(2) 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

地域コミュニティの希薄化、児童虐待や子どもの貧困の社会問題化、また、近年における女性の就労率の上昇など、子育て環境を取り巻く様々な課題を解決するため、ハード面（環境整備）と、ソフト面（市民意識）の両面から子育て支援に取り組み、安心して生み育てることができる環境づくりを目指していきます。

(3) 未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

子どもが自ら「生きる力」を育み、人と人の関わりを通して豊かな人間性を形成し、次代の親になるための自立を養うことができる環境づくりが大切です。

将来を担う子どもたちの健全な育成に向けて、自立心や思いやりの心を育み、安心して地域で暮らせる環境づくりを目指していきます。

2 計画の視点

本計画においては、第1期計画の9つの基本的視点を取り入れ、子ども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した施策を推進し、子ども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を進めます。

2. 次代の親の育成という視点

豊かな人間性を育み、次代の親として自立できるよう、長期的視点に立ち子どもの健全育成のための取組を進めます。

3. サービス利用者の視点

社会及び生活環境の変化に伴い、子育て支援に関する利用者ニーズも多様化しているため、それらのニーズに柔軟に対応できるよう利用者の視点に立った取組を進めます。

4. 社会全体による支援の視点

保護者は、子育てにおいて第一義的責任を有するという基本認識の下、企業や行政、地域社会が一体的に子どもと家庭を支えていくことができるよう取組を進めます。

5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、働き方の見直しを推進していくためにも、企業をはじめとし社会全体で子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取組を進めます。

6. 全ての子どもと家庭への支援の視点

貧困や虐待等の社会的養護を必要とする子どもの増加に対して、個々で抱えている問題に対応できるよう体制整備を推進し、子どもと家庭への包括的な支援を進めます。

7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の関係団体や民間事業者、各種公共施設等の地域における様々な社会資源を有効に活用し、多様化するニーズに対応できるような取組を進めます。

8. サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービスの質と量を適切に確保することや、人材の資質向上、社会資源の整備の推進、情報公開やサービス評価等の取組を包括的に進めます。

9. 地域特性の視点

地域によって利用者ニーズは異なることから、市及び地域の現状を踏まえた実行性のある取組を有効的に進めます。

3 計画の基本目標

3つの基本理念を実現するため、9つの基本的視点を取り入れた5つの基本目標を設定し、第1期計画の評価等を踏まえ、各施策を実施するに当たり、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本目標1 地域で支える子育ての支援

地域交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進及びネットワークづくり等、地域社会が積極的に子育てをサポートし、多様なニーズに対応できるような子育て支援の充実に取り組めます。

基本目標2 母子保健施策の充実

子どもを産み育てる環境の変化に伴い、貧困や虐待、育児不安等様々な問題が顕在化しており、これらの問題に対応するため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育や医療の充実、食育の推進等を図ります。

基本目標3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

子どもが豊かな情操と創造力を持ち、心身ともに健全な調和のとれた人間形成を育むためには、様々な体験や交流活動を通じて「生きる力」を高めていくことが必要です。次代の子どもたちが健やかに成長できるよう環境の整備や教育力向上のための取組を推進します。

基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境を整備し意識啓発を図るとともに、安全で安心な暮らしができるよう生活環境の整備や、子どもの権利擁護の推進を図ります。

基本目標5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児及びその家族への支援、子どもの貧困対策の推進など、きめ細かな対応に取り組めます。

4 計画等の推進指標

推進指標を定め、指標の動向を確認し、施策の実施状況や効果等の検証・評価を行い、毎年の数値を管理していきます。

基本目標	指標項目	基礎資料	現状値	目標値 (令和6年度)	
	子育てをしやすいと答えた方の割合	まちづくり市民アンケート	62.8%	67%	
			(平成30年度)		
1	放課後子供教室の実施回数	社会教育課調べ	510回	510回	
	(平成30年度)				
	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の達成率	保育課調べ	79.3%	83%	
			(平成30年度)		
2	小児救急医療輪番制病院の診療日数(熊谷・深谷、児玉地区)	健康づくり課調べ	夜間 365日 休日の昼間 72日	夜間 365日 休日の昼間 72日	
			(平成30年度)		
3	熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』事業における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	学校教育課調べ	97%	100%	
			(平成30年度)		
4	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	男女共同参画室調べ	63.2%	80%	
			(平成30年度)		
	実践講座「どならない子育てを学ぼう」の実施回数	こども課調べ	18回	18回	
			(平成30年度)		
5	子どもの貧困に関する指標項目	基礎資料	現状値	目指す方向	
		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率(※1)	生活福祉課調べ	100%	
				(平成31年4月1日現在)	
		生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率(※2)	生活福祉課調べ	35.3%	
				(平成31年4月1日現在)	
		生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後の進路)(※3)	生活福祉課調べ	41.2%	
				(平成31年4月1日現在)	
生活保護世帯に属する子ども(18歳年度末まで)の割合	生活福祉課調べ	9.6%			
		(平成30年度)			
児童扶養手当受給世帯に属する子ども(18歳年度末まで)の人数	こども課調べ	2,021人			
		(平成30年度)			

- (※1) 被保護者であって、その年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうち、その年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいう。
- (※2) 被保護者であって、平成31年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。
- (※3) 被保護者であって、平成31年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

第4章

教育・保育事業等の量の見込みと 提供体制、確保の方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

(1) 提供区域

教育・保育事業等の提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。以下の事項を考慮し、市全体を1区域として設定しました。

- ・教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、居住地域にとらわれず、広域的に利用されている。
- ・利用者が特徴のある教育・保育を選択することができる。
- ・居住地域の人口変動に左右されることなく、需要推計を立てやすく、計画的に対応することができる。

(2) 認定区分と利用可能施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、1～3号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
教育・保育認定等	教育標準時間認定(幼稚園等での教育を希望)	保育認定(「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望)	保育認定(「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望)
利用可能施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育

※ 地域型保育…小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

2 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設

増大する保育ニーズに対応するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

ア 認定こども園、幼稚園（1号認定、満3歳以上）

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の 見込み	1号認定 (満3歳以上、保育の必要性なし、学校教育のみ)	2,738	2,629	2,525	2,448	2,387
	② 確保 方策					
	認定こども園	945	945	1,045	1,045	1,045
	幼稚園	190	190	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805
	計	2,940	2,940	3,040	3,040	3,040
	②－①	202	311	515	592	653

※2号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定の確保方策として考えます。

※「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。

イ 認定こども園、保育所（2号認定、満3歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	2号認定 (満3歳以上、保育の 必要性あり)	2,223	2,180	2,138	2,116	2,109
② 確保方策	認定こども園	347	347	407	407	407
	保育所	2,007	2,007	2,007	2,007	2,007
	計	2,354	2,354	2,414	2,414	2,414
②－①		131	174	276	298	305

ウ 認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度			
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳		
①	量の 見込み	3号認定 (満3歳未満、保育 の必要性あり)		183	1,230	184	1,246	187	1,258	189	1,274	191	1,293
②	確保 方策	認定こども園		18	123	18	123	24	147	24	147	24	147
		保育所		272	871	272	871	272	871	205	947	139	1,023
		特定地域型保育事業		28	90	28	105	28	123	28	123	28	123
		認可外保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		318	1,084	318	1,099	324	1,141	257	1,217	191	1,293
②－①		135	△146	134	△147	137	△117	68	△57	0	0		

※「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員19人以下で満3歳未満児を対象とする事業です。

【教育・保育施設の確保方策の考え方】

教育・保育施設の令和2年度末時点での定員数は、6,696人（1号認定2,940人、2号認定2,354人、3号認定1,402人）と見込まれ、見込量（6,374人）は上回っています。しかしながら、認定区分ごとでは、3号認定が11人不足するため、各年度の今後の入園（所）実数等を踏まえながら、幼稚園から認定こども園への移行、保育所の改修等や特定地域型保育事業を新たに認可すること等により、3号認定の定員増を図り、待機児童ゼロを目指します。

※量の見込みについて、1号認定はニーズ調査における実数、2号、3号認定は子育て安心プランのニーズ量算出値に現状の申込状況等を考慮し補正した数値です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、子ども及びその保護者等又は妊婦・産婦が教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量 の 見 込 み	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
	計 (か所)	8	8	8	8	8
確 保 方 策	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
	計 (か所)	8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

子育て家庭及び妊婦・産婦の個々の状況を把握し、施設や事業等の適切な利用支援、関係機関との連絡調整等を実施するため、専門資格を有するコーディネーター等を配置しています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

【基本型】 5 か所

子育て支援総合窓口 (こども課内)

地域子育て支援拠点に併設した相談室 (3 か所) /子育て支援コーディネーター

くまっこるーむ (本庁舎 6 階子育て世代包括支援センター内) /子育て支援コーディネーター

【特定型】 1 か所

保育コンシェルジュ (保育課内)

【母子保健型】 2 か所

くまっこるーむ (本庁舎 6 階子育て世代包括支援センター内、母子健康センター内) /母子保健コーディネーター (助産師)

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)		96,000	93,600	91,100	88,800	86,600
確保方策	(人回)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	(か所)	19	19	19	19	19

※「(人回)、(人日)」とは、延べ利用回数(日数)を表します。

【確保方策の考え方】

現在、おおむね中学校区に1か所を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談・援助、子育てサークルへの支援、育児情報の提供など施設ごとに工夫した様々な事業を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。今後も市報やホームページ等で事業の周知を図るとともに、既存の施設がそれぞれの特徴を生かし、事業内容の充実を図ることで、利用者の拡大に努めていきます。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、健やかな妊娠・出産のために妊娠期間中の適切な時期に受診する健康診査の助成を行う事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)	13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
確保方策 (人回)	13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 ※委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に14回受診できる健康診査助成券を交付します。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

エ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
確保方策 (人)	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託 保健師、助産師 ②熊谷市 保健師				

【確保方策の考え方】

母子健康センターの保健師が訪問するほか、訪問相談員として保健師・助産師へ委託しています。子育てに関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)	80	80	80	80	80
確保方策 (人回)	80	80	80	80	80
	実施機関：こども課 実施体制：保健師				

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した、子育てへの不安感・孤立感が高い家庭、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭等を保健師が訪問し、助言・指導を行っています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

また、要保護児童育成事業として、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、関係機関で構成されている要保護児童対策地域協議会を中心に情報を共有し、連携を図っていきます。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		80	80	80	80	80
確保方策	(人日)	80	80	80	80	80
	(か所)	7	7	7	7	7

【確保方策の考え方】

現在、7施設に委託して実施しています。今後も保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、保護者、児童養護施設との連携を図っていきます。

キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保方策 (人日)	ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

【確保方策の考え方】

現在、市が熊谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も依頼会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の拡大を進めるとともに、援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めます。

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		178,300	171,235	164,417	159,447	155,505
確保方策 (人日)	在園児対象型	178,300	178,300	178,300	178,300	178,300

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		21,558	20,876	20,190	19,634	19,143
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く。)	21,558	21,558	21,558	21,558	21,558

【確保方策の考え方】

現在、認定こども園及び幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内14か所で実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、市内14か所の保育所等で実施しています。現在の提供体制を確保していくことで、今後のニーズに対応していきます。

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	149	144	139	135	132
確保方策(人)	168	168	168	168	168

【確保方策の考え方】

現在でも、保護者の要望に対し必要な保育士数を配置することで対応可能であることから、今後も、現状のサービス提供体制の維持を図ります。

コ 病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	889	872	854	841	829
確保方策 (人日)	病児保育事業	3,065	3,065	3,065	3,065
	病児・緊急対応強化事業 (子育て援助活動支援事業)	360	360	360	360
	計	3,425	3,425	3,425	3,425

【確保方策の考え方】

現在、病児保育事業病児対応型は市内の病院1か所、病後児対応型は市内の保育所1か所、体調不良児対応型は市内の保育所2か所で実施しています。また、病児・緊急対応強化事業は、市が特定非営利法人「病児保育を作る会」に委託して実施しています。

病児保育事業については、現在の提供体制を確保し、今後のニーズに対応していきます。病児・緊急対応強化事業については、今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	2,659	2,757	2,852	2,923	2,988
1年生	702	727	713	673	645
2年生	633	632	654	642	606
3年生	544	532	531	550	539
4年生	486	523	585	657	756
5年生	227	266	280	309	342
6年生	67	77	89	92	100
確保方策(人)	2,631	2,741	2,846	2,926	2,996

【確保方策の考え方】

現在、市内55か所の児童クラブ（民間学童クラブ含む。）で実施し、総定員数は2,486人となっています。平成27年度から対象児童が小学校6年生までに拡大されたこともあり、今後も利用者の増加が予想されます。現在の定員では大幅な不足が見込まれるため、待機児童の状況に応じて令和6年度までに量の見込みを満たすよう、主に小学校の余裕教室等を活用した整備を計画的に進めるとともに、利用者の多様なニーズに即した提供体制を整えていきます。

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等又は特定子ども・子育て支援施設等に支払うべき副食材料費を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

国の動向に応じ助成を行っていきます。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

地域のニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を行っていきます。

第5章
施策の展開

施策の体系

基本目標 1 地域で支える子育ての支援

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】	
(1) 地域における子育て支援の充実	ア 児童の養育支援の充実	1 放課後児童健全育成事業 2 子どものショートステイ事業 3 病児保育事業 4 一時預かり事業（幼稚園） 5 一時預かり事業	6 養育支援訪問事業 7 ファミリー・サポート・センター事業 8 病児等緊急サポート事業 9 外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用支援
	イ 相談・情報提供の充実	1 児童相談事業 2 子育て世代包括支援センター運営事業 3 育児相談・運動相談 4 乳幼児及び妊産婦電話相談事業 5 訪問指導事業 6 こんにちは赤ちゃん事業	7 子育て情報の収集・提供の充実 8 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 9 地域における相談・情報提供の充実 10 生活相談 11 特設人権相談 12 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
	ウ 子育て支援の拠点整備・活動支援	1 地域子育て支援拠点の充実 2 児童館の活用	3 子育てサークルのネットワークづくり
(2) 保育の充実	ア 多様な保育の充実	1 認定こども園の設置促進 2 保育所施設の整備・充実 3 地域型保育事業の実施 4 延長保育事業	5 休日保育事業 6 障害児保育事業 7 駅前保育ステーション事業
	イ 保育の資質向上	1 保育士研修の充実 2 保育の情報提供の促進	3 認可外保育施設への指導 4 評価システムの構築
(3) 保育所待機児童の解消	ア 保育所待機児童の解消	1 待機児童の解消 2 一時預かり事業【再掲】	3 保育充実事業の実施 4 企業内保育所設置促進事業
(4) 児童の健全育成	ア 居場所づくりの推進	1 放課後児童健全育成事業【再掲】 2 児童館の活用【再掲】 3 放課後子供教室の推進	4 児童クラブ（民間学童クラブ含む。）と放課後子供教室の連携 5 子ども食堂の普及啓発 6 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発
	イ 各種交流活動の充実	1 地域交流の推進	2 子育て応援団事業
	ウ 文化・芸術活動の促進	1 文化・芸術とふれあう機会の促進	
	エ 読書活動の充実	1 学校図書館の充実 2 子ども読書活動推進事業	3 本とのふれあい事業 4 ブックスタート事業
	オ ショーン活動の充実	1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	2 レクリエーション活動機会の提供
	カ 自然体験の機会づくりの推進	1 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施 2 自然や科学に親しむ活動の推進	3 環境学習活動の充実 4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力
キ 指導者の育成促進	1 教職員の研修	2 青少年健全育成活動の支援	

基本目標 2 母子保健施策の充実

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】
(1) 子どもや母親の健康の確保	ア 母子保健事業の推進	1 子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】 2 マタニティキーホルダー配付事業 3 妊婦健康診査事業 4 妊婦歯科健康診査事業 5 産後ケア事業 6 乳児健康診査 7 1歳6か月児・3歳児健康診査 8 こんにちは赤ちゃん事業【再掲】 9 ママパパ教室 10 発達支援事業（すくすくスクール等） 11 離乳食教室 12 未熟児養育医療給付事業 13 未熟児訪問指導 14 産後うつ病地域連携システム 15 医療機関との連携
	イ 人材の育成	1 保健師等への各種研修 2 家庭児童相談員への各種研修
(2) 小児医療体制の充実	ア 小児救急医療体制の充実	1 小児救急医療体制の充実 2 休日・夜間急患診療所運営事業
	イ こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進	1 こども医療費助成 2 ひとり親家庭等医療費支給
(3) 食育の推進	ア 妊娠期からの食育の推進	1 ママパパ教室【再掲】 2 乳幼児栄養指導 3 離乳食教室【再掲】
	イ 食育の推進	1 保育所入所児童の食育の推進 2 栄養教諭の配置 3 食育の推進
(4) 思春期保健対策の充実	ア 子どもの心と体の健康支援	1 学校保健事業
	イ 地域保健と学校の連携による健康教育の実施	1 保健教育での指導の充実
	ウ 喫煙や薬物乱用に関する対策	1 喫煙を含めた健康教育の推進 2 薬物乱用防止教育の推進

基本目標3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	ア 確かな学力の向上	1 小学校・中学校の教育内容の充実 2 各教科主任会の充実 3 アシストの実施 4 くまなびスクール
	イ 豊かな心と健やかな体の育成	1 いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実 2 非行問題行動防止のためのネットワークの充実 3 街頭補導活動 4 学校保健事業【再掲】 5 学校保健会 6 共生社会推進のための交流教育の充実
	ウ 信頼される学校づくりの推進	1 外部評価等による信頼される学校づくり
	エ 乳幼児教育の充実	1 幼稚園教育の充実 2 認定こども園における幼児教育の充実 3 私立幼稚園への支援 4 幼・保・小との連携 5 保育所における幼児教育の充実 6 幼児教育・保育の質の向上
(2) 家庭教育への支援	ア 家庭教育に関する学習機会の充実	1 家庭教育学級の充実
	イ 子どもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり	1 熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』事業
(3) 地域の教育力の向上	ア 各種交流活動の充実	1 地域交流の推進【再掲】 2 子育て応援団事業【再掲】
	イ 文化・芸術活動の促進	1 文化・芸術とふれあう機会の促進【再掲】
	ウ 読書活動の充実	1 学校図書館の充実【再掲】 2 子ども読書活動推進事業【再掲】 3 本とふれあい事業【再掲】
	エ スポーツ・レクリエーション活動の充実	1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供【再掲】 2 レクリエーション活動機会の提供【再掲】
	オ 自然体験の機会づくりの推進	1 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施【再掲】 2 自然や科学に親しむ活動の推進【再掲】 3 環境学習活動の充実【再掲】 4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力【再掲】
	カ ボランティア活動等の推進	1 福祉教育の推進
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	ア 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1 受動喫煙防止対策の推進 2 環境浄化活動 3 携帯フィルタリングの普及

基本目標 4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	ア 住環境の支援	1 安心して子育てできる市営住宅の整備促進 2 勤労者住宅資金貸付 3 「総合戦略」三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業
	イ 安全・安心のまちづくりの推進	1 児童生徒の安全確保のための情報提供 2 公園の整備促進
(2) 子どもの安全の確保	ア 交通安全を確保するための活動の推進	1 通学路の安全対策の推進 2 交通ルールとマナーの理解促進 3 交通安全教育の充実 4 チャイルドシートの普及促進 5 小学校の登校時の立哨活動
	イ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進	1 「子ども110番の家」の設置の推進 2 児童生徒の安全確保のための情報提供 3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供 4 住民によるパトロール活動の促進 5 普及・啓発の促進
(3) 経済的負担の軽減	ア 経済的負担の軽減	1 パパ・ママ応援ショップ事業 2 こども医療費助成【再掲】 3 児童手当制度の充実 4 保育所等保育料の軽減 5 学童保育料の減免 6 児童生徒就学援助事業 7 育英資金貸付事業 8 入学準備金貸付事業 9 不妊治療費助成事業 10 早期不妊検査費助成事業 11 不育症治療費等助成事業 12 子育て応援自転車おでかけ事業 13 未熟児養育医療給付事業【再掲】 14 妊婦健康診査事業【再掲】 15 国民健康保険出産育児一時金の支給 16 国民年金保険料産前産後期間の免除 17 熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度 18 「総合戦略」おいでよ熊谷！新幹線らく賃通勤事業
(4) 職業生活と家庭生活との両立支援	ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し	1 男女共同参画の啓発推進 2 男性セミナーの開催 3 育児・介護休業制度の普及・定着の促進 4 子育て支援優良企業認定制度事業 5 再就職・再雇用の支援 6 雇用対策協議会 7 就職支援セミナーの開催 8 労働条件改善の促進
	イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備	1 認定こども園の設置促進【再掲】 2 保育所施設の整備・充実【再掲】 3 地域型保育事業の実施【再掲】 4 延長保育事業【再掲】 5 休日保育事業【再掲】 6 障害児保育事業【再掲】 7 駅前保育ステーション事業【再掲】 8 放課後児童健全育成事業【再掲】 9 一時預かり事業（幼稚園）【再掲】 10 病児保育事業【再掲】 11 病児等緊急サポート事業【再掲】
(5) 子どもの権利擁護の推進	ア 子ども憲章の普及・啓発	1 子ども憲章の普及・啓発
	イ 人権教育・人権保育の充実	1 人権教育の充実 2 人権保育の推進 3 子どもの人権についての意識啓発
	ウ 相談体制の充実	1 教育相談 2 不登校児童、生徒カウンセリング 3 学校適応指導教室 4 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実

基本目標 5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】	
(1) 児童虐待防止対策の充実	ア 虐待の早期発見・予防対策の推進	1 要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営 2 周知・啓発の促進 3 乳幼児健診未受診者への訪問 4 医療機関との連携【再掲】 5 保育所での児童の見守り	6 こんには赤ちゃん事業【再掲】 7 養育支援訪問事業【再掲】 8 産後うつ病地域連携システム【再掲】 9 実践講座「どならない子育てを学ぼう」
	イ 相談体制の整備・充実	1 相談体制の整備・充実 2 子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】 3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業【再掲】	4 関係機関・課との連携 5 児童保護相談の充実 6 ドメスティック・バイオレンス（DV）相談体制の充実
	ウ 心のケアが必要な家庭への支援	1 臨床心理士による相談	
	エ 里親制度の啓発	1 里親制度の普及	
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	ア ひとり親家庭の自立支援の推進	1 母子・父子家庭相談 2 児童扶養手当 3 遺児手当 4 ひとり親家庭等医療費支給【再掲】 5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 6 母子父子世帯向け市営住宅	7 交通遺児就学支度金 8 母子家庭等自立支援事業 9 母子家庭への就業支援 10 DV被害者自立支援の充実 11 母子生活支援施設等入所支援事業
(3) 障害児施策の充実	ア 保育の充実	1 障害児保育事業【再掲】	
	イ 居宅における障害児の養育支援	1 障害児生活サポート事業 2 児童居宅介護（ホームヘルプサービス） 3 児童短期入所（ショートステイ）	4 児童発達支援 5 放課後等デイサービス
	ウ 障害児の療育の充実	1 あかしあ育成園の療育内容の充実	
	エ リハビリテーションの充実	1 機能訓練・保育の充実	
	オ 放課後等における居場所の確保	1 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	2 特別支援学校放課後児童クラブへの支援
	カ 特別支援教育の充実	1 特別支援教育の充実 2 障害児のための学校の施設・設備の充実	3 ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援制度の推進 4 特別支援学級の整備推進
	キ 各種支援制度の充実	1 特別児童扶養手当等の充実 2 重度心身障害児医療費助成 3 補装具、生活用具の給付	4 障害児福祉手当 5 相談支援体制の充実

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】
(4) 子どもの貧困対策の推進	ア 教育の支援	1 小学校・中学校の教育内容の充実【再掲】 2 くまなびスクール【再掲】 3 学校保健事業【再掲】 4 幼稚園教育の充実【再掲】 5 私立幼稚園への支援【再掲】 6 家庭教育学級の充実【再掲】 7 熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』事業【再掲】 8 地域交流の推進【再掲】 9 学校図書館の充実【再掲】 10 本とふれあい事業【再掲】 11 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供【再掲】 12 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施【再掲】 13 自然や科学に親しむ活動の推進【再掲】 14 栄養教諭の配置【再掲】 15 食育の推進【再掲】 16 学校保健会【再掲】 17 保健教育での指導の充実【再掲】 18 喫煙を含めた健康教育の推進【再掲】 19 児童生徒就学援助事業【再掲】 20 育英資金貸付事業【再掲】 21 入学準備金貸付事業【再掲】 22 人権教育の充実【再掲】 23 子どもの人権についての意識啓発【再掲】 24 教育相談【再掲】 25 不登校児童、生徒カウンセリング【再掲】 26 学校適応指導教室【再掲】 27 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実【再掲】 28 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付【再掲】 29 交通遺児就学支度金【再掲】
	イ 生活の安定に資するための支援	1 児童相談事業【再掲】 2 育児相談・運動相談【再掲】 3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業【再掲】 4 子育て情報の収集・提供の充実【再掲】 5 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援【再掲】 6 訪問指導事業【再掲】 7 子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】 8 地域子育て支援拠点における利用者支援事業【再掲】 9 産後ケア事業【再掲】 10 マタニティキーホルダー配付事業【再掲】 11 妊婦健康診査事業【再掲】 12 乳児健康診査【再掲】 13 1歳6か月児・3歳児健康診査【再掲】 14 こんにちは赤ちゃん事業【再掲】 15 ママパパ教室【再掲】 16 発達支援事業（すくすくスクール等）【再掲】 17 未熟児訪問指導【再掲】 18 乳幼児栄養指導【再掲】 19 DV被害者自立支援の充実【再掲】 20 保育所入所児童の食育の推進【再掲】 21 離乳食教室【再掲】 22 ブックスタート事業【再掲】 23 通学路の安全対策の推進【再掲】 24 母子・父子家庭相談【再掲】 25 母子父子世帯向け市営住宅【再掲】 26 放課後子供教室の推進【再掲】 27 要保護児童対策地域協議会【再掲】 28 保育所での児童の見守り【再掲】 29 母子生活支援施設等入所支援事業【再掲】 30 障害児生活サポート事業【再掲】 31 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）【再掲】 32 児童短期入所（ショートステイ）【再掲】 33 児童発達支援【再掲】 34 放課後等デイサービス【再掲】 35 子ども食堂の普及啓発【再掲】 36 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発【再掲】 37 生活困窮者自立支援事業 38 生活保護事業

【主要課題】	【施策の方向】	【実施施策】	
(4) 子どもの貧困対策の推進	ウ 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労の支援	1 男女共同参画の啓発推進【再掲】 2 子育て支援優良企業認定制度事業【再掲】 3 就職支援セミナーの開催【再掲】 4 母子家庭等自立支援事業【再掲】	5 母子家庭への就業支援【再掲】 6 生活困窮者自立支援事業【再掲】 7 生活保護事業【再掲】
	エ 経済的支援	1 こども医療費助成【再掲】 2 ひとり親家庭等医療費支給【再掲】 3 パパ・ママ応援ショップ事業【再掲】 4 児童手当制度の充実【再掲】 5 保育所等保険料の軽減【再掲】 6 学童保育料の減免【再掲】 7 児童生徒就学援助事業【再掲】 8 育英資金貸付事業【再掲】 9 入学準備金貸付事業【再掲】 10 不妊治療費助成事業【再掲】 11 子育て応援自転車おでかけ事業【再掲】	12 未熟児養育医療給付事業【再掲】 13 妊婦健康診査事業【再掲】 14 産後ケア事業【再掲】 15 児童扶養手当【再掲】 16 遺児手当【再掲】 17 特別児童扶養手当等の充実【再掲】 18 重度心身障害児医療費助成【再掲】 19 補装具、生活用具の給付【再掲】 20 障害児福祉手当【再掲】 21 生活困窮者自立支援事業【再掲】 22 生活保護事業【再掲】

基本目標 1 地域で支える子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

全ての子育て家庭を支援する観点から、出産・育児不安の解消等に向けた、地域における子育て支援の充実を目指します。

新規・・・前計画である熊谷市子ども・子育て支援事業計画（第1期）（平成27年度から令和元年度までの5か年）の策定以降に開始した事業及び前計画以前から実施している事業であっても、体系等の見直しや変更等により新たに加わった事業

継続・・・前計画から引き続き実施する事業

拡充・・・前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

ア 児童の養育支援の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学6年生までの児童を、児童クラブにおいて預かる学童保育を実施しています。また、民間学童クラブに対し、事業の委託をするとともに、運営費等の助成をしています。待機児童の状況に応じて必要性が高い小学校に計画的に整備を進めるとともに、特に需要の高い夏季休業期間限定のクラブを開室し、令和6年度には量の見込みを満たしていきます。	拡充	保育課
2 子どものショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で養育する事業です。サービス利用希望者への周知は、ホームページ等で実施していますが、児童相談業務等のなかで制度の案内をしています。	継続	こども課
3 病児保育事業	生後6か月から満10歳未満の児童が病気・病気回復期である場合に、保育所等に付設された施設において、当該児童を一時的に預かる事業です。また、通所している保育所等で児童が体調不良になった場合、病児保育施設の看護師が児童を迎えに行く送迎病児保育事業も実施していきます。	継続	保育課
4 一時預かり事業（幼稚園）	保育日に、保護者の要望に応じて延長保育をする事業です。	継続	保育課
5 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。多様な保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	保育課
6 養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援事業を実施することで、安定した児童の養育を可能とすること等を目的としています。母子保健部門のこんにちは赤ちゃん事業との連携を図ります。	継続	こども課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
7 ファミリー・サポート・センター事業	「子育てのお手伝いをしてほしい方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業で社会福祉協議会に委託しています。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	継続	こども課
8 病児等緊急サポート事業	「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いをしてほしい方」と「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業で特定非営利活動法人「病児保育を作る会」に委託しています。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	継続	こども課
9 外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用支援	海外から帰国した幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。	新規	保育課

イ 相談・情報提供の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 児童相談事業	子どもの性格・生活習慣等についての相談、様々な悩みを抱える少年や保護者からの相談に対して、電話及び面談により助言を行う事業です。育児に関する相談窓口の周知徹底を図るとともに、保育所・幼稚園・学校等への訪問相談等を実施し、相談窓口としての機能を強化します。	継続	こども課
2 子育て世代包括支援センター運営事業	「子育て世代包括支援センター」において、母子保健コーディネーター(助産師)及び子育て支援コーディネーター(保育士等)が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報を提供し関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。また妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、母子保健の正しい知識を啓発すると共に、アンケート結果に基づいて面談を行い、ニーズを把握し相談・情報提供を行います。	新規 (H29年度～)	母子健康センター こども課
3 育児相談・運動相談	健診・訪問等により発育発達面において支援が必要と思われる乳幼児と保護者を対象に理学療法士・保健師・栄養士による個別相談を行います。	継続	母子健康センター

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
4 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	育児等に関する悩みに対して、気軽に相談ができるよう電話相談を行います。必要に応じ他のサービスを紹介します。	継続	母子健康センター
5 訪問指導事業	妊娠中や出産後、乳幼児期を通して必要に応じ家庭訪問し相談及び指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児宅に家庭訪問し、乳幼児の発育発達・養育状況を把握し、相談及び指導を行います。	継続	母子健康センター
6 こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成環境の確保を図ります。	継続	母子健康センター
7 子育て情報の収集・提供の充実	子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」を、出生届を提出した保護者に配布するとともに、こども課や母子健康センターにおいても配布しています。子育て支援総合窓口における情報の収集・提供の充実を図るとともに、子育て情報誌、「子育てガイドブック」、「ハロー子育て」の配布を継続して行い、子育てを支援していきます。また、地域子育て支援拠点のイベント情報等のメール配信サービスも行います。	継続	こども課
8 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	子育てサロン等の地域における子育て支援活動、児童の健全育成に関わる活動に対し、支援していきます。	継続	こども課 生活福祉課
9 地域における相談・情報提供の充実	地域における子育てサークルに対して情報を提供し、より身近な地域の相談窓口となるよう支援していきます。	継続	こども課
10 生活相談	生活相談員等が、生活する上での困りごとなどの相談を受け付けます。	新規 (H26年度以前～)	人権政策課
11 特設人権相談	人権擁護委員が、女性・子ども・高齢者等をめぐる人権の問題など、身近なことで困っていることについての相談を受け付けます。	新規 (H26年度以前～)	人権政策課
12 地域子育て支援拠点における利用者支援事業	地域子育て支援拠点3か所において相談室を設置し、専任職員を配置して気軽に子育ての悩みを相談できる場を提供しています。また、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点等の関係機関とも連携を図り、子育てに関する情報の提供を行うほか、地域連携事業として乳児健診時のおめでとうカードの配布等を行い、事業周知に努めます。	新規 (H29年度～)	こども課

ウ 子育て支援の拠点整備・活動支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 地域子育て支援拠点の充実	おおむね中学校区に1か所の地域子育て支援拠点を開設し、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進及び子育てに対する相談、情報提供、講習会等を実施しています。また、拠点職員の質の向上を図るため、研修会や情報交換会を行い拠点の充実を図っていきます。	継続	こども課
2 児童館の活用	児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする児童館を地域の拠点施設として有効活用を図ります。	継続	保育課
3 子育てサークルのネットワークづくり	児童館・公民館等において、地域における子育てサークルの活動を支援し、子育てサークルのネットワーク化を進めていきます。	継続	こども課

(2) 保育の充実

利用者の生活実態や意向を踏まえ、充実した保育の提供を目指します。

ア 多様な保育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 認定こども園の設置促進	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園の設置を促進します。	継続	保育課
2 保育所施設の整備・充実	待機児童の状況を勘案しながら、補助制度を活用し、民間保育所の整備を進めます。公立保育所については、耐震化と併せて適切な整備を推進するとともに、民営化や統廃合を検討します。	継続	保育課
3 地域型保育事業の実施	3歳未満の乳幼児を保育する地域型保育事業を実施します。	継続	保育課
4 延長保育事業	保育所の通常開設時間の前後に延長して行う保育です。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課
5 休日保育事業	日曜・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童の保育を行います。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課
6 障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を対象に、保育所で行う統合保育です。関係機関と連携を図りつつ支援します。	継続	保育課
7 駅前保育ステーション事業	籠原駅を利用する保護者の方を対象に、市内近隣の保育所に入所する児童の各保育所への送迎とそれに伴う保育を行います。	継続	保育課

イ 保育の資質向上

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 保育士研修の充実	新保育指針に則り保育の質を高める観点から各種研修会に参加し、保育士の資質向上を図ります。	継続	保育課
2 保育の情報提供の促進	各種媒体を活用し、広く・早く・正しい情報の提供を図ります。	継続	保育課
3 認可外保育施設への指導	安心・安全な保育を提供するため、認可外保育施設への指導監督を実施しています。基準に基づく適切な指導監督を実施し、施設の安全性、水準の確保に努めます。	継続	保育課
4 評価システムの構築	保育の内容向上と公正な保育の実施を目指しシステム構築を検討します。	継続	保育課

(3) 保育所待機児童の解消

子どもを安心して預けて働くことができるための受入体制を確保し、待機児童の解消を目指します。

ア 保育所待機児童の解消

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 待機児童の解消	認定こども園、保育所の増築や定員増等により、保育ニーズへの対応を図り、待機児童ゼロの継続に努めます。	継続	保育課
2 一時預かり事業	再掲（P 5 7 参照）	継続	保育課
3 保育充実事業の実施	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業を継続します。	継続	保育課
4 企業内保育所設置促進事業	埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金（整備費）の交付決定を受けている企業等が設置する企業内保育所の施設整備費の一部を補助することにより、保育サービスの拡大を図り、企業による子育て支援の促進と保育所待機児童の解消を目指します。	新規 (H28年度～)	商工業振興課

(4) 児童の健全育成

子どもたちが安全で安心して遊べる場を確保し、豊かな人間性の育成やコミュニケーション能力の向上を目指します。

ア 居場所づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 放課後児童健全育成事業	再掲（P 57 参照）	拡充	保育課
2 児童館の活用	再掲（P 60 参照）	継続	保育課
3 放課後子供教室の推進	未来の熊谷をつくる心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むため、地域の大人の力を結集し、学校・家庭・地域社会で子どもたちを育む機会や場を設け、地域で放課後等の安心・安全な活動拠点をつくとともに、子どもも大人も、生き生きと輝く社会を構築することを狙いとしています。現在、全29小学校区で実施されており、地域の方々の協力を得ながら合宿通学・農業体験・環境保全など地域の資源を生かした活動をしています。これからも引き続き、事業を推進していきます。	継続	社会教育課
4 児童クラブ（民間児童クラブ含む。）と放課後子供教室の連携	現在、放課後子供教室は29校全ての小学校区に、児童クラブは27校に設置しています。しかし、これまでは連携が十分とは言えず、今後相互に連携し、児童クラブと放課後子供教室の一体的実施への発展を目指していきます。また、福祉部と教育委員会とが情報交換を密にするほか、必要に応じて協議するなど連携を深めるとともに、居場所づくりの拠点として余裕教室を含めた学校施設の積極的な活用を図っていきます。	継続	保育課 社会教育課
5 子ども食堂の普及啓発	市内に開設されている子ども食堂について、広報活動の援助等を行います。	新規 (H30年度～)	こども課
6 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発	貧困の連鎖解消に向け社会貢献活動等を行う団体・企業や個人のネットワークである「こども応援ネットワーク埼玉」について、ホームページ等を用いて周知し、ネットワークがより広いものとなるように努めます。	新規 (R元年6月～)	こども課

イ 各種交流活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 地域交流の推進	学校や社会教育施設に安全で安心して活動できる子どもたちの居場所（活動拠点）をつくり、地域の大人たちを子どもたちの様々な体験活動のアドバイザーとして配置しています。指導者の資質向上及び各放課後子供教室相互の情報交換のための研修会等を実施します。	継続	社会教育課
2 子育て応援団事業	地域の公民館等で子育て応援団講演会を開催し、地域での子育て支援意識の高揚を図るとともに、ファミリーサポートセンター事業の周知や会員の増加をはじめとする、子育ての輪の拡大と強いネットワークづくりを図ります。	新規 (H29年度～)	こども課

ウ 文化・芸術活動の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 文化・芸術とふれあう機会の促進	社会教育施設において、青少年教育を実施し、陶芸や囲碁、郷土の歴史などにふれる機会を創設しています。子どもたちにわかりやすい講義と興味深い現地見学会を行い、文化・芸術及び郷土の歴史に興味を持てるよう、理解しやすい教室を開催します。	継続	社会教育課 熊谷図書館 中央公民館 プラネタリウム館

エ 読書活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 学校図書館の充実	年間9,000冊程度の図書を購入するとともに、各校に学校図書館補助員を配置し、読書活動を促し、心豊かな児童生徒の育成を目指した取組を行います。	継続	学校教育課
2 子ども読書活動推進事業	「熊谷市子ども読書活動推進計画」に基づき、おはなし会など、子ども向け事業の実施、学校図書館への支援や関係する各団体との連携協力を図ります。	継続	社会教育課 熊谷図書館
3 本とのふれあい事業	学校との連携・協力を深め、子どもの読書活動への取組に努めます。	継続	社会教育課
4 ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して言葉と心を通わすかけがえないひとときを持つことを応援する事業です。乳児健診時に図書館や絵本の読み聞かせボランティアと連携しながら、絵本をプレゼントします。	継続	母子健康センター 熊谷図書館

オ スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	各スポーツ団体の協力により、主に初心者・初級者を対象とした様々な種目のスポーツ教室を開催し、気軽にスポーツに親しめる機会を提供しています。体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等との連携により各種大会・講習会の充実を図ります。	継続	スポーツ観光課
2 レクリエーション活動機会の提供	レクリエーション活動を通して、子どもの体力の向上や健康保持・増進を推進するため、健全育成団体に対する支援を行っています。地域でのレク指導者養成のためのレクリエーション指導者講習会を実施していきます。	継続	こども課

カ 自然体験の機会づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	自然や科学に親しむ活動として、林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業を実施しています。ボランティアや他課との連携を進めていきます。	継続	学校教育課
2 自然や科学に親しむ活動の推進	自然体験活動やおもしろ実験を通して自然に関する興味、関心や楽しさを再発見できる教室を開催します。	継続	社会教育課 熊谷図書館 中央公民館
3 環境学習活動の充実	身近な環境問題にふれ、調査研究をすることにより、児童生徒の豊かな心を育てる教育の推進を図ることを目的としています。学校、家庭、地域との連携を進めていきます。	継続	学校教育課
4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	小・中学校と連携し、こどもエコクラブへの登録を推進します。	継続	環境政策課

キ 指導者の育成促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 教職員の研修	教員の指導技術と資質の向上を目指し、研修内容を厳選し、実施します。	継続	教育研究所
2 青少年健全育成活動の支援	子どもが豊かな人間性を育み、健やかに成長するよう、地域で活動している各種団体を支援しています。青少年健全育成団体の支援、活動の後援を行うことで、青少年の健全育成の充実を図ります。	継続	こども課

基本目標 2 母子保健施策の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を目指します。

ア 母子保健事業の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 子育て世代包括支援センター運営事業	再掲（P 5 8 参照）	新規（H29年度～）	母子健康センター こども課
2 マタニティキーホルダー配付事業	子育て支援の一環として、妊娠初期の大切な時期を地域ぐるみで応援していくために、妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解していただけるようにマタニティマークのキーホルダーを母子健康手帳の交付時に配付します。	継続	母子健康センター
3 妊婦健康診査事業	妊娠中の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査、風疹抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体検査、子宮頸がん検査、HTLV-1抗体検査、クラミジア検査、超音波検査等の公費負担を行っています。	継続	母子健康センター
4 妊婦歯科健康診査事業	妊娠期は、つわりやホルモンバランスの変化により、むし歯や歯周病になりやすく、歯周病菌の繁殖により、胎児に悪影響を及ぼし、早産や低体重児出産の原因となることから、妊娠中に歯科健診を行い、歯科疾患を早期発見し早期治療に繋げ、歯と口の健康の保持及び増進を図ります。	新規（R元年10月～）	母子健康センター
5 産後ケア事業	心身の不調や育児不安があり、家族などから家事や育児の支援が十分に受けられない母親と生後3か月未満の乳児を対象に、市内の協力産科医療機関の空きベット等を利用し、宿泊型又は通所型で心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制の確保を行います。	新規（H29年度～）	母子健康センター
6 乳児健康診査	乳児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、乳児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。	継続	母子健康センター
7 1歳6か月児・3歳児健康診査	幼児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、幼児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。	継続	母子健康センター
8 こんにちは赤ちゃん事業	再掲（P 5 9 参照）	継続	母子健康センター
9 ママパパ教室	初めてママやパパになる方を対象に、妊娠出産に関する必要な知識の普及や仲間づくりの機会として行います。	継続	母子健康センター

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
10 発達支援事業（すくすくスクール等）	健診結果等により、発達面において支援が必要と思われる幼児と保護者を対象に、言語聴覚士・臨床心理士による個別相談を実施しています。また、遊びを通じて発達能力を伸ばすとともに、保護者が子どもとの関わり方を学び、不安を解消できるよう集団による支援も行います。	継続	母子健康センター
11 離乳食教室	4か月から5か月児を第1子に持つ保護者を対象に、離乳食に関する講話と調理実習を行います。	継続	母子健康センター
12 未熟児養育医療給付事業	出生体重が2,000g以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた乳児で指定医療機関において、医師が入院治療が必要と認めた場合は、申請に基づきその治療費の公費負担を行います。	継続	母子健康センター
13 未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長と保護者の育児支援のために、家庭に訪問し、相談及び指導を行います。	継続	母子健康センター
14 産後うつ病地域連携システム	市内産科医療機関との連携により、産後うつ病を早期に発見し、早期支援を行うために、出産後1か月健診を受診する母親に対し、EPDS（産後うつ病質問票）を行い、その結果により、訪問や相談等を行い、必要がある場合は専門医へつなぎます。	継続	母子健康センター
15 医療機関との連携	医療機関から情報提供を受けたケースに対し、必要なサービスを提供します。	継続	母子健康センター

イ 人材の育成

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 保健師等への各種研修	専門職として各種研修等を受講することにより、資質の向上に努めます。	継続	母子健康センター
2 家庭児童相談員への各種研修	各種研修会を活用し、各種相談に対応できるよう資質の向上に努めます。	継続	こども課

（2）小児医療体制の充実

子どもが健やかに成長できる環境基盤として、救急医療の整備や医療費の助成など、ニーズに対応した小児医療の充実を目指します。

ア 小児救急医療体制の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 小児救急医療体制の充実	小児の救急医療体制を確保するため、小児救急参加病院の保持に努めます。また、救急医療知識や受診方法を市報や市のホームページでPRします。	継続	健康づくり課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
2 休日・夜間急患診療所運営事業	年間を通じ、休日及び夜間に診療所を開設することで、緊急時の医療体制を確保します。	継続	母子健康センター

イ こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 こども医療費助成	子どもに対する保険診療による一部負担金等を助成する事業です。高等学校卒業までの子どもに対する医療費を助成することで、子育てをする保護者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども課
2 ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等に対する保険診療による一部負担金等を支給する事業です。ひとり親家庭等に対する医療費を支給し、生活の安定と自立を支援します。	継続	こども課

(3) 食育の推進

子どもの食習慣の乱れから生じる様々な心と身体の健康問題に対し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育の推進を図ります。

ア 妊娠期からの食育の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 ママパパ教室	再掲（P 6 5 参照）	継続	母子健康センター
2 乳幼児栄養指導	乳児健康診査時においては、離乳食の進め方を通して、基本的な食習慣の指導を行います。また、1歳6か月児個別健康診査の事後指導者及び3歳児健康診査時においては、偏食・小食、その他食生活上の相談に応じることで、望ましい食習慣を身につけることができるよう支援します。	継続	母子健康センター
3 離乳食教室	再掲（P 6 6 参照）	継続	母子健康センター

イ 食育の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 保育所入所児童の食育の推進	食の大切さを子どもに伝えるため、食育を推進しています。また、同時に保護者にも食の大切さを伝えていきます。	継続	保育課
2 栄養教諭の配置	県教委から配置された栄養教諭を効果的に活用し、食育の推進に努めます。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
3 食育の推進	食育の計画的な推進と給食指導の充実を図っています。学校では全体計画及び指導計画を作成し各教科領域等で実施しています。具体的な学習活動としては「田植え」や「稲刈り」、「さつまいもの収穫」等、学校の実態に応じて取り組んでいます。学校、地域、家庭、行政等との連携に努めます。	継続	学校教育課

(4) 思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識、喫煙や薬物等に関する教育を行い、子どもの健全な成長が確保されるよう思春期保健対策の充実を図ります。

ア 子どもの心と体の健康支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 学校保健事業	幼児・児童・生徒の健康の維持増進、病気の早期発見・予防に努めています。学校保健委員会の活性化を図ります。小学校4年生を対象に小児生活習慣病予防の検診を実施しています。検診内容は血圧測定や血液検査等であり、病気の早期発見や生活習慣病予防につなげます。また、フッ化物を活用したう蝕予防に取り組む等により、子どもの健康増進につなげます。	継続	教育総務課

イ 地域保健と学校の連携による健康教育の実施

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 保健教育での指導の充実	保健教育のなかで性感染症の指導をしていくとともに、保健所のセミナーなどへの参加を促進し、指導充実のための専門機関との連携を図ります。	継続	学校教育課

ウ 喫煙や薬物乱用に関する対策

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 喫煙を含めた健康教育の推進	現在、小学校4年生を対象に受動喫煙検診を実施しています。保護者に対して受動喫煙による健康への影響を周知するなどにより、受動喫煙防止を図ります。	継続	教育総務課
2 薬物乱用防止教育の推進	各小・中学校では、年1回以上の薬物乱用防止教室を開催しています。また、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るために、「効果的な指導法についての研修会」への教職員の参加を積極的に呼びかけていきます。	継続	学校教育課

基本目標 3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育んでいくため、学校等における教育環境の整備を進めます。

ア 確かな学力の向上

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 小学校・中学校の教育内容の充実	各校における児童生徒の実態把握・授業の工夫改善に向けた指導を行い、「知・徳・体」の学力向上を図ります。	継続	学校教育課
2 各教科主任会の充実	各教科の主任会ごとに研究テーマを定め、年間指導計画の見直し等を行います。研究を深めるために必要に応じて各主任会で授業研究会を実施し、教員の指導力向上を図ります。	継続	学校教育課
3 アシストの実施	アシストとは、児童生徒の学習実態（通知票）を保護者に提供する回数を増やす取組です。これにより、学校と保護者でこまめに学習状況等を把握することで、児童生徒の学力向上を図ることができます。各校で工夫、改善をしながら実施していきます。	継続	学校教育課
4 くまなびスクール	退職教員や教員免許状保有者、大学生を学習支援員とし、土曜、放課後等を利用して、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導を行い、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ります(市内全小中学校で実施)。	新規 (H27年度～)	学校教育課

イ 豊かな心と健やかな体の育成

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実	学校におけるいじめ・不登校の予防や取組、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、いじめの根絶や学校復帰に向けた取組を行っています。また、平成26年8月に策定した「熊谷市いじめのための基本的な方針」や同年9月に制定した「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を基に、学校・家庭・地域が連携し地域に根ざした教育を推進します。	継続	学校教育課
2 非行問題行動防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童生徒の減少を目指し設置した熊谷市生徒指導連絡協議会を中心に、本市の生徒指導の課題について、学校と関係諸機関とが更に連携を図り充実できるよう努めていきます。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
3 街頭補導活動	非行の芽といわれる不良行為等をしている少年少女を早期に発見し、非行を未然に防止することを目的としています。少年補導員に対し少年補導センターからの働きかけや各班内の連絡強化により補導活動の参加率向上を図ります。	継続	少年補導センター
4 学校保健事業	再掲（P68参照）	継続	学校教育課 教育総務課
5 学校保健会	市内各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長等で熊谷市学校保健会を組織し、講演会や研修会の開催などを通じて、学校保健の推進に努めます。	継続	教育総務課
6 共生社会推進のための交流教育の充実	特別支援学校と市内小・中学校における支援籍学習（交流）の推進や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進することにより、共生社会の充実を図ります。	継続	教育研究所

ウ 信頼される学校づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 外部評価等による信頼される学校づくり	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入や外部評価、学習案内「シラバス」の発行等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりと学校経営の改善を図っています。1年間を見通した評議の運営と内容の充実を図ります。また、いじめ問題に関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決を図り、いじめのない社会の構築に努めます。	継続	学校教育課

エ 乳幼児教育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 幼稚園教育の充実	小学校への滑らかな接続を目指し、幼児教育のさらなる充実を図ります。	継続	学校教育課
2 認定こども園における幼児教育の充実	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園の設置を促進し、幼児教育と保育を一体的に行い、充実を図ります。	継続	保育課
3 私立幼稚園への支援	私立幼稚園に通っている園児が、それぞれの幼稚園で充実した教育が受けることができるように、市内の各私立幼稚園に補助金を支出しています。	継続	学校教育課
4 幼・保・小との連携	幼稚園・保育所において、小学校との交流・情報交換を通して学校教育への滑らかな接続を図り、子どもの育ちを支援します。また、幼保小連絡協議会の活性化と幼保小連携教育の充実を図ります。	継続	保育課 学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
5 保育所における幼児教育の充実	新保育指針に則り「養護と教育を一体的に行うことを特性とする」保育所の保育内容の充実を図ります。	継続	保育課
6 幼児教育・保育の質の向上	特定教育・保育施設等を実施する複数の指導監督等について、県と連携を図り監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるようにします。	新規 (H27年度～)	保育課

(2) 家庭教育への支援

核家族の増加や少子化の進行による家庭での教育力低下が指摘されている中、家庭教育を尊重しながら、子育てに関する学習機会や情報提供、相談支援の体制整備を図り、家庭教育の向上を目指します。

ア 家庭教育に関する学習機会の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 家庭教育学級の充実	親が子どもに及ぼす影響を自覚し、成育の基本的な場である家庭の環境づくりに積極的に取り組むとともに、家庭教育の大切さを自覚させることを目的としています。現在、各学校で実施している事業を継続させ、全小中学校が家庭教育学級に取り組むことにより、学習機会の充実を図ります。	継続	社会教育課

イ 子どもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 熊谷の子どもたちは、これができる！『4つの実践』と『3減運動』事業	子どもたちの「生きる力」を支える基本的な生活習慣の確立を目指して、①朝ごはんをしっかり食べる、②呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする、③「ありがとう」「ごめんなさい」と言う、④友だちをたくさんつくる、の『4つの実践』と①テレビの時間を減らします、②ゲームの時間を減らします、③スマートフォン・携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします、の『3減運動』に大人が手本となって取り組んでいます。学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした教育を推進していきます。	継続	学校教育課

(3) 地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が互いに連携し、子どもの主体性や考える力、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための教育環境の充実を目指します。

ア 各種交流活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 地域交流の推進	再掲（P 6 3 参照）	継続	社会教育課
2 子育て応援団事業	再掲（P 6 3 参照）	新規 （H29 年度～）	こども課

イ 文化・芸術活動の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 文化・芸術とふれあう機会の促進	再掲（P 6 3 参照）	継続	社会教育課 熊谷図書館 中央公民館 プラネタリウム館

ウ 読書活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 学校図書館の充実	再掲（P 6 3 参照）	継続	学校教育課
2 子ども読書活動推進事業	再掲（P 6 3 参照）	継続	社会教育課 熊谷図書館
3 本とのふれあい事業	再掲（P 6 3 参照）	継続	社会教育課

エ スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	再掲（P 6 4 参照）	継続	スポーツ観光課
2 レクリエーション活動機会の提供	再掲（P 6 4 参照）	継続	こども課

オ 自然体験の機会づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	再掲（P 6 4 参照）	継続	学校教育課
2 自然や科学に親しむ活動の推進	再掲（P 6 4 参照）	継続	社会教育課 熊谷図書館 中央公民館
3 環境学習活動の充実	再掲（P 6 4 参照）	継続	学校教育課
4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	再掲（P 6 4 参照）	継続	環境政策課

カ ボランティア活動等の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 福祉教育の推進	車いす体験や高齢者及び障害者の疑似体験等の活動を通じて、福祉教育を推進しています。学校、家庭、地域との連携を推進します。	継続	学校教育課

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットやメディアを通じた性や暴力等に関する過激な情報や不良行為など、子どもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進し、安全で安心できる子育て環境を支援します。

ア 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 受動喫煙防止対策の推進	市有施設における受動喫煙を防止するため、敷地内の禁煙を推進します。	継続	健康づくり課
2 環境浄化活動	青少年に有害な社会環境を浄化するため、チラシ・ポスター・無許可看板の撤去に協力しています。引き続き、街頭補導時に公衆電話ボックスなどに貼られている青少年に有害なチラシやシールを撤去していきます。	継続	少年補導センター
3 携帯フィルタリングの普及	携帯フィルタリングでは、携帯電話の有害サイトへの接続を制限することを目的としています。パンフレット等を作成し、児童生徒に指導するとともに、市PTA連合会の協力を得て、保護者に啓発する等、学校が中心となって家庭、地域と連携し、携帯フィルタリングの普及を図ります。	継続	学校教育課

基本目標 4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安全で安心な暮らしができるよう、住環境の整備をはじめとするハード面と、情報提供などのソフト面での支援を推進します。

ア 住環境の支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 安心して子育てできる市営住宅の整備促進	安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図ることを目的としています。平成23年3月に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストック住宅の長寿命化を図りながら住環境の整備を行います。	継続	営繕課
2 勤労者住宅資金貸付	勤労者の福祉の向上を目的としています。市外からの転入者を増やすため転入者には、より優遇された利子補助を行います。	継続	商工業振興課
3 「総合戦略」三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業	親世帯と子世帯がお互い支えあいながら生活するために、市内で同居または近居するための住宅を新築・購入や増改築した場合にその費用の一部を補助します。	新規 (H27年度～)	長寿いきがい課

イ 安全・安心のまちづくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では「学校すぐメール」を保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	継続	学校教育課
2 公園の整備促進	老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を実施し、誰もが安全で安心して利用できる公園を整備促進します。	継続	公園緑地課

(2) 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

ア 交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 通学路の安全対策の推進	通学路安全対策事業として、全ての小学校を対象に、半径1キロメートル範囲の通学路の交通安全対策を令和3年度までに実施します。	継続	維持課
	学校を通じて通学路の安全対策上の問題箇所を取りまとめ、関係機関等へ対策を依頼し、改善につなげます。	継続	教育総務課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
2 交通ルールとマナーの理解促進	学校等で交通安全教室を実施します。具体的には、幼稚園・保育所（園）・小学校低学年では安全な歩行と道路の渡り方、小学校高学年・中学校では、自転車の安全利用などです。また、学校等への交通安全チラシ等を配布します。	継続	安心安全課
3 交通安全教育の充実	幼児・児童・生徒に対し、正しい交通ルールと交通マナーが身に付けられるよう交通安全教室や安全学習等を行い、交通事故防止を図っています。	継続	学校教育課
4 チャイルドシートの普及啓発	市報等による広報や、街頭啓発活動などを実施します。	継続	安心安全課
5 小学生の登校時の立哨(りっしょう)活動	交通指導員による立哨(りっしょう)活動を実施します。	継続	安心安全課

イ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 「子ども110番の家」の設置の推進	犯罪から子どもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の設置をしています。管理運営している小中学校PTAと協力し、協力世帯の拡大及び子どもたちへの設置場所の周知徹底に努めます。	継続	こども課
2 児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では防犯メールを保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	継続	学校教育課
3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供	関係機関と連携を強化し、各種媒体を活用した迅速な情報伝達を図ります。	継続	保育課
4 住民によるパトロール活動の促進	パトロール活動の促進に向けて、自主防犯組織に対し防犯パトロール用品を貸与します。	継続	安心安全課
5 普及・啓発の促進	防犯に対する市民への普及・啓発に係る事業を行っています。児童・生徒の下校時にあわせて青パト巡回を実施します。また、市報に防犯啓発情報を掲載します。さらに、防犯教室等の講座を実施します。	継続	安心安全課

(3) 経済的負担の軽減

パパ・ママ応援ショップ事業をはじめ、各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

ア 経済的負担の軽減

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 パパ・ママ応援ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページや市報等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めていきます。	継続	こども課
2 こども医療費助成	再掲（P 6 7 参照）	継続	こども課
3 児童手当制度の充実	次代の社会を担う子どもたちの育ちを社会全体で支援することを目的としています。	継続	こども課
4 保育所等保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で3歳以上児及び2歳児以下の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無料となります。また、その他の3歳未満児について、国・県の減免基準に則り、または他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めていきます。	継続	保育課
5 学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施していきます。	継続	保育課
6 児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図っています。	継続	教育総務課
7 育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与して、その才能育成を目的としています。	継続	教育総務課
8 入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図り、教育の振興に資することを目的としています。	継続	教育総務課
9 不妊治療費助成事業	不妊治療費助成事業の推進を図ります。	継続	健康づくり課
10 早期不妊検査費助成事業	少子化対策の出産支援として、夫婦が共に受けた不妊検査に係る費用の一部を助成します。	新規 (H29年度～)	健康づくり課
11 不育症治療費等助成事業	子どもを望む夫婦に対して、不育症検査及び不育症治療に係る費用の一部を助成します。	新規 (H30年度～)	健康づくり課
12 子育て応援自転車おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児2人同乗用自転車及び2席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限3万円）を補助します。	継続	こども課
13 未熟児養育医療給付事業	再掲（P 6 6 参照）	継続	母子健康センター
14 妊婦健康診査事業	再掲（P 6 5 参照）	継続	母子健康センター
15 国民健康保険出産育児一時金の支給	国民健康保険被保険者の方が妊娠85日以上で出産をしたとき、出産育児一時金が支給されます。ただし、ほかの健康保険から支給される場合は除きます。	新規 (H26年度以前～)	保険年金課
16 国民年金保険料産前産後期間の免除	国民年金第1号被保険者の方が出産するとき、産前産後期間の国民年金保険料が届出により免除されます。	新規 (H31年4月～)	保険年金課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
17 熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度	定住促進の施策として、転入から3年以内に住宅を新築又は購入し、かつ所有者又はその配偶者が40歳未満の要件で、家屋にかかる固定資産税・都市計画税を3年から最高で7年間、条例により課税を免除します。	新規 (H27年度～)	資産税課
18 「総合戦略」および熊谷！新幹線らく賃通勤事業	熊谷市に転入した40歳未満の方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。	新規 (H28年度～)	企画課

(4) 職業生活と家庭生活との両立支援

働く意欲を持つ人の労働市場への参加と、結婚・出産・子育てにおける家庭生活の実現は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保する必要があります。事業者に対し柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
2 男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	継続	男女共同参画室
3 育児・介護休業制度の普及・定着の促進	育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	継続	商工業振興課
	育児・介護休業制度について理解を深め、男性を含めた育児・介護休業取得促進に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
4 子育て支援優良企業認定制度事業	子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対し、「子育て支援優良企業」として認定し、取組の普及促進や子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図っていきます。	継続	こども課
5 再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎1階ロビーに掲示及び配布します。	継続	商工業振興課
6 雇用対策協議会	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的としています。引き続き外部団体である雇用対策協議会に参画します。	継続	商工業振興課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
7 就職支援セミナーの開催	就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	継続	男女共同参画室
8 労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図っています。	継続	商工業振興課

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 認定こども園の設置促進	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
2 保育所施設の整備・充実	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
3 地域型保育事業の実施	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
4 延長保育事業	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
5 休日保育事業	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
6 障害児保育事業	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
7 駅前保育ステーション事業	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課
8 放課後児童健全育成事業	再掲（P 5 7 参照）	拡充	保育課
9 一時預かり事業（幼稚園）	再掲（P 5 7 参照）	継続	保育課
10 病児保育事業	再掲（P 5 7 参照）	継続	保育課
11 病児等緊急サポート事業	再掲（P 5 8 参照）	継続	こども課

（５）子どもの権利擁護の推進

平成18年5月5日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針とした子どもの人権尊重について、普及・啓発に努め、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

ア 子ども憲章の普及・啓発

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 子ども憲章の普及・啓発	未来を担う子どもたちの人権を尊重し、全ての子どもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	継続	こども課

イ 人権教育・人権保育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指していきます。	継続	社会教育課
2 人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期にあります。全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進していきます。	継続	保育課
3 子どもの人権についての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基に子どもの人権について意識啓発に努めます。	継続	学校教育課

ウ 相談体制の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	継続	教育研究所
2 不登校児童、生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指しています。教職員の資質向上と組織的・機能的な教育相談の充実を図ります。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等の有効活用を図ります。さらに、登校支援推進事業の充実を図ります。	継続	教育研究所
3 学校適応指導教室	市立小・中学校における不登校児童、生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市学校適応指導教室「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援計画及び学校との連携を図ります。また、体験活動を含む行事の充実を図るとともに、教室環境の充実を図ります。	継続	教育研究所
4 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童、生徒の減少を目指し、熊谷市生徒指導連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。引き続き、生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	継続	学校教育課

基本目標 5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関しては、家庭からの相談対応などによる発生防止から、虐待を受けた児童の自立支援まで、長期的・継続的な支援体制を推進し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

ア 虐待の早期発見・予防対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	虐待をはじめ、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、関係機関と連携し、協議会機能の充実を図ります。	継続	こども課
2 周知・啓発の促進	広報・ホームページ等に掲載し、各種イベント等でチラシを配布するとともに、講演会を開催することによって啓発を促進し、地域の見守りも含めて、早期発見に努めます。	継続	こども課
3 乳幼児健診未受診者への訪問	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の未受診児のいる家庭を訪問し、乳幼児の発育発達の確認や家庭の状況を把握します。	継続	母子健康センター
4 医療機関との連携	再掲（P 66 参照）	継続	母子健康センター
5 保育所での児童の見守り	児童虐待の防止、早期発見に努めます。	継続	保育課
6 こんにちは赤ちゃん事業	再掲（P 59 参照）	継続	母子健康センター
7 養育支援訪問事業	再掲（P 57 参照）	継続	こども課
8 産後うつ病地域連携システム	再掲（P 66 参照）	継続	母子健康センター
9 実践講座「どならない子育てを学ぼう」	子どものしつけに関して、悩みを抱えている保護者等を対象に、ほめ方・しかり方、コミュニケーションを学ぶ講座を開催し子育てを支援します。	新規 (H26年度以前～)	こども課

イ 相談体制の整備・充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 相談体制の整備・充実	児童相談の窓口として、相談体制の整備を図るとともに、福祉、保健、教育等関係機関との連絡調整を行う等、柔軟に対応していきます。	継続	こども課
2 子育て世代包括支援センター運営事業	再掲（P 58 参照）	新規 (H29年度～)	母子健康センター こども課
3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	再掲（P 59 参照）	継続	母子健康センター

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
4 関係機関・課との連携	乳幼児健診などの母子保健事業を通じて把握した虐待の疑いがある家庭に対し、児童相談所や関連部署との連携を図りながら、育児支援を行います。	継続	母子健康センター
5 児童保護相談の充実	虐待等により保護が必要な児童に関する相談に応じ、児童相談所・警察署等関係機関と連携し対応していきます。	継続	こども課
6 ドメスティック・バイオレンス（DV）相談体制の充実	DV被害者からの相談を受け、特に児童虐待対応との連携を強化し、DV被害者及び同伴する家族の保護に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、より一層の相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画室

ウ 心のケアが必要な家庭への支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 臨床心理士による相談	心の病や悩みを持つ子どもや親の心理的ケアを図るため、臨床心理士による相談を行います。	継続	こども課 男女共同参画室

エ 里親制度の啓発

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 里親制度の普及	里親制度の周知や、里親候補の開拓のため、市報やホームページ、または、チラシの配布により普及啓発を行います。	継続	こども課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における経済面や日常生活面での悩みや不安を解消し、社会的自立に向けた精神的側面と経済的側面の両面で支援を行います。

ア ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 母子・父子家庭相談	ひとり親家庭へ相談支援を行っています。相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供していきます。	継続	こども課
2 児童扶養手当	父又は母のいない家庭、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童を養育する父、母又は養育者に対し、児童が18歳に達する年度末まで手当を支給します。児童の健全育成及び福祉の増進を図ります。	継続	こども課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
3 遺児手当	両親又は片親が死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。児童の生活の向上及び福祉の増進を図ります。	継続	こども課
4 ひとり親家庭等医療費支給	再掲（P 6 7 参照）	継続	こども課
5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度です。安心実現のために今後も継続していきます。	継続	こども課
6 母子父子世帯向け市営住宅	限られた住宅ストックのなかで、可能な範囲で母子父子世帯向け住宅を増やし、公募を行います。	継続	営繕課
7 交通遺児就学支度金	交通遺児が小学校又は中学校へ入学する場合に就学支度金を支給します。交通遺児に将来への希望を与え、心身の健全な育成を図ります。	継続	こども課
8 母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業です。ホームページや市報等に掲載し、事業周知に努めます。また、関係機関との連携を図ります。	継続	こども課
9 母子家庭への就業支援	ハローワークマザーズコーナーとの連携を図り、母子家庭の母の就業を支援します。	継続	こども課
10 DV被害者自立支援の充実	DV被害者が自立できるよう関係機関と連携し、様々な支援を行います。	継続	男女共同参画室
11 母子生活支援施設等入所支援事業	配偶者のいない女子等で、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設へ入所措置をします。妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合には、助産施設へ入所措置をします。	継続	こども課

（3）障害児施策の充実

障害のある子どもに対して、自立に向けた支援、年齢や環境に応じた支援など、長期的な視点を含めた包括的な支援に取り組みます。

ア 保育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 障害児保育事業	再掲（P 6 0 参照）	継続	保育課

イ 居宅における障害児の養育支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 障害児生活サポート事業	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図っています。また、真に必要な登録利用者へ制度の周知を図ります。	継続	障害福祉課
2 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
3 児童短期入所（ショートステイ）	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
4 児童発達支援	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
5 放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課

ウ 障害児の療育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 あかしあ育成園の療育内容の充実	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保育課

エ リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 機能訓練・保育の充実	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図ります。	継続	保育課

オ 放課後等における居場所の確保

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	保護者が労働等で昼間家庭にいない障害児で、集団保育と通所が可能な方を対象として受け入れを行います。	継続	保育課
2 特別支援学校放課後児童クラブへの支援	特別支援学校に通学する障害児の放課後の健全育成を図るため、民間特別支援学校学童クラブに対し事業の補助を行います。	継続	保育課

カ 特別支援教育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 特別支援教育の充実	障害児等の適応指導、相談を行っています。常時、保護者等が相談できる体制を整備し、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズを掌握する取組を行います。	拡充	教育研究所
2 障害児のための学校の施設・設備の充実	障害のある児童・生徒の必要性に応じてスロープ・障害者トイレを設置しています。ノーマライゼーション教育推進事業との連携もしていきます。学校や社会の要望あるいは法令等による施設・設備の改修・設置を行います。	継続	教育総務課
3 ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	特別支援学校との更なる連携を図り、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進します。	継続	教育研究所
4 特別支援学級の整備推進	各小中学校の特別支援教育体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級を整備します。	継続	教育研究所

キ 各種支援制度の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 特別児童扶養手当等の充実	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図っています。	継続	障害福祉課
2 重度心身障害児医療費助成	重度の身体障害及び知的障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図っています。	継続	障害福祉課
3 補装具、生活用具の給付	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図っています。	継続	障害福祉課
4 障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図っています。	継続	障害福祉課
5 相談支援体制の充実	障害のある方やその家族などの身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センターくまさぼ」を本庁舎内に設置し、相談内容に応じた情報提供を行っています。関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことにより、相談体制の充実を図ります。	新規 (H31年 4月～)	障害福祉課

(4) 子どもの貧困対策の推進

ア 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けられなければなりません。

教育の支援では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や幼児教育の充実、家庭教育への支援、地域の教育力の向上及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 小学校・中学校の教育内容の充実	再掲（P 6 9 参照）	継続	学校教育課
2 くまなびスクール	再掲（P 6 9 参照）	新規 (H27 年度～)	学校教育課
3 学校保健事業	再掲（P 6 8 参照）	継続	教育総務課
4 幼稚園教育の充実	再掲（P 7 0 参照）	継続	学校教育課
5 私立幼稚園への支援	再掲（P 7 0 参照）	継続	学校教育課
6 家庭教育学級の充実	再掲（P 7 1 参照）	継続	社会教育課
7 熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』事業	再掲（P 7 1 参照）	継続	学校教育課
8 地域交流の推進	再掲（P 6 3 参照）	継続	社会教育課
9 学校図書館の充実	再掲（P 6 3 参照）	継続	学校教育課
10 本とのふれあい事業	再掲（P 6 3 参照）	継続	社会教育課
11 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	再掲（P 6 4 参照）	継続	スポーツ観光課
12 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	再掲（P 6 4 参照）	継続	学校教育課
13 自然や科学に親しむ活動の推進	再掲（P 6 4 参照）	継続	社会教育課 熊谷図書館 中央公民館
14 栄養教諭の配置	再掲（P 6 7 参照）	継続	学校教育課
15 食育の推進	再掲（P 6 8 参照）	継続	学校教育課
16 学校保健会	再掲（P 7 0 参照）	継続	学校教育課
17 保健教育での指導の充実	再掲（P 6 8 参照）	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
18 喫煙を含めた健康教育の推進	再掲（P 6 8 参照）	継続	教育総務課
19 児童生徒就学援助事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	教育総務課
20 育英資金貸付事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	教育総務課
21 入学準備金貸付事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	教育総務課
22 人権教育の充実	再掲（P 7 9 参照）	継続	社会教育課
23 子どもの人権についての意識啓発	再掲（P 7 9 参照）	継続	学校教育課
24 教育相談	再掲（P 7 9 参照）	継続	教育研究所
25 不登校児童・生徒カウンセリング	再掲（P 7 9 参照）	継続	教育研究所
26 学校適応指導教室	再掲（P 7 9 参照）	継続	教育研究所
27 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	再掲（P 7 9 参照）	継続	学校教育課
28 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	再掲（P 8 2 参照）	継続	こども課
29 交通遺児就学支度金	再掲（P 8 2 参照）	継続	こども課

イ 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子どもについて、それによって、様々な不利を背負うばかりではなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

生活の安定に資するための支援では、子どもとその保護者が安定した生活ができるよう、相談支援の充実や居場所づくりの支援など、総合的に支援を推進していきます。

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 児童相談事業	再掲（P 5 8 参照）	継続	こども課
2 育児相談・運動相談	再掲（P 5 8 参照）	継続	母子健康センター
3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	再掲（P 5 9 参照）	継続	母子健康センター
4 子育て情報の収集・提供の充実	再掲（P 5 9 参照）	継続	こども課
5 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	再掲（P 5 9 参照）	継続	こども課 生活福祉課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
6 訪問指導事業	再掲 (P 5 9 参照)	継続	母子健康センター
7 子育て世代包括支援センター運営事業	再掲 (P 5 8 参照)	新規 (H29 年度～)	母子健康センター こども課
8 地域子育て支援拠点における利用者支援事業	再掲 (P 5 9 参照)	新規 (H29 年度～)	こども課
9 産後ケア事業	再掲 (P 6 5 参照)	新規 (H29 年度～)	母子健康センター
10 マタニティキーホルダー配付事業	再掲 (P 6 5 参照)	継続	母子健康センター
11 妊婦健康診査事業	再掲 (P 6 5 参照)	継続	母子健康センター
12 乳児健康診査	再掲 (P 6 5 参照)	継続	母子健康センター
13 1歳6か月児・3歳児健康診査	再掲 (P 6 5 参照)	継続	母子健康センター
14 こんにちは赤ちゃん事業	再掲 (P 5 9 参照)	継続	母子健康センター
15 ママパパ教室	再掲 (P 6 5 参照)	継続	母子健康センター
16 発達支援事業(すくすくスクール等)	再掲 (P 6 6 参照)	継続	母子健康センター
17 未熟児訪問指導	再掲 (P 6 6 参照)	継続	母子健康センター
18 乳幼児栄養指導	再掲 (P 6 7 参照)	継続	母子健康センター
19 DV被害者自立支援の充実	再掲 (P 8 2 参照)	継続	男女共同参画室
20 保育所入所児童の食育の推進	再掲 (P 6 7 参照)	継続	保育課
21 離乳食教室	再掲 (P 6 6 参照)	継続	母子健康センター
22 ブックスタート事業	再掲 (P 6 3 参照)	継続	母子健康センター
23 通学路の安全対策の推進	再掲 (P 7 4 参照)	継続	教育総務課
24 母子・父子家庭相談	再掲 (P 8 1 参照)	継続	こども課
25 母子父子世帯向け市営住宅	再掲 (P 8 2 参照)	継続	営繕課
26 放課後子供教室の推進	再掲 (P 6 2 参照)	継続	社会教育課
27 要保護児童対策地域協議会(要対協)の運営	再掲 (P 8 0 参照)	継続	こども課
28 保育所での児童の見守り	再掲 (P 8 0 参照)	継続	保育課
29 母子生活支援施設等入所支援事業	再掲 (P 8 2 参照)	継続	こども課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
30 障害児生活サポート事業	再掲（P 8 3 参照）	継続	障害福祉課
31 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	再掲（P 8 3 参照）	継続	障害福祉課
32 児童短期入所（ショートステイ）	再掲（P 8 3 参照）	継続	障害福祉課
33 児童発達支援	再掲（P 8 3 参照）	継続	障害福祉課
34 放課後等デイサービス	再掲（P 8 3 参照）	継続	障害福祉課
35 子ども食堂の普及啓発	再掲（P 6 2 参照）	新規 （H30 年度～）	こども課
36 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発	再掲（P 6 2 参照）	新規 （R 元年 6 月～）	こども課
37 生活困窮者自立支援事業	生活保護の受給に至る前の段階の自立を支援するため、生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金の支給を行います。また、様々な専門機関と連携し、自立の促進を図ります。	新規 （H27 年度～）	生活福祉課
38 生活保護事業	生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法 2 5 条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援します。	新規 （H26 年度以前～）	生活福祉課

ウ 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労の支援

保護者等の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもなく、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者等の就労支援の充実を図っていきます。

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	再掲（P 7 7 参照）	継続	男女共同参画室
2 子育て支援優良企業認定制度事業	再掲（P 7 7 参照）	継続	こども課
3 就職支援セミナーの開催	再掲（P 7 8 参照）	継続	男女共同参画室
4 母子家庭等自立支援事業	再掲（P 8 2 参照）	継続	こども課
5 母子家庭への就業支援	再掲（P 8 2 参照）	継続	こども課
6 生活困窮者自立支援事業	再掲（P 8 8 参照）	新規 （H27 年度～）	生活福祉課
7 生活保護事業	再掲（P 8 8 参照）	新規 （H26 年度以前～）	生活福祉課

エ 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）など、子どもやその保護者が安心して暮らせる生活の基礎を下支えしていくための施策を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 こども医療費助成	再掲（P 6 7 参照）	継続	こども課
2 ひとり親家庭等医療費支給	再掲（P 6 7 参照）	継続	こども課
3 パパ・ママ応援ショップ事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	こども課
4 児童手当制度の充実	再掲（P 7 6 参照）	継続	こども課
5 保育所等保育料の軽減	再掲（P 7 6 参照）	継続	保育課
6 学童保育料の減免	再掲（P 7 6 参照）	継続	保育課
7 児童生徒就学援助事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	教育総務課
8 育英資金貸付事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	教育総務課
9 入学準備金貸付事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	教育総務課
10 不妊治療費助成事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	健康づくり課
11 子育て応援自転車おでかけ事業	再掲（P 7 6 参照）	継続	こども課
12 未熟児養育医療給付事業	再掲（P 6 6 参照）	継続	母子健康センター
13 妊婦健康診査事業	再掲（P 6 5 参照）	継続	母子健康センター
14 産後ケア事業	再掲（P 6 5 参照）	新規（H29年度～）	母子健康センター
15 児童扶養手当	再掲（P 8 1 参照）	継続	こども課
16 遺児手当	再掲（P 8 2 参照）	継続	こども課
17 特別児童扶養手当等の充実	再掲（P 8 4 参照）	継続	障害福祉課
18 重度心身障害児医療費助成	再掲（P 8 4 参照）	継続	障害福祉課
19 補装具、生活用具の給付	再掲（P 8 4 参照）	継続	障害福祉課
20 障害児福祉手当	再掲（P 8 4 参照）	継続	障害福祉課
21 生活困窮者自立支援事業	再掲（P 8 8 参照）	新規（H27年度～）	生活福祉課
22 生活保護事業	再掲（P 8 8 参照）	新規（H26年度以前～）	生活福祉課

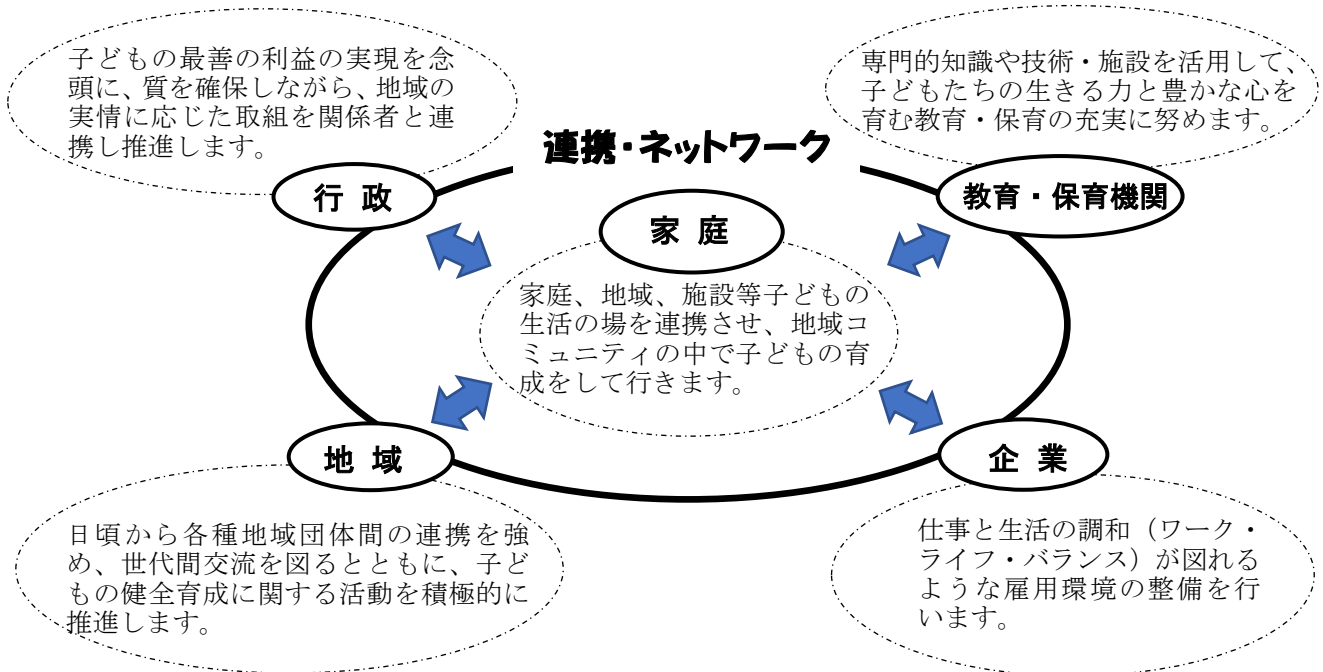
第6章

計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。

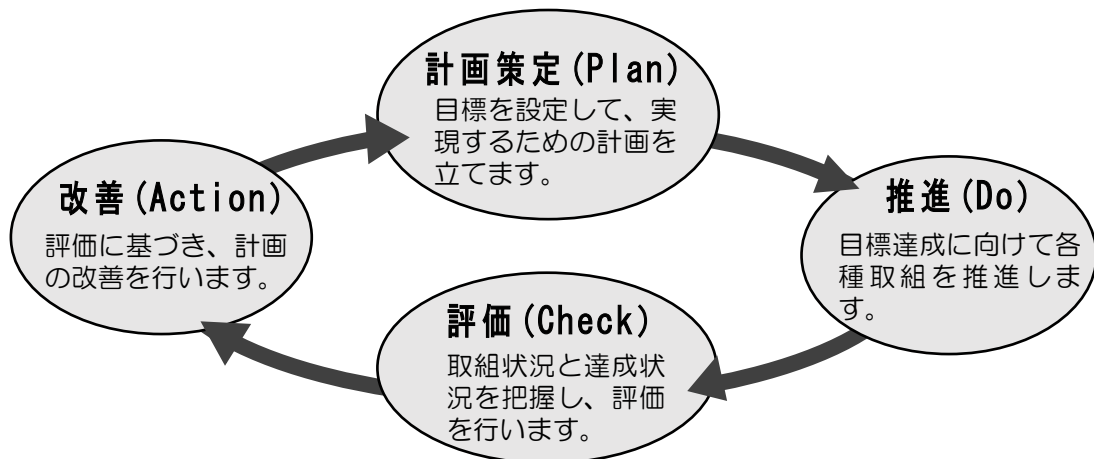
また、本計画の具現化のためには、家庭、行政、地域、教育・保育機関、企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。



2 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



資料編

1 熊谷市子ども・子育て支援事業計画(第1期)の進捗状況と評価

平成27年3月に策定した「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている事業のうち、(1)教育・保育施設及び(2)地域子ども・子育て支援事業における進捗状況は次のとおりです。

進捗状況としては、(1)教育・保育施設ウ認定こども園、保育所等(3号認定、満3歳未満)の事業以外は、平成30年度において、ほぼ計画どおり進捗しています。

なお、不足する3号認定の定員の確保については、幼稚園から認定こども園への移行の促進及び保育所の改修等による定員増を図るとともに、新たな特定地域型保育事業の認可について、計画を前倒しして実施することにより対応しました。

(1) 教育・保育施設

ア 認定こども園、幼稚園(1号認定、満3歳以上)

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
① 量の見込み	1号認定 (満3歳以上、保育の必要性なし、学校教育のみ)	2,479	2,397	2,343	2,297	2,256
	② 確保方策					
	認定こども園	523	797	1,011	1,115	1,555
	幼稚園	385	385	385	315	315
	確認を受けない幼稚園	2,665	2,325	2,045	1,905	1,465
	計	3,573	3,507	3,441	3,335	3,335
	②-①	1,094	1,110	1,098	1,038	1,079
③ 実績値	認定こども園	310	413	670	955	—
	幼稚園	262	260	190	190	—
	確認を受けない幼稚園	2,840	2,665	2,345	1,805	—
	計	3,412	3,338	3,205	2,950	—
	③-①	933	941	862	653	—

※ 2号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定の確保方策として考えます。

※ 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。

※ 担当課：保育課

イ 認定こども園、保育所（2号認定、満3歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
① 量 の 見 込 み	2号認定 (満3歳以上、保育の 必要性あり)	2,100	2,031	1,984	1,945	1,911
	② 確 保 方 策					
	認定こども園	72	108	144	180	237
	保育所	2,088	2,088	2,088	2,088	2,031
	計	2,160	2,196	2,232	2,268	2,268
	②－①	60	165	248	323	357
③ 実 績 値	認定こども園	110	157	196	337	—
	保育所	2,023	2,037	2,007	2,007	—
	計	2,133	2,194	2,203	2,344	—
	③－①	33	163	219	399	—

※ 担当課：保育課

ウ 認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
①	量の 見込み										
	3号認定 (満3歳未満、保育 の必要性あり)	376	1,216	367	1,197	356	1,165	347	1,136	332	1,107
②	確保 方策										
	認定こども園	12	58	18	82	24	106	30	130	30	157
	保育所	262	850	267	865	272	880	277	895	283	884
	特定地域型保育事業	0	0	4	8	10	30	16	52	19	66
	認可外保育所	10	24	6	16	3	8	0	0	0	0
	計	284	932	295	971	309	1,024	323	1,077	332	1,107
	②－①	△92	△284	△72	△226	△47	△141	△24	△59	0	0
③	実績 値										
	認定こども園	6	34	12	58	15	79	18	113	—	—
	保育所	270	847	270	863	272	871	272	871	—	—
	特定地域型保育事業	16	49	28	90	28	90	28	90	—	—
	認可外保育所	9	30	0	0	0	0	0	0	—	—
	計	301	960	310	1,011	315	1,040	318	1,074	—	—
	③－①	△75	△256	△57	△186	△41	△125	△29	△62	—	—

※ 「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員19人以下で満3歳未満児を対象とする事業です。

※ 量の見込みについては1号、2号認定はニーズ調査における実数、3号認定はニーズ調査の数値に現状の申込状況等を考慮し補正した数値です。

※ 担当課：保育課

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
実績値(か所)	1	1	7	8	—

※ 担当課：こども課、保育課、母子健康センター

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人回)		91,000	92,000	93,000	94,000	95,000
確保方策	(人回)	91,000	92,000	93,000	94,000	95,000
	(か所)	19	19	19	19	19
実績値	(人回)	97,082	96,733	96,525	91,802	—
	(か所)	19	19	19	19	—

※ 「(人回)、(人日)」とは、延べ利用回数(日数)を表します。

※ 担当課：こども課

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人回)	15,518	15,306	15,071	14,824	14,598
確保方策 (人回)	15,518	15,306	15,071	14,824	14,598
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 * 委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還 払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
実績値(人回)	16,482	15,907	14,983	14,034	—

※ 担当課：母子健康センター

エ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人)	1,369	1,335	1,300	1,267	1,236
確保方策 (人)	1,369	1,335	1,300	1,267	1,236
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託 保健師、助産師 ②熊谷市 保健師				
実績値(人)	1,339	1,333	1,257	1,169	—

※ 担当課：母子健康センター

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人回)	70	70	70	70	70
確保方策 (人回)	70	70	70	70	70
	実施機関：こども課 実施体制：保健師				
実績値(人回)	66	52	55	72	—

※ 担当課：こども課

カ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人日)		100	100	100	100	100
確保方策	(人日)	100	100	100	100	100
	(か所)	7	7	7	7	7
実績値	(人日)	60	32	12	53	—
	(か所)	7	7	7	7	—

※ 担当課：こども課

キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人日)		1,820	1,840	1,860	1,880	1,900
確保方策 (人日)	ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1,820	1,840	1,860	1,880	1,900
実績値 (人日)	ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	2,127	1,905	1,593	1,813	—

※ 担当課：こども課

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人日)		57,880	55,966	54,674	53,613	52,663
確保方策 (人日)	在園児対象型	57,880	57,880	57,880	57,880	57,880
実績値 (人日)	在園児対象型	18,410	18,410	18,410	18,410	—

※ 実績値は、新制度に移行した園についてのみ計上しましたが、新制度に移行していない市内10園においても実施しています。

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人日)		17,966	17,500	17,072	16,692	16,335
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く。)	17,966	17,966	17,966	17,966	17,966
実績値 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く。)	21,858	21,882	20,166	21,558	—

※ 担当課：保育課

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、1 1 時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人)		923	899	877	858	839
確保方策(人)		923	899	877	858	839
実績値(人)		923	899	877	858	—

※ 担当課：保育課

コ 病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人日)		1,000	974	950	929	909
確保 方策 (人日)	病児保育事業	972	972	972	972	972
	病児・緊急対応強化事業 (子育て援助活動支援事業)	28	28	28	28	28
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績値 (人日)	病児保育事業	972	976	976	2,928	—
	病児・緊急対応強化事業 (子育て援助活動支援事業)	70	70	104	358	—
	計	1,042	1,046	1,080	3,286	—

※ 担当課：保育課、こども課

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
量の見込み(人)	2,412	2,381	2,346	2,297	2,242
確保方策(人)	1,930	2,035	2,125	2,215	2,305
実績値(人)	1,930	2,090	2,283	2,411	—

※ 担当課：保育課

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【取組状況等】

認定こども園や保育所等へ保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を、生活保護世帯（第一階層世帯）に対し助成を行っています。

※ 担当課：保育課

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【取組状況等】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する相談や支援を行っています。また、小規模保育事業に関しては公募により民間事業者等の参加を可能とするとともに、新規参入事業者に対し連携施設の紹介等を行っています。

※ 担当課：保育課

(3) 体系別の施策の評価

体系別施策の評価について、担当課がその達成状況（平成27年度～平成30年度の間）の総合評価）について、自己評価したものです。

A：【順調である】 B：【おおむね順調である】 C：【やや遅れている】
D：【遅れている】 E：【当該年度予定なし】 F：【終了】

※「担当課」については、平成31年3月31日現在の行政組織名となっています。

基本目標1 地域で支える子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

全ての子育て家庭を支援する観点から、出産・育児不安の解消等に向けた、地域における子育て支援の充実を目指します。

ア 児童の養育支援の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 放課後児童健全育成事業	C	保 育 課
2 子どものショートステイ事業	B	こ ども 課
3 病児保育事業	A	保 育 課
4 一時預かり事業（幼稚園）	A	保 育 課 教育総務課
5 一時預かり事業	B	保 育 課
6 養育支援訪問事業	A	こ ども 課
7 ファミリー・サポート・センター事業	B	こ ども 課
8 病児等緊急サポート事業	B	こ ども 課

イ 相談・情報提供の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 児童相談事業	A	こ ども 課
2 育児相談・運動相談	B	母子健康センター
3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	B	母子健康センター
4 訪問指導事業	B	母子健康センター

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
5 こんにちは赤ちゃん事業	B	母子健康センター
6 子育て情報の収集・提供の充実	A	こども課
7 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	A	こども課 生活福祉課
8 地域における相談・情報提供の充実	B	こども課

ウ 子育て支援の拠点整備・活動支援

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 地域子育て支援拠点の充実	B	こども課
2 児童館の活用	A	保育課
3 子育てサークルのネットワークづくり	B	こども課

(2) 保育の充実

利用者の生活実態や意向を踏まえ、充実した保育の提供を目指します。

ア 多様な保育の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 認定こども園の設置促進	A	保育課
2 保育所施設の整備・充実	A	保育課
3 地域型保育事業の実施	A	保育課
4 延長保育事業	A	保育課
5 休日保育事業	B	保育課
6 障害児保育事業	A	保育課
7 駅前保育ステーション事業	B	保育課

イ 保育の資質向上

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 保育士研修の充実	A	保育課
2 保育の情報提供の促進	A	保育課
3 認可外保育施設への指導	A	保育課
4 評価システムの構築	A	保育課

(3) 保育所待機児童の解消

子どもを安心して預けて働くことができるための受入体制を確保し、待機児童の解消を目指します。

ア 保育所待機児童の解消

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 待機児童の解消	A	保 育 課
2 一時預かり事業【再掲】	B	保 育 課
3 保育充実事業の実施	A	保 育 課

(4) 児童の健全育成

子どもたちが安全で安心して遊べる場を確保し、豊かな人間性の育成やコミュニケーション能力の向上を目指します。

ア 居場所づくりの推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 放課後児童健全育成事業【再掲】	C	保 育 課
2 児童館の活用【再掲】	A	保 育 課
3 放課後子供教室の推進	A	社会教育課
4 児童クラブ（民間学童クラブ含む。）と放課後子供教室の連携	A	保 育 課 社会教育課

イ 各種交流活動の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 地域交流の推進	A	社会教育課

ウ 文化・芸術活動の促進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 文化・芸術とふれあう機会の促進	A	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

エ 読書活動の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 学校図書館の充実	A	学校教育課
2 子ども読書活動推進事業	B	社会教育課 熊谷図書館
3 本とのふれあい事業	A	社会教育課

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
4 ブックスタート事業	A	母子健康センター

オ スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	A	スポーツ観光課
2 レクリエーション活動機会の提供	A	こども課

カ 自然体験の機会づくりの推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	A	学校教育課
2 自然や科学に親しむ活動の推進	A	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館
3 環境学習活動の充実	A	学校教育課
4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	A	環境政策課

キ 指導者の育成促進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 教職員の研修	A	教育研究所
2 青少年健全育成活動の支援	B	こども課

基本目標2 母子保健施策の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を目指します。

ア 母子保健事業の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 妊娠届、母子健康手帳の交付	A	母子健康センター
2 マタニティキーホルダー配付事業	A	母子健康センター
3 妊婦健康診査事業	A	母子健康センター
4 乳児健康診査	A	母子健康センター

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
5 1歳6か月児・3歳児健康診査	A	母子健康センター
6 こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	B	母子健康センター
7 ママパパ教室	A	母子健康センター
8 発達支援事業（すくすくスクール等）	A	母子健康センター
9 一貫した母子保健システムの構築	A	母子健康センター
10 離乳食教室	A	母子健康センター
11 未熟児養育医療給付事業	A	母子健康センター
12 未熟児訪問指導	A	母子健康センター
13 産後うつ病地域連携システム	A	母子健康センター
14 医療機関との連携	A	母子健康センター

イ 人材の育成

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 保健師等への各種研修	B	母子健康センター
2 家庭児童相談員への各種研修	A	こども課

（2）小児医療体制の充実

子どもが健やかに成長できる環境基盤として、救急医療の整備や医療費の助成など、ニーズに対応した小児医療の充実を目指します。

ア 小児救急医療体制の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 小児救急医療体制の充実	A	健康づくり課
2 休日・夜間急患診療所運営事業	B	母子健康センター

イ こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 こども医療費助成	A	こども課
2 ひとり親家庭等医療費支給	A	こども課

(3) 食育の推進

子どもの食習慣の乱れから生じる様々な心と身体の問題に対し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育の推進を図ります。

ア 妊娠期からの食育の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 ママパパ教室【再掲】	A	母子健康センター
2 乳幼児栄養指導	B	母子健康センター
3 離乳食教室【再掲】	A	母子健康センター

イ 食育の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 保育所入所児童の食育の推進	A	保育課
2 栄養教諭の配置	B	学校教育課
3 食育の推進	B	学校教育課

(4) 思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識、喫煙や薬物等に関する教育を行い、子どもの健全な成長が確保されるよう思春期保健対策の充実を図ります。

ア 子どもの心と体の健康支援

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 学校保健事業	A	教育総務課

イ 地域保健と学校の連携による健康教育の実施

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 保健教育での指導の充実	B	学校教育課

ウ 喫煙や薬物乱用に関する対策

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 喫煙を含めた健康教育の推進	A	教育総務課
2 薬物乱用防止教育の推進	A	学校教育課

基本目標3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育てていくため、学校等における教育環境の整備を進めます。

ア 確かな学力の向上

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 小学校・中学校の教育内容の充実	A	学校教育課
2 学習指導研究発表会の実施	A	学校教育課
3 アシストの実施	A	学校教育課

イ 豊かな心と健やかな体の育成

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実	A	学校教育課
2 非行問題行動防止のためのネットワークの充実	A	学校教育課
3 街頭補導活動	B	少年補導センター
4 学校保健事業【再掲】	A	学校教育課 教育総務課
5 学校保健会	A	教育総務課
6 共生社会推進のための交流教育の充実	A	教育研究所

ウ 信頼される学校づくりの推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 外部評価等による信頼される学校づくり	A	学校教育課

エ 乳幼児教育の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 幼稚園教育の充実	A	学校教育課
2 認定こども園における幼児教育の充実	A	保育課
3 私立幼稚園への支援	A	学校教育課
4 幼・保・小との連携	A	保育課 学校教育課
5 保育所における幼児教育の充実	A	保育課

(2) 家庭教育への支援

核家族の増加や少子化の進行による家庭での教育力低下が指摘されている中、家庭教育を尊重しながら、子育てに関する学習機会や情報提供、相談支援の体制整備を図り、家庭教育の向上を目指します。

ア 家庭教育に関する学習機会の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 家庭教育学級の充実	B	社会教育課

イ 子どもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』事業	A	学校教育課

(3) 地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が互いに連携し、子どもの主体性や考える力、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための教育環境の充実を目指します。

ア 各種交流活動の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 地域交流の推進【再掲】	A	社会教育課

イ 文化・芸術活動の促進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 文化・芸術とふれあう機会の促進【再掲】	A	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

ウ 読書活動の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 学校図書館の充実【再掲】	A	学校教育課
2 子ども読書活動推進事業【再掲】	B	社会教育課 熊谷図書館
3 本とのふれあい事業【再掲】	A	社会教育課

エ スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供【再掲】	A	スポーツ振興課
2 レクリエーション活動機会の提供【再掲】	A	こども課

オ 自然体験の機会づくりの推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施【再掲】	A	学校教育課
2 自然や科学に親しむ活動の推進【再掲】	A	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館
3 環境学習活動の充実【再掲】	A	学校教育課
4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力【再掲】	A	環境政策課

カ ボランティア活動等の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 福祉教育の推進	A	学校教育課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットやメディアを通じた性や暴力等に関する過激な情報や不良行為など、子どもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進し、安全で安心できる子育て環境を支援します。

ア 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 受動喫煙防止対策の推進	A	健康づくり課
2 環境浄化活動	B	少年補導センター
3 携帯フィルタリングの普及	A	学校教育課

基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安全で安心な暮らしができるよう、住環境の整備をはじめとするハード面と、情報提供などのソフト面での支援を推進します。

ア 住環境の支援

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 安心して子育てできる市営住宅の整備促進	A	営繕課
2 勤労者住宅資金貸付	B	商工業振興課

イ 安全・安心のまちづくりの推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 子どもの安全確保のための情報提供	A	学校教育課 安心安全課 保育課
2 公園の整備促進	B	公園緑地課

(2) 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

ア 交通安全を確保するための活動の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 通学路の安全対策の推進	A	維持課
	B	教育総務課
2 交通ルールとマナーの理解促進	A	安心安全課
3 交通安全教育の充実	A	学校教育課
4 チャイルドシートの普及啓発	A	安心安全課
5 小学生の登校時の立哨(りっしょう)活動	A	安心安全課

イ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 「子ども110番の家」の設置の推進	B	こども課
2 児童生徒の安全確保のための情報提供	A	学校教育課
3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供	A	保育課
4 住民によるパトロール活動の促進	A	安心安全課
5 普及・啓発の促進	A	安心安全課

(3) 経済的負担の軽減

パパ・ママ応援ショップ事業をはじめ、各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

ア 経済的負担の軽減

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 パパ・ママ応援ショップ事業	A	こども課

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
2 こども医療費助成【再掲】	A	こども課
3 児童手当制度の充実	A	こども課
4 保育所等保育料の軽減	A	保育課
5 学童保育料の減免	A	保育課
6 就園奨励事業	A	教育総務課
7 児童生徒就学援助事業	A	教育総務課
8 育英資金貸付事業	A	教育総務課
9 入学準備金貸付事業	A	教育総務課
10 不妊治療費助成事業	A	健康づくり課
11 子育て応援自転車おでかけ事業	A	こども課
12 未熟児養育医療給付事業【再掲】	A	母子健康センター
13 妊婦健康診査事業【再掲】	A	母子健康センター

（４）職業生活と家庭生活との両立支援

働く意欲を持つ人の労働市場への参加と、結婚・出産・子育てにおける家庭生活の実現は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保する必要があります。事業者に対し柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	B	男女共同参画室
2 男性セミナーの開催	B	男女共同参画室
3 育児・介護休業制度の普及・定着の促進	B	商工業振興課
	B	男女共同参画室
4 子育て支援優良企業認定制度事業	A	こども課
5 再就職・再雇用の支援	B	商工業振興課
6 雇用対策協議会	B	商工業振興課
7 就職支援セミナーの開催	B	男女共同参画室
8 労働条件の改善の促進	B	商工業振興課

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 認定こども園の設置促進【再掲】	A	保 育 課
2 保育所施設の整備・充実【再掲】	A	保 育 課
3 地域型保育事業の実施【再掲】	A	保 育 課
4 延長保育事業【再掲】	A	保 育 課
5 休日保育事業【再掲】	B	保 育 課
6 障害児保育事業【再掲】	A	保 育 課
7 駅前保育ステーション事業【再掲】	B	保 育 課
8 放課後児童健全育成事業【再掲】	C	保 育 課
9 一時預かり事業（幼稚園）【再掲】	A	保 育 課 教育総務課

（5）子どもの権利擁護の推進

平成18年5月5日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針とした子どもの人権尊重について、普及・啓発に努め、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

ア 子ども憲章の普及・啓発

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 子ども憲章の普及・啓発	B	こども課

イ 人権教育・人権保育の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 人権教育の充実	B	社会教育課
2 人権保育の推進	A	保 育 課
3 子どもの人権についての意識啓発	A	学校教育課

ウ 相談体制の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 教育相談	A	教育研究所
2 不登校児童、生徒カウンセリング	A	教育研究所

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
3 学校適応指導教室	A	教育研究所
4 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	A	学校教育課

基本目標5 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関しては、家庭からの相談対応などによる発生防止から、虐待にあった児童の自立支援まで、長期的・継続的な支援体制を推進し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

ア 虐待の早期発見・予防対策の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	A	こども課
2 周知・啓発の促進	B	こども課
3 乳幼児健診未受診者への訪問	B	母子健康センター
4 医療機関との連携【再掲】	A	母子健康センター
5 保育所での児童の見守り	A	保育課
6 こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	B	母子健康センター
7 養育支援訪問事業【再掲】	A	こども課
8 産後うつ病地域連携システム【再掲】	A	母子健康センター

イ 相談体制の整備・充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 相談体制の整備・充実	A	こども課
2 乳幼児及び妊産婦電話相談事業【再掲】	B	母子健康センター
3 関係機関・課との連携	A	母子健康センター
4 児童保護相談の充実	A	こども課
5 ドメスティック・バイオレンス（DV）相談体制の充実	A	男女共同参画室

ウ 被害にあった家庭への支援

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 臨床心理士による相談	A	こども課 男女共同参画室

エ 里親制度の啓発

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 里親制度の普及	B	こども課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における経済面や日常生活面での悩みや不安を解消し、社会的自立に向けた精神的側面と経済的側面の両面で支援を行います。

ア ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 母子・父子家庭相談	A	こども課
2 児童扶養手当	A	こども課
3 遺児手当	A	こども課
4 ひとり親家庭等医療費支給【再掲】	A	こども課
5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	A	こども課
6 母子父子世帯向け市営住宅	B	営繕課
7 交通遺児就学支度金	A	こども課
8 母子家庭等自立支援事業	A	こども課
9 母子家庭への就業支援	A	こども課
10 DV被害者自立支援の充実	A	男女共同参画室
11 母子生活支援施設等入所支援事業	B	こども課

(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもに対して、自立に向けた支援、年齢や環境に応じた支援など、長期的な視点を含めた包括的な支援に取り組みます。

ア 保育の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 障害児保育事業【再掲】	A	保育課

イ 居宅における障害児の養育支援

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 障害児生活サポート事業	A	障害福祉課

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
2 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	B	障害福祉課
3 児童短期入所（ショートステイ）	B	障害福祉課
4 児童発達支援	A	障害福祉課
5 放課後等デイサービス	A	障害福祉課

ウ 障害児の療育の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 あかしあ育成園の療育内容の充実	A	保育課

エ リハビリテーションの充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 機能訓練・保育の充実	A	保育課

オ 放課後等における居場所の確保

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	A	保育課
2 特別支援学校放課後児童クラブへの支援	A	保育課

カ 特別支援教育の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 特別支援教育の充実	A	教育研究所
2 障害児のための学校の施設・設備の充実	B	教育総務課
3 ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	A	教育研究所
4 特別支援学級の整備推進	A	教育研究所

キ 療育相談・指導の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 あかしあ育成園健康相談	E	母子健康センター

ク 各種支援制度の充実

事業名	達成状況（総合評価）	担当課
1 特別児童扶養手当等の充実	A	障害福祉課
2 重度心身障害児医療費助成	B	障害福祉課
3 補装具、生活用具の給付	B	障害福祉課
4 障害児福祉手当	B	障害福祉課

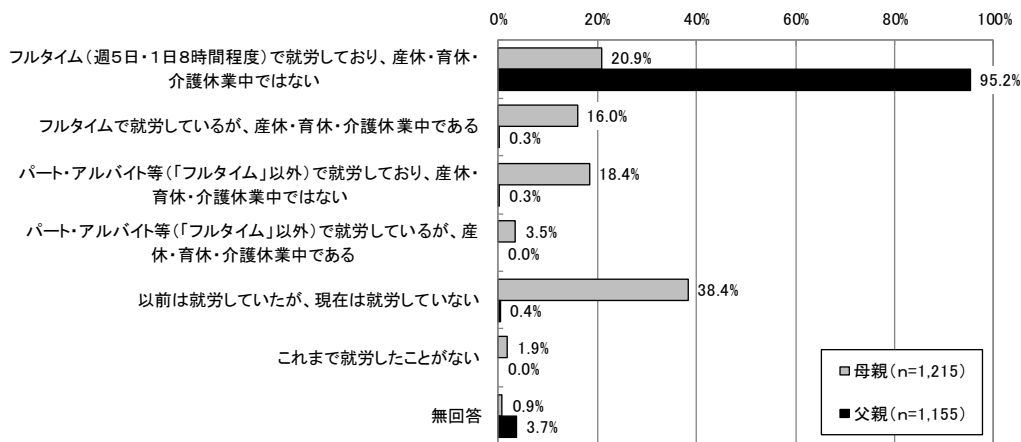
2 アンケート調査の結果

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）

ア 保護者の就労状況について（就学前児童調査・5歳以上児童調査）

就学前児童調査では、母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が20.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.4%となっており、父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が9割を超えています。

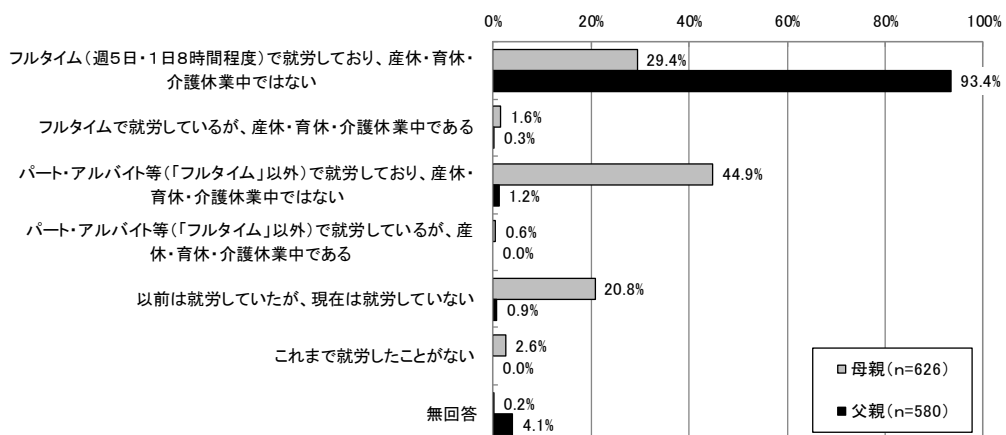
【就学前児童調査】



5歳以上児童調査では、母親の就労状況は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.9%となっており、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.4%となっています。

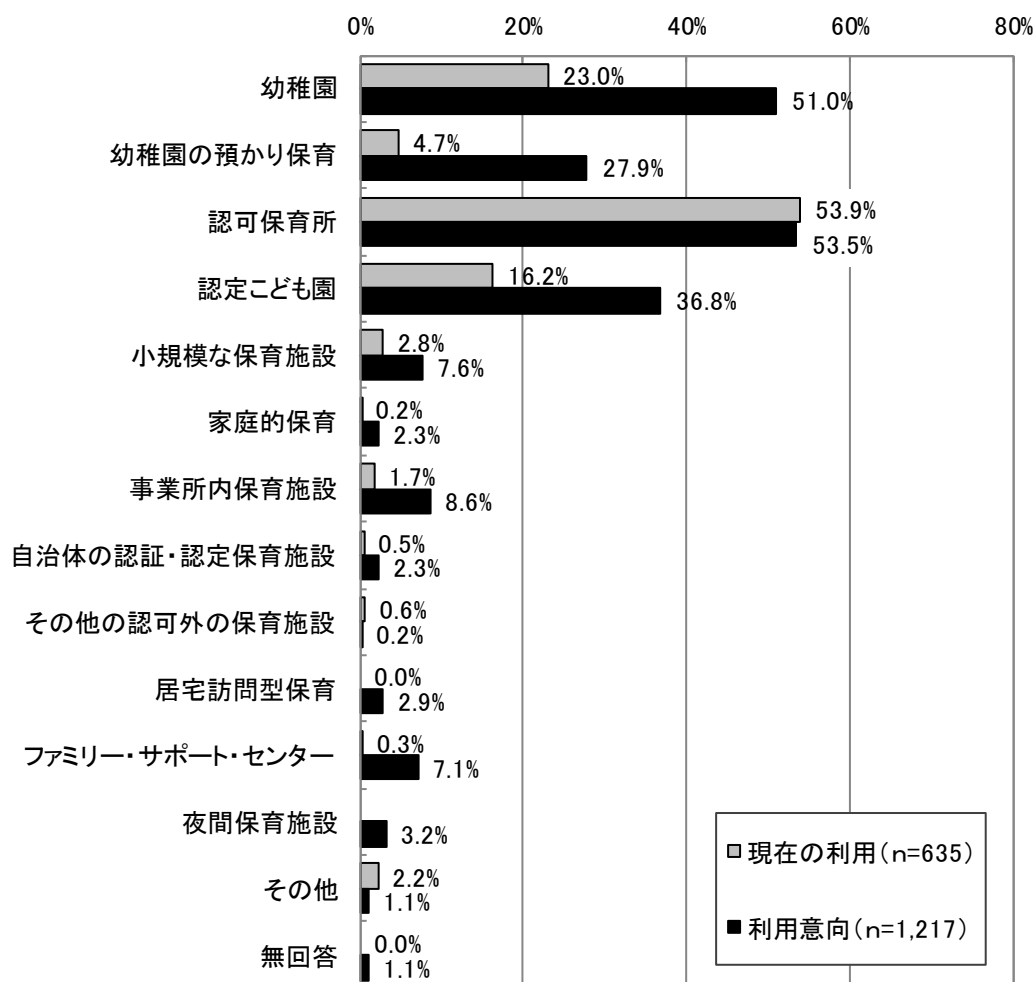
また、父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が就学前児童調査と同じく9割を超えています。

【5歳以上児童調査】



イ 教育・保育の利用状況と利用意向について（就学前児童調査）

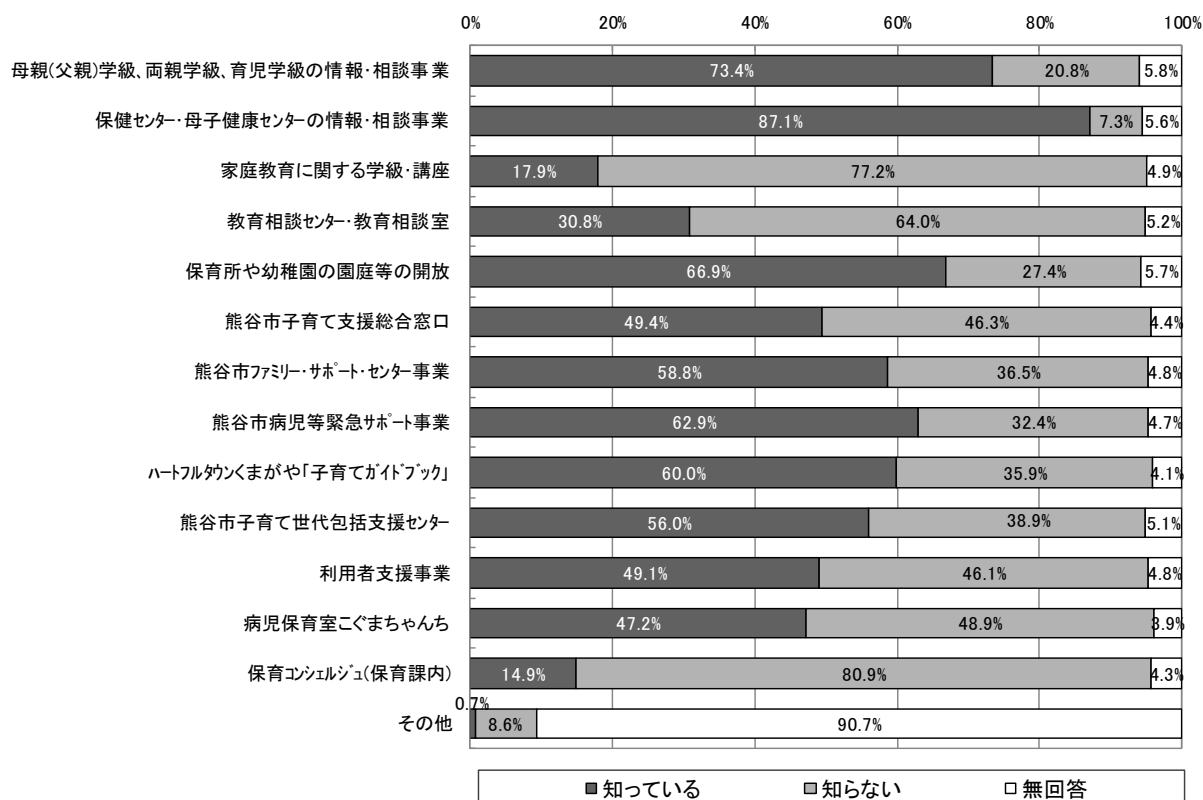
現在の教育・保育の利用状況は「認可保育所」が約5割と最も多く、次いで「幼稚園」が約2割、利用意向では、「認可保育所」、「幼稚園」がともに約5割となっています。



ウ 市で実施している事業の認知度と利用意向について（就学前児童調査）

子育て支援事業の認知度について、知っていると回答した人の割合は、「保健センター・母子健康センターの情報・相談事業」が8割を超えており、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級の情報・相談事業」が7割を超えています。

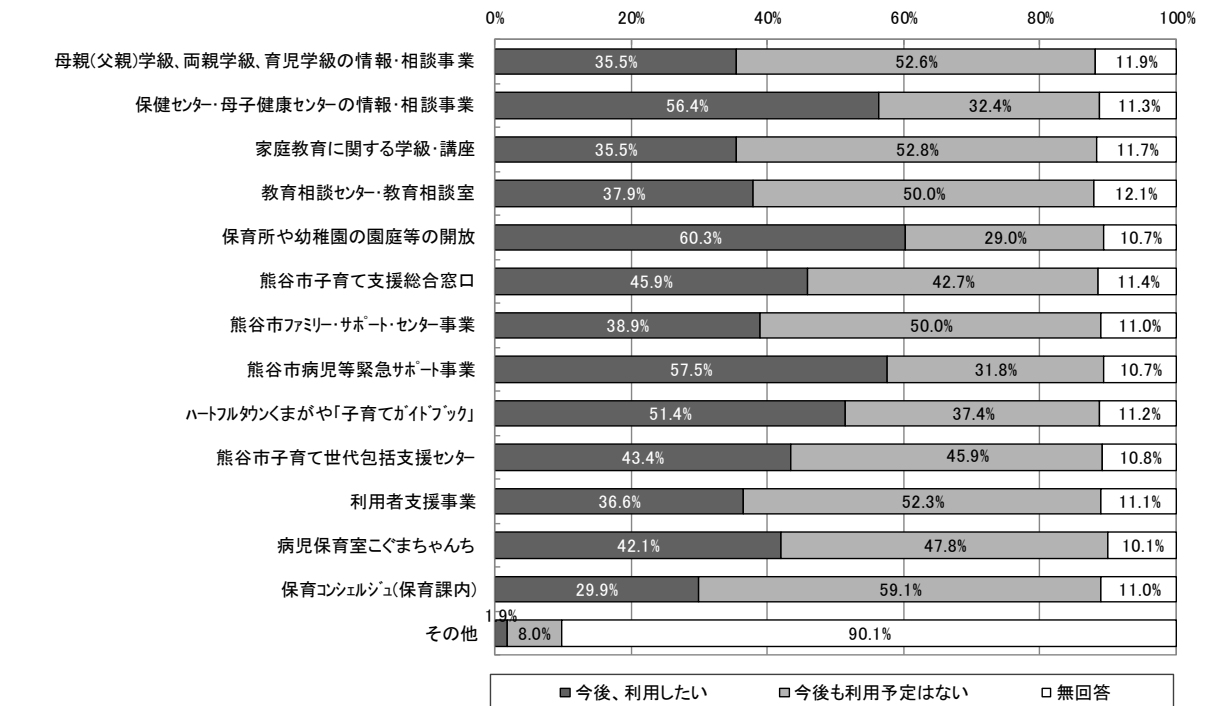
また、知らないという割合をみると、「保育コンシェルジュ」、「家庭教育に関する学級・講座」については、半数以上の方が知らないと回答しています。



n = 1, 217

子育て支援事業の利用意向について、今後利用したいと回答した人の割合は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「熊谷市病児等緊急サポート事業」が約6割となっています。

また、今後も利用予定はない割合をみると、「保育コンシェルジュ」、「家庭教育に関する学級・講座」がやや多くなっています。

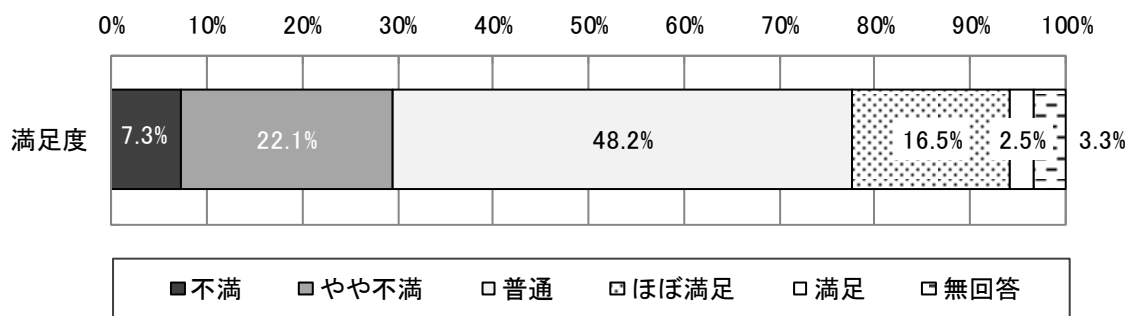


n = 1, 217

エ 本市における子育て環境や支援への満足度について
 (就学前児童調査・5歳以上児童調査)

就学前児童調査では、住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は「普通」が約半数となっており、「不満」と「やや不満」で約3割となっています。

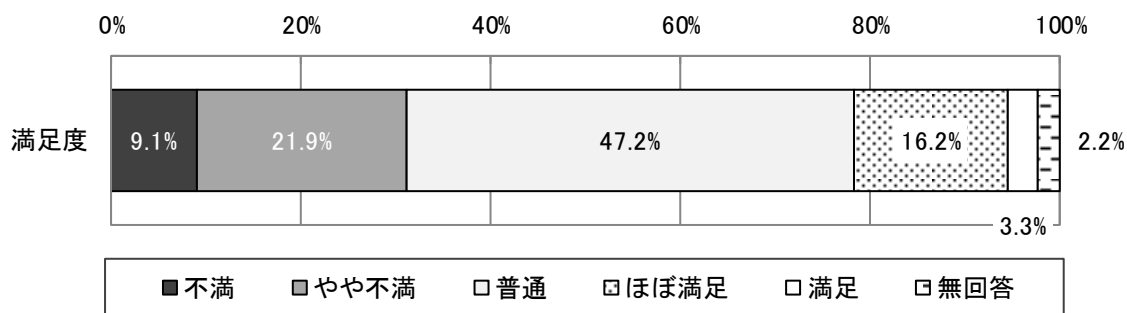
【就学前児童調査】



n = 1, 2 1 7

5歳以上児童調査では、住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は「普通」が約半数、「不満」と「やや不満」で約3割となっており、どの項目も就学前児童調査とほぼ同じ割合となっています。

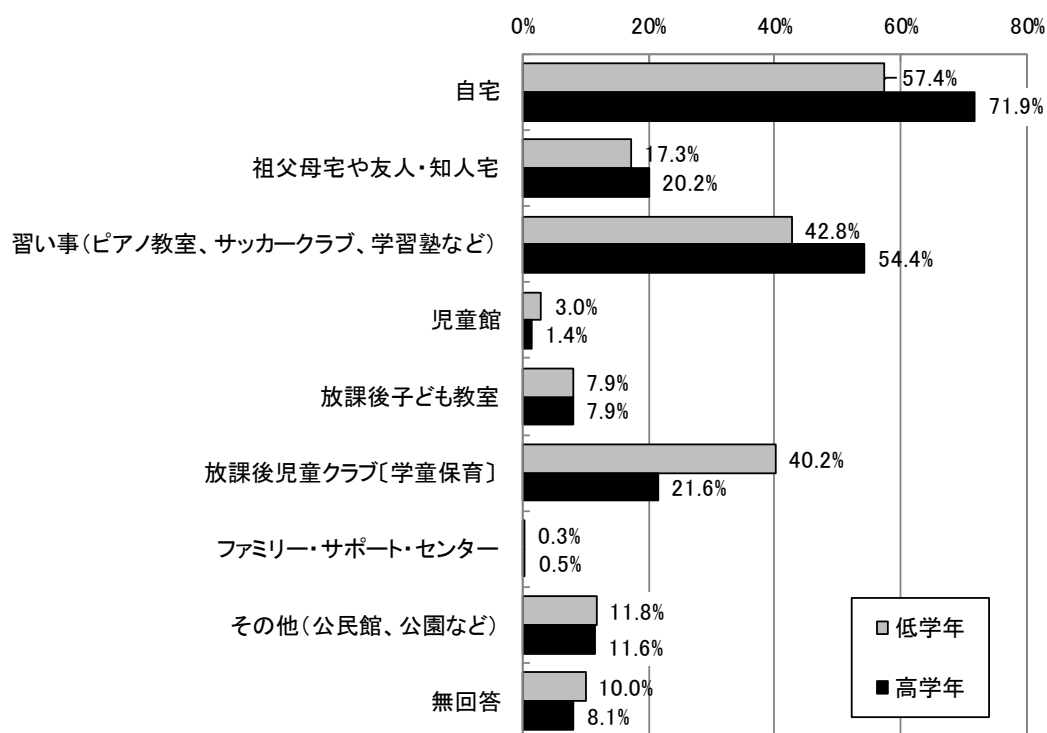
【5歳以上児童調査】



n = 6 2 9

オ 放課後の過ごし方の希望について（5歳以上児童調査）

小学生の放課後の過ごし方について、低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）ともに上位3項目は「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の順となっています。



n = 629

(2) 子どもの貧困調査結果（抜粋）

ア 保護者関連項目

(ア) 経済的ゆとり感

保護者に対して「あなたの家庭は経済的にどの程度のゆとりがありますか」と質問した結果を表1に示す。「かなりゆとりがある」と回答した者は35名（1.2%）、「多少はゆとりがある」と回答した者は1,211名（41.7%）、「あまりゆとりがない」と回答した者は1,059名（36.5%）、「ほとんどゆとりがない」と回答した者は414名（14.3%）であった。全体的には、経済的ゆとり感がある群より経済的ゆとり感がない群の割合が若干高い傾向がみられた。特に、「ほとんどゆとりがない」と回答した者の割合は、2015年の国民生活基礎調査にて発表された相対的貧困率は15.7%、子どもの貧困率は13.9%、子どもがいる現役世帯の貧困率は12.9%と比較的近似値であった。

本調査の経済的ゆとり感は主観的なものであるが、上述の客観的データと重なる部分があると考えられることから、以下、経済的ゆとり感と関連すると考えられる各項目とのクロス集計をおこなう。

表1 経済的ゆとり感の結果

	N	%
かなりゆとりがある	35	1.2%
多少はゆとりがある	1,211	41.7%
あまりゆとりがない	1,059	36.5%
ほとんどゆとりがない	414	14.3%
無回答	185	6.4%
合計	2,904	100.0%

(イ) 経済的ゆとり感と続柄との関係

保護者に対して「あなたとお子さんとの関係」について質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表2に示す。回答者は、母2,531名(93.8%)、夫157名(5.8%)、祖母9名(0.3%)であり、母親が多くの割合を占めていた。

表2 経済的ゆとり感と続柄との関係

		母	父	祖母	合計
かなりゆとりがある	N	33	2	0	35
	%	94.3%	5.7%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	1,138	63	3	1,204
	%	94.5%	5.2%	0.2%	100.0%
あまりゆとりがない	N	975	67	4	1,046
	%	93.2%	6.4%	0.4%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	385	25	2	412
	%	93.4%	6.1%	0.5%	100.0%
合計	N	2,531	157	9	2,697
	%	93.8%	5.8%	0.3%	100.0%

(ウ) 経済的ゆとり感と配偶者の有無との関係

保護者に対して「あなたには配偶者・パートナーがいますか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表3に示す。回答者のうち、配偶者・パートナーが「いる」2,441名(91.9%)、「死別」16名(0.6%)、「離別」174名(6.6%)、「未婚」25名(0.9%)であった。

配偶者・パートナーと経済的ゆとり感との関係は、「かなりゆとりがある」群から「ほとんどゆとりがない」群に移るほど、配偶者・パートナーが「いる」が減少し、「離別」や「未婚」の割合が増加する傾向がみられた。特に、「ほとんどゆとりがない」群における「離別」の割合は、その他の群と比較して顕著に高い。一方、「かなりゆとりがある」群の「死別」の割合は、その他の群と比較して高いものの、1名だけである。そのため、本結果における「死別」と経済的ゆとり感との関係性はみられなかった。

表3 経済的ゆとり感と配偶者の有無との関係

		いる	死別	離別	未婚	合計
かなりゆとりがある	N	33	1	1	0	35
	%	94.3%	2.9%	2.9%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	1,143	6	25	8	1,182
	%	96.7%	0.5%	2.1%	0.7%	100.0%
あまりゆとりがない	N	947	5	73	9	1,034
	%	91.6%	0.5%	7.1%	0.9%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	318	4	75	8	405
	%	78.5%	1.0%	18.5%	2.0%	100.0%
合計	N	2,441	16	174	25	2,656
	%	91.9%	0.6%	6.6%	0.9%	100.0%

(エ) 経済的ゆとり感と職業との関係

保護者に対して「あなたの職業」について質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表4-1に示す。結果、「常勤」699名(26.0%)、「非常勤、パート、アルバイト」1,166名(43.4%)、「自営業主」77名(2.9%)、「自由業」10名(0.4%)、「専業主婦」714名(26.6%)、「失業中」20名(0.7%)であった。

表4-1 経済的ゆとり感と職業との関係

		常勤	非常勤、 パート、 アルバイト	自営業主	自由業	専業主婦	失業中	合計
かなりゆとりがある	N	14	6	2	0	12	0	34
	%	41.2%	17.6%	5.9%	0.0%	35.3%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	354	432	36	7	361	6	1,196
	%	29.6%	36.1%	3.0%	0.6%	30.2%	0.5%	100.0%
あまりゆとりがない	N	246	514	29	2	250	6	1,047
	%	23.5%	49.1%	2.8%	0.2%	23.9%	0.6%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	85	214	10	1	91	8	409
	%	20.8%	52.3%	2.4%	0.2%	22.2%	2.0%	100.0%
合計	N	699	1,166	77	10	714	20	2,686
	%	26.0%	43.4%	2.9%	0.4%	26.6%	0.7%	100.0%

表4-2 経済的ゆとり感と職業との関係(家庭別・回答者別)

母親回答	両親家庭							ひとり親家庭(母子家庭)							
	常勤	非常勤、 パート、 アルバイト	自営業主	自由業	専業主婦	失業中	合計	常勤	非常勤、 パート、 アルバイト	自営業主	自由業	専業主婦	失業中	合計	
かなりゆとりがある	N	11	6	2	0	12	0	31	1	0	0	0	0	0	1
	%	35.5%	19.4%	6.5%	0.0%	38.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	273	407	25	6	353	4	1,068	14	6	2	0	0	0	22
	%	25.6%	38.1%	2.3%	0.6%	33.1%	0.4%	100.0%	63.6%	27.3%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	143	466	18	1	241	2	871	33	27	1	0	3	2	66
	%	16.4%	53.5%	2.1%	0.1%	27.7%	0.2%	100.0%	50.0%	40.9%	1.5%	0.0%	4.5%	3.0%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	39	166	4	0	87	2	298	25	38	1	0	0	4	68
	%	13.1%	55.7%	1.3%	0.0%	29.2%	0.7%	100.0%	36.8%	55.9%	1.5%	0.0%	0.0%	5.9%	100.0%
合計	N	466	1,045	49	7	693	8	2,268	73	71	4	0	3	6	157
	%	20.5%	46.1%	2.2%	0.3%	30.6%	0.4%	100.0%	46.5%	45.2%	2.5%	0.0%	1.9%	3.8%	100.0%

父親回答	両親家庭							ひとり親家庭(父子家庭)							
	常勤	非常勤、 パート、 アルバイト	自営業主	自由業	専業主婦	失業中	合計	常勤	非常勤、 パート、 アルバイト	自営業主	自由業	専業主婦	失業中	合計	
かなりゆとりがある	N	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
多少はゆとりがある	N	48	1	6	1	0	0	56	2	0	1	0	0	0	3
	%	85.7%	1.8%	10.7%	1.8%	0.0%	0.0%	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	54	1	5	0	0	1	61	3	0	2	0	0	0	5
	%	88.5%	1.6%	8.2%	0.0%	0.0%	1.6%	100.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	15	0	1	0	1	0	17	2	0	1	1	0	0	4
	%	88.2%	0.0%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	N	118	2	12	1	1	1	135	7	0	4	1	0	0	12
	%	87.4%	1.5%	8.9%	0.7%	0.7%	0.7%	100.0%	58.3%	0.0%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%

経済的ゆとり感がなくなるほど、「常勤」、「自営業主」、「専業主婦」は減少する一方、「非常勤、パート、アルバイト」の割合が増加する傾向がみられた。特に、「ほとんどゆとりがない」群は、「非常勤、パート、アルバイト」が過半数を占めている特徴がみられた。これらは、経済的ゆとり感が低くても、必ずしも全員が就労するわけではないため、常勤就労できない、あるいは就労に出かけることができない阻害要因があると考えられる。

なお、表4-1のうち、配偶者・パートナーが「いる」を両親ともにいる家庭（以下、「両親家庭」とする）、「死別」と「離別」家庭をひとり親家庭として、職業別に集計した結果を4-2に示す。その際、母子家庭か父子家庭かの判断がつくようにした。結果、母子家庭の場合、両親家庭は「専業主婦」の割合が顕著に高い一方、「常勤」、「失業中」は低い傾向がみられた。父子家庭の場合、両親家庭は「常勤」の割合が顕著に高い一方、「自営業主」、「自由業」は低い傾向がみられた。

イ 児童関連項目

(ア) 経済的ゆとり感と起床時間および就寝時間との関係

児童に対して「あなたは、何時に起きますか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表14に示す。また、児童に対して「あなたは、何時に寝ますか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表15に示す。

結果、起床時間について、学校のある日は、「6時台」が2,373名(89.6%)と最も割合が多く、土曜日、日曜日になると、土曜は、「7時台」1,358名(51.3%)、日曜は、「7時台」1,374名(52.0%)と、7時台に起床する割合がそれぞれ最も高かった。

表14 経済的ゆとり感と起床時間との関係

		学校がある日								
		4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	合計
かなりゆとりがある	N	0	1	30	1	0	0	0	0	32
	%	0.0%	3.1%	93.8%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	1	73	1,057	52	0	0	0	0	1,183
	%	0.1%	6.2%	89.3%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	0	53	929	45	0	0	0	0	1,027
	%	0.0%	5.2%	90.5%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	0	29	357	19	0	0	0	0	405
	%	0.0%	7.2%	88.1%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	N	1	156	2,373	117	0	0	0	0	2,647
	%	0.0%	5.9%	89.6%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

		土曜日								
		4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	合計
かなりゆとりがある	N	0	2	9	13	7	1	0	0	32
	%	0.0%	6.3%	28.1%	40.6%	21.9%	3.1%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	4	49	317	613	174	22	3	0	1,182
	%	0.3%	4.1%	26.8%	51.9%	14.7%	1.9%	0.3%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	0	38	274	538	147	25	3	1	1,026
	%	0.0%	3.7%	26.7%	52.4%	14.3%	2.4%	0.3%	0.1%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	1	11	118	194	67	12	2	0	405
	%	0.2%	2.7%	29.1%	47.9%	16.5%	3.0%	0.5%	0.0%	100.0%
合計	N	5	100	718	1,358	395	60	8	1	2,645
	%	0.2%	3.8%	27.1%	51.3%	14.9%	2.3%	0.3%	0.0%	100.0%

		日曜日								
		4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	合計
かなりゆとりがある	N	0	3	8	15	4	2	0	0	32
	%	0.0%	9.4%	25.0%	46.9%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	1	45	289	614	188	38	5	0	1,180
	%	0.1%	3.8%	24.5%	52.0%	15.9%	3.2%	0.4%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	3	36	233	551	167	31	4	1	1,026
	%	0.3%	3.5%	22.7%	53.7%	16.3%	3.0%	0.4%	0.1%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	2	17	90	194	83	15	4	0	405
	%	0.5%	4.2%	22.2%	47.9%	20.5%	3.7%	1.0%	0.0%	100.0%
合計	N	6	101	620	1,374	442	86	13	1	2,643
	%	0.2%	3.8%	23.5%	52.0%	16.7%	3.3%	0.5%	0.0%	100.0%

次に、就寝時間について、学校のある日は、「21時台」1,742名(65.8%)、土曜日は、「21時台」1,426名(53.9%)、日曜日は、「21時台」1,591名(60.2%)と、学校がある日、土曜日及び日曜日ともに、21時台に就寝する割合が最も高かった。また、学校のある日は、「22時台」280名(10.6%)、土曜日は、「22時台」793名(30.0%)、日曜日は、「22時台」546名(20.7%)と、学校のある日と比較して、土曜日、日曜日は22時台に就寝する割合が高かった。

起床時間ならびに就寝時間と経済的ゆとり感の関係について、「学校がある日」はばらつきが少なく、生活習慣が整っている特徴がみられた。一方、「土曜日」と「日曜日」は「かなりゆとりがある」群よりも他の群の方が、起床時間ならびに就寝時間にばらつきがみられた。つまり、一部の児童の基本的な生活習慣が乱れている懸念が考えられた。

表15 経済的ゆとり感と就寝時間との関係

		学校がある日												
		18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	合計
かなりゆとりがある	N	0	0	10	17	5	0	0	0	0	0	0	0	32
	%	0.0%	0.0%	31.2%	53.1%	15.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	0	14	270	785	111	2	0	0	0	0	0	0	1,182
	%	0.0%	1.3%	22.9%	66.5%	9.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	0	7	214	679	117	9	0	0	1	0	1	0	1,028
	%	0.0%	0.7%	20.9%	66.2%	11.4%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	0	6	87	261	47	3	0	1	0	0	0	0	405
	%	0.0%	1.4%	21.2%	64.1%	11.5%	0.7%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	N	0	27	581	1,742	280	14	0	1	1	0	1	0	2,647
	%	0.0%	1.0%	21.9%	65.8%	10.6%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

		土曜日												
		18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	合計
かなりゆとりがある	N	0	0	3	20	9	0	0	0	0	0	0	0	32
	%	0.0%	0.0%	9.4%	62.5%	28.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	1	4	150	647	341	38	1	0	0	0	0	0	1,182
	%	0.1%	0.4%	12.9%	54.9%	29.1%	3.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	0	5	113	551	317	36	4	0	0	0	1	0	1,027
	%	0.0%	0.5%	11.0%	53.8%	30.9%	3.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	0	4	46	208	126	20	0	1	0	0	0	0	405
	%	0.0%	1.0%	10.9%	51.1%	31.0%	4.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	N	1	13	312	1,426	793	94	5	1	0	0	1	0	2,646
	%	0.0%	0.5%	11.8%	53.9%	30.0%	3.6%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

		日曜日												
		18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	合計
かなりゆとりがある	N	0	0	4	21	7	0	0	0	0	0	0	0	32
	%	0.0%	0.0%	12.5%	65.6%	21.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	0	3	204	720	231	21	1	0	0	0	0	0	1,180
	%	0.0%	0.3%	17.4%	61.1%	19.7%	1.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	0	6	153	616	219	27	3	1	0	0	1	0	1,026
	%	0.0%	0.6%	15.0%	60.2%	21.4%	2.6%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	0	4	62	234	89	14	0	1	0	0	0	1	405
	%	0.0%	1.0%	15.0%	57.4%	21.9%	3.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%
合計	N	0	13	423	1,591	546	62	4	2	0	0	1	1	2,643
	%	0.0%	0.5%	16.0%	60.2%	20.7%	2.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(イ) 経済的ゆとり感と勉強時間との関係

児童に対して「あなたは、家で寝るまでの間に、どれくらい勉強をしますか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表16に示す。

結果、学校がある日は、「1時間未満」1,463名(55.7%)、「1時間台」1,009名(38.4%)を合計すると94.1%であった。土曜日は、「1時間未満」1,757名(67.9%)、「1時間台」673名(26.0%)を合計すると93.9%、日曜日は、「1時間未満」1,855名(72.0%)、「1時間台」600名(23.3%)を合計すると95.3%であった。

勉強時間については、1日単位なのか、1週間単位なのか、あるいは1か月単位での勉強時間なのかは問いていない。そのため、解釈は十分に気を付ける必要があるが、一般的に1日に取り組める勉強時間を想定して解釈すると、「かなりゆとりがある」群は、他の群と比較して勉強時間が長い傾向がみられた。「かなりゆとりがある」群以外の群は、顕著な傾向はみられなかった。

表16 経済的ゆとり感と勉強時間との関係

		学校がある日											合計
		1時間未満	1時間台	2時間台	3時間台	4時間台	5時間台	6時間台	7時間台	8時間台	9時間台	10時間以上	
かなりゆとりがある	N	16	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	32
	%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	666	444	52	4	1	1	0	0	0	0	4	1,172
	%	57.0%	38.0%	4.5%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
あまりゆとりがない	N	565	392	45	9	0	3	2	2	0	0	2	1,020
	%	55.4%	38.5%	4.4%	0.9%	0.0%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	216	161	18	2	1	1	2	1	0	0	2	404
	%	53.5%	39.6%	4.3%	0.5%	0.2%	0.2%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%
合計	N	1,463	1,009	119	15	2	5	4	3	0	0	8	2,628
	%	55.7%	38.4%	4.5%	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%

		土曜日											合計
		1時間未満	1時間台	2時間台	3時間台	4時間台	5時間台	6時間台	7時間台	8時間台	9時間台	10時間以上	
かなりゆとりがある	N	16	12	1	2	0	0	0	0	0	0	0	31
	%	51.6%	38.7%	3.2%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	778	310	55	10	2	0	1	0	0	0	4	1,160
	%	67.2%	26.9%	4.8%	0.9%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
あまりゆとりがない	N	694	252	42	9	0	0	0	1	0	1	3	1,002
	%	69.3%	25.2%	4.2%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	269	99	20	3	0	1	1	0	0	0	2	395
	%	68.3%	25.1%	5.2%	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%
合計	N	1,757	673	118	24	2	1	2	1	0	1	9	2,588
	%	67.9%	26.0%	4.6%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%

		日曜日											合計
		1時間未満	1時間台	2時間台	3時間台	4時間台	5時間台	6時間台	7時間台	8時間台	9時間台	10時間以上	
かなりゆとりがある	N	18	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	32
	%	56.1%	37.5%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	835	269	35	10	1	1	1	0	0	0	4	1,156
	%	72.5%	23.3%	3.1%	0.9%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
あまりゆとりがない	N	721	228	35	5	0	0	0	1	1	1	3	995
	%	72.4%	22.9%	3.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	281	91	13	4	2	1	0	1	0	0	2	395
	%	71.4%	23.3%	3.3%	1.1%	0.6%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%
合計	N	1,855	600	85	19	3	2	1	2	1	1	9	2,578
	%	72.0%	23.3%	3.3%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%

(ウ) 経済的ゆとり感と希望職業との関係

児童に対して「将来就きたい仕事」を質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表17に示す。結果、「会社員」56名(3.1%)、「医者」98名(5.4%)、「学校の先生」166名(9.2%)、「警察官」189名(10.4%)、「スポーツ選手」457名(25.2%)、「ケーキ屋」299名(16.5%)、「幼稚園・保育園の先生」199名(11.0%)、「わからない」346名(19.1%)であった。

「かなりゆとりがある」群は件数が少ないため解釈に注意が必要であるが、他の群と比較して、「医者」や「学校の先生」、「わからない」の割合が高い一方、「スポーツ選手」と「幼稚園・保育園の先生」の割合が低い傾向がみられた。

表17 経済的ゆとり感と希望職業との関係

		会社員	医者	学校の先生	警察官	スポーツ選手	ケーキ屋	幼稚園・保育園の先生	わからない	合計
かなりゆとりがある	N	0	3	4	2	2	3	1	7	22
	%	0.0%	13.6%	18.2%	9.1%	9.1%	13.6%	4.5%	31.8%	100.0%
多少はゆとりがある	N	21	47	74	86	201	118	87	139	773
	%	2.7%	6.1%	9.6%	11.1%	26.0%	15.3%	11.3%	18.0%	100.0%
あまりゆとりがない	N	26	37	63	74	192	127	77	136	732
	%	3.6%	5.1%	8.6%	10.1%	26.2%	17.3%	10.5%	18.6%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	9	11	25	27	62	51	34	64	283
	%	3.2%	3.9%	8.8%	9.5%	21.9%	18.0%	12.0%	22.6%	100.0%
合計	N	56	98	166	189	457	299	199	346	1,810
	%	3.1%	5.4%	9.2%	10.4%	25.2%	16.5%	11.0%	19.1%	100.0%

(エ) 経済的ゆとり感と進学希望との関係

児童に対して「進学希望」を質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表18に示す。結果、「中学校まで」23名(0.9%)、「高校まで」317名(12.1%)、「専門学校・各種学校まで」297名(11.3%)、「短期大学まで」37名(1.4%)、「大学まで」1,036名(39.6%)、「大学院まで」213名(8.1%)、「わからない」694名(26.5%)であった。

全体的に、経済的ゆとり感がない群からある群に移るほど、高学歴を目指す傾向がみられた。

表18 経済的ゆとり感と進学希望との関係

		中学校まで	高校まで	専門学校・各種学校まで	短期大学まで	大学まで	大学院まで	わからない	合計
かなりゆとりがある	N	0	0	0	0	18	7	8	33
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.5%	21.2%	24.2%	100.0%
多少はゆとりがある	N	10	115	110	17	523	110	285	1,170
	%	0.9%	9.8%	9.4%	1.5%	44.7%	9.4%	24.4%	100.0%
あまりゆとりがない	N	8	134	128	15	381	66	283	1,015
	%	0.8%	13.2%	12.6%	1.5%	37.5%	6.5%	27.9%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	5	68	59	5	114	30	118	399
	%	1.3%	17.0%	14.8%	1.3%	28.6%	7.5%	29.6%	100.0%
合計	N	23	317	297	37	1,036	213	694	2,617
	%	0.9%	12.1%	11.3%	1.4%	39.6%	8.1%	26.5%	100.0%

(オ) 経済的ゆとり感と家族内の相談相手との関係

児童に対して「友だちのことや、勉強のことで困ったことがあったとき、真っ先に相談する家族はだれか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表20に示す。結果、「お母さん」2,157名(86.3%)、「お父さん」148名(5.9%)、「お姉さん」51名(2.0%)、「お兄さん」28名(1.1%)、「妹」4名(0.2%)、「弟」3名(0.1%)、「おばあちゃん」64名(2.6%)、「おじいちゃん」11名(0.4%)、「相談する相手がない」32名(1.3%)であった。

経済的ゆとり感がない群からある群に移るほど、「お母さん」の割合が若干増加傾向にある一方、「相談相手がない」の割合が減少する傾向がみられた。また、「ほとんどゆとりがない」群は、「おばあちゃん」の割合が若干高いが、それ以外の家族は、経済的ゆとり感についての特徴はみられなかった。

表20 経済的ゆとり感と家族内の相談相手との関係

		お母さん	お父さん	お姉さん	お兄さん	妹	弟	おばあちゃん	おじいちゃん	相談する相手 がない	合計
かなりゆとりがある	N	30	2	1	0	0	0	1	0	0	34
	%	88.2%	5.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
多少はゆとりがある	N	986	67	20	8	2	1	20	4	9	1,117
	%	88.3%	6.0%	1.8%	0.7%	0.2%	0.1%	1.8%	0.4%	0.8%	100.0%
あまりゆとりがない	N	821	58	22	17	1	1	28	5	15	968
	%	84.8%	6.0%	2.3%	1.8%	0.1%	0.1%	2.9%	0.5%	1.5%	100.0%
ほとんどゆとりがない	N	320	21	8	3	1	1	15	2	8	379
	%	84.4%	5.5%	2.1%	0.8%	0.3%	0.3%	4.0%	0.5%	2.1%	100.0%
合計	N	2,157	148	51	28	4	3	64	11	32	2,498
	%	86.3%	5.9%	2.0%	1.1%	0.2%	0.1%	2.6%	0.4%	1.3%	100.0%

(カ) 経済的ゆとり感と夕食を食べる家族との関係

児童に対して「いつも夕食はだれといっしょに食べるか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表21に示す。結果、「お母さん」2,488名(91.5%)、「お父さん」1,208名(44.4%)、「姉さん」681名(25.0%)、「兄さん」783名(28.8%)、「妹さん」636名(23.4%)、「弟さん」660名(24.3%)、「おばあちゃん」424名(15.6%)、「おじいちゃん」280名(10.3%)であった。

経済的ゆとり感がない群からある群に移るほど、「お母さん」の割合が増加する一方、「兄さん」、「妹さん」、「弟さん」、「おじいちゃん」の割合が減少する。「姉さん」は「ほとんどゆとりがない」群において若干高い割合を示しており、経済的ゆとり感がない群からある群に移るほど、兄弟姉妹と夕食を食べない傾向がみられた。「お父さん」や「おばあちゃん」は両極化の傾向がみられた。なお、本分析結果は、同居家族の有無にかかわらず集計しているため、解釈には注意が必要である。

表 2 1 経済的ゆとり感と夕食を食べる家族との関係

		お母さん	お父さん	姉さん	兄さん	妹さん	弟さん	おばあちゃん	おじいちゃん
かなりゆとりがある	N	33	14	9	5	4	8	6	4
	%	94.3%	40.0%	25.7%	14.3%	11.4%	22.9%	17.1%	11.4%
多少はゆとりがある	N	1,109	534	291	328	282	285	173	135
	%	91.6%	44.1%	24.0%	27.1%	23.3%	23.5%	14.3%	11.1%
あまりゆとりがない	N	973	488	267	312	248	254	166	102
	%	91.9%	46.1%	25.2%	29.5%	23.4%	24.0%	15.7%	9.6%
ほとんどゆとりがない	N	373	172	114	138	102	113	79	39
	%	90.1%	41.5%	27.5%	33.3%	24.6%	27.3%	19.1%	9.4%
合計	N	2,488	1,208	681	783	636	660	424	280
	%	91.5%	44.4%	25.0%	28.8%	23.4%	24.3%	15.6%	10.3%

(キ) 経済的ゆとり感と放課後過ごす場所との関係

児童に対して「放課後、あなたはどんな場所で過ごすことが多いか」と質問した結果と経済的ゆとり感との関係を表 3 1 に示す。結果、「自分の家」1,999名(73.5%)、「友だちの家」483名(17.8%)、「塾」149名(5.5%)、「習い事をする教室」1,002名(36.9%)、「学童保育所」950名(34.9%)、「学校の校庭」80名(2.9%)、「公園、広場など」448名(16.5%)、「図書館」55名(2.0%)、「児童館」106名(3.9%)、「スーパーやコンビニエンスストア」59名(2.2%)であった。

経済的ゆとり感がない群からある群に移るほど、「塾」や「習い事をする教室」、「図書館」が増加する傾向がみられた。他方、「かなりゆとりがある」群の「塾」の割合は、他の群と比較すると約3倍程度あるいは3倍以上となっている。また、「かなりゆとりがある」群の「友だちの家」、「学校の校庭」、「公園、広場など」の割合は低い特徴がみられた。

表 3 1 経済的ゆとり感と放課後過ごす場所との関係

		自分の家	友だちの家	塾	習い事をする教室	学童保育所
かなりゆとりがある	N	25	4	5	17	12
	%	71.4%	11.4%	14.3%	48.6%	34.3%
多少はゆとりがある	N	896	206	74	521	404
	%	74.0%	17.0%	6.1%	43.0%	33.4%
あまりゆとりがない	N	790	205	53	372	372
	%	74.6%	19.4%	5.0%	35.1%	35.1%
ほとんどゆとりがない	N	288	68	17	92	162
	%	69.6%	16.4%	4.1%	22.2%	39.1%
合計	N	1,999	483	149	1,002	950
	%	73.5%	17.8%	5.5%	36.9%	34.9%

		学校の校庭	公園、広場など	図書館	児童館(児童館で行っている放課後児童クラブなどの活動を含む)	スーパーやコンビニエンスストア
かなりゆとりがある	N	0	2	1	1	1
	%	0.0%	5.7%	2.9%	2.9%	2.9%
多少はゆとりがある	N	29	200	29	46	23
	%	2.4%	16.5%	2.4%	3.8%	1.9%
あまりゆとりがない	N	40	178	21	45	29
	%	3.8%	16.8%	2.0%	4.2%	2.7%
ほとんどゆとりがない	N	11	68	4	14	6
	%	2.7%	16.4%	1.0%	3.4%	1.4%
合計	N	80	448	55	106	59
	%	2.9%	16.5%	2.0%	3.9%	2.2%

(3) 埼玉県が実施した子どもの生活に関する調査結果（転載）

1 子どもの生活に関する調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、埼玉県内の子どもを取り巻く生活環境や生活困窮等に陥る要因等を調査し、平成32年度から始まる次期「埼玉県子育て応援行動計画」の見直しデータとして活用することを目的に実施した。

(2) 実施主体

埼玉県立大学

(3) 調査対象

子供の年齢	調査対象
中学2年生	調査実施市町の公立中学校に通う生徒と保護者
小学2年生・5年生	調査実施市町の公立小学校に通う児童と保護者
5歳児	調査実施市町の幼稚園・保育所※に通う年長児の子供がいる家庭
0歳児	調査実施市町の0歳児の子供がいる家庭

※調査実施市町：熊谷市・本庄市・狭山市・新座市・宮代町・杉戸町

※幼稚園・保育所については調査に協力いただいた6市町計133か所で実施

(4) 調査対象の抽出・調査方法

子供の年齢	調査期間	調査方法
小学2年生・5年生 中学2年生	平成30年7月5日～15日	小学校、中学校を通じて児童・生徒に配布一回収
5歳児	保育所 平成30年8月1日～17日 幼稚園・認定こども園 平成30年9月1日～14日	保育所・幼稚園を通じて保護者に配布一回収
0歳児	平成30年8月1日～10月15日	検診時で直接配布、各家庭への郵送等により配布し、郵送で回収

(5) 調査対象の抽出・調査方法

子供の年齢	発送数	有効回収数	有効回収率
0歳時	1,588件	538件	33.9%
5歳時	3,889件	3,077件	79.1%
小学2年生	5,444件	4,806件	88.3%
小学5年生	5,508件	4,627件	84.0%
中学2年生	5,244件	4,081件	77.8%
合計	21,673件	17,129件	79.0%

2 分析軸の設定

(1) 世帯分類

本調査では、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき作成された貧困線以下の可処分所得であるもの、それに加えて、「衣・食・住」という基本的な生活の場面で課題が生じている家庭や、経済的な理由でライフラインに関わる支払いが滞っている家庭においては、生活困難の度合いがより高いのではないかという仮説のもと、2つの要素を使って、生活困難層、中間層、非該当層に分類している。

【要素1】 生活困難層の判定方法

世帯員	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ +要素2が 2つ以上 生活困難層Ⅲ / +要素2が 1つ以下 生活困難層Ⅳ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	参考国基準
	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	生活困難層Ⅳ	生活困難層Ⅴ	非生活困難層	非生活困難層	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円

【要素2】 過去1年間に買えなかった経験、支払えなかった経験、以下の7項目のうち2項目以上該当

- ① 食料 ② 衣類 ③ 電話料金 ④ 電気料金 ⑤ ガス料金
 ⑥ 水道料金 ⑦ 家賃
 ※ ① 食料 ② 衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

比較検討は 全体、生活困難層、中間層、非該当層別に行う。

- 可処分所得が分類Ⅰの世帯 → 生活困難層Ⅰ【生活困難層】
- 可処分所得が分類Ⅱの世帯 → 生活困難層Ⅱ【生活困難層】
- 可処分所得が分類Ⅲ+要素2の項目が2つ以上ある世帯 → 生活困難層Ⅲ【生活困難層】
- 可処分所得が分類Ⅲ+要素2の項目が1つある世帯 → 生活困難層Ⅳ【中間層】
- 可処分所得が分類Ⅳの世帯 → 生活困難層Ⅴ【中間層】
- 上記に該当しない世帯 → 非生活困難層【非該当層】

(2) 年齢別・生活困難度別内訳

0歳児保護者調査 (上段：件数、下段：%)

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,520	115	439	966
100.0	7.6	28.9	63.6

5歳児保護者調査 (上段：件数、下段：%)

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
3,077	272	837	1,968
100.0	8.8	27.2	64.0

小学2年生調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
4,806	429	1,228	3,149
100.0	8.9	25.6	65.5

小学5年生調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
8,439	797	2,045	5,597
100.0	9.4	24.2	66.3

中学2年生調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
6,429	642	1,457	4,330
100.0	10.0	22.7	67.4

全体

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
24,271	2,255	6,006	16,010
100.0	9.3	24.7	66.0

3 世帯の状況

(1) 収入・家計の状況

生活困難層の割合は、全体では9.3%だが、年齢別では、中学2年生の世帯で10.0%と高くなる傾向が見られた。一方、世帯類型別では、母子世帯では39.0%と全体と比べて生活貧困層の割合が大きく上回った。

【世帯類型別生活困難層の割合】

	全体	うち母子世帯
調査数(人)	2,255	846
生活困難層の割合	9.3%	39.0%

現在の暮らしの状況について「苦しい」と回答した割合は所得水準が低いほど高くなり、非該当世帯では25.9%に対し、生活困難層では74.5%となっている。世帯類型別では、「苦しい」と回答した割合は母子世帯で多く、母子の非該当層は非該当層全体に比べて19.7ポイント高い45.6%となった。貯蓄については、貯金がないと回答した割合は子どもの年齢が上がるにつけて上昇する(0歳児：6.8%→中2：12.3%)。また、生活困難層の39.5%、中間層の14.7%で貯金がないと回答している。

「食料が買えない」「衣類が買えない」という状況があった割合は生活困難層で47.6%、「電話・電気・ガス・水道料金」が払えない状況があった割合は約19%(非該当層約1%)といずれも高い割合を示した。特に税金・国民健康保険料では30.2%で払えないことが「あった」と回答している。

教育費については、生活困難層では59.8%、母子世帯の生活困難層では62.8%で準備できていないと回答している。

(2) 親の就労時間

母親の1週間の就労状況では、就労日数が1～4日までは非該当層が生活困難層を上回るが、週5日以降は生活困難層が非生活困難層を上回る。また就労時間では、6時間以上になると生活困難層が非該当層を上回り、1日12時間以上働く母子世帯の生活困難層は1.2%（全体では0.6%）あった。母親が長時間の労働に従事していたり、ひとり親であるために仕事と家事や子育てに時間を多く費やされてしまっているような場合、欠食や子どもと向き合う十分な時間が取れないことで、子どもが不安定になったりするなどの影響が現れることが危惧される。

(3) 制度・サービスの認知・利用状況

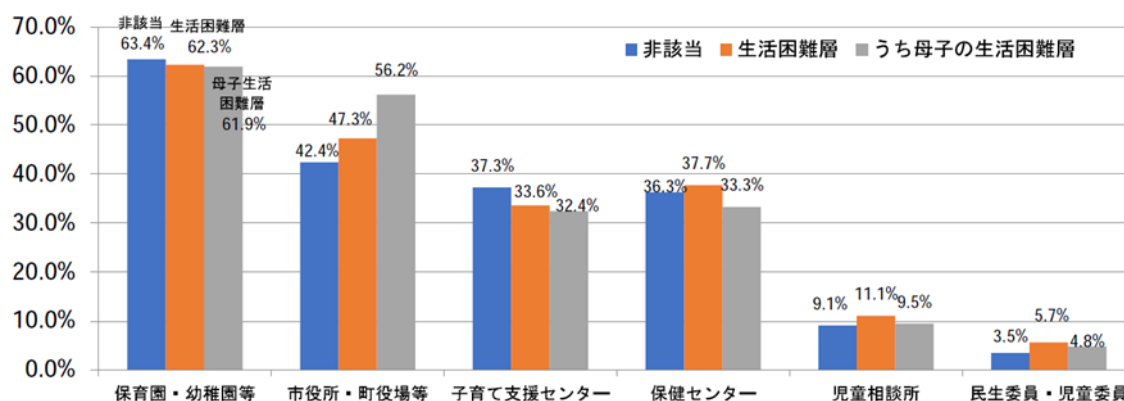
子どもに関する情報の入手経路は、年齢による大きな差はなく「友人や同僚、身近な人(82.5%)」「自分の親(45.8%)」「保育園・幼稚園・学校の先生(42.1%)」「インターネット・SNS(41.2%)」「市・町の広報紙・ホームページ(38.4%)」「配偶者(34.2%)」「兄弟姉妹親せき(27.1%)」「市町の窓口(6.6%)」の順となっている。

自分の親	配偶者	兄弟姉妹	身近な人	先生	窓口	広報紙	SNS等
11,116	8,305	6,589	20,024	10,209	1,595	9,322	9,988
45.8%	34.2%	27.1%	82.5%	42.1%	6.6%	38.4%	41.2%

支援制度の利用状況では、0歳児、5歳児の約6割が子育て支援拠点、児童館・児童センターを利用したことがあると回答している。次いで一時預かり（一時保育）は23.8%となっているが、ファミリー・サポート・センターやホームスタート、病児・病後児保育などは1割以下となっている。

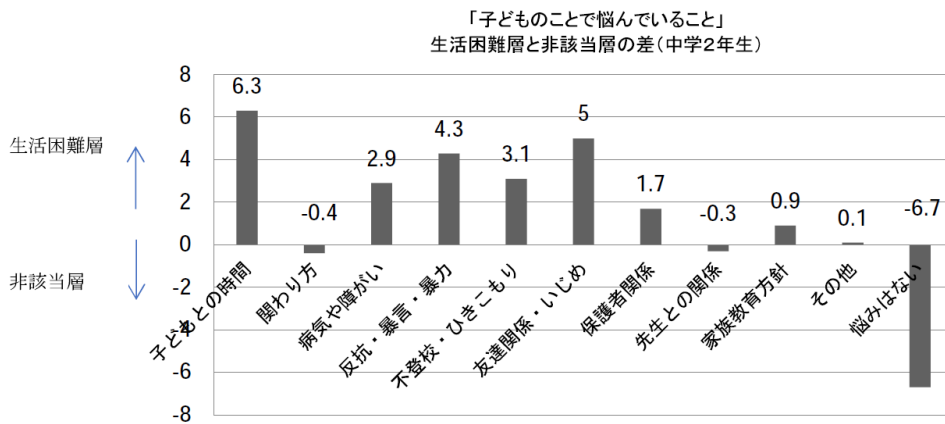
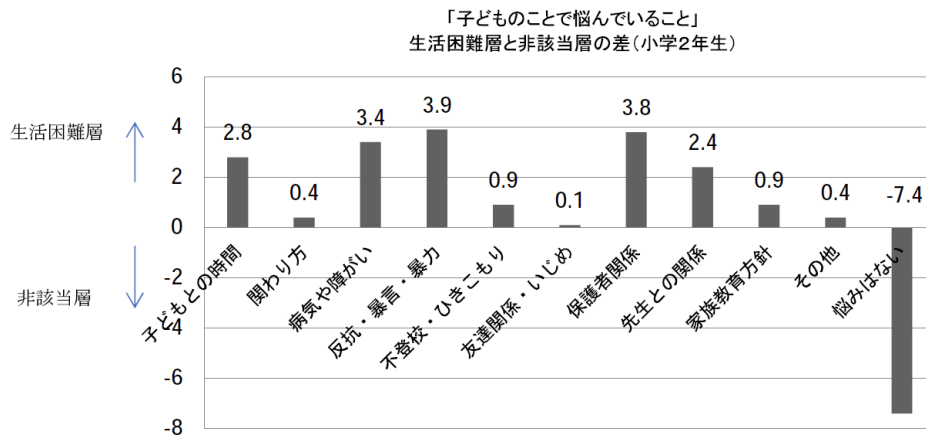
また、子育てに限らず暮らしの困りごとを相談する主な公的機関は、生活困難度にかかわらず、保育園・幼稚園等の先生、市役所等の窓口、子育て支援センター、保健センターの順となっている。

主な公的機関の相談先（0歳児・5歳児保護者）



学齡期以降、保護者が子どものことで悩んでいることは、どの学年でも子どもとの「関わり方」が約25%～30%を占めている。学年別の特徴を見ると、学年が上がるに従って「子どもとの時間」と「関わり方」が減少し、「不登校・ひきこもり」と「先生との関係」の割合が上昇する。

また、生活困難層と非該当層との差でみると、「悩みはない」に関しては、生活困難層の方が構成割合は低い。つまり、生活困難層の方がどの学年でも子どもとの悩みを持つ割合が高く、小学2年生の開きが最も大きい。



4 子どもの状況

(1) 健康状態

健康状態を見る設問に対して、小学5年生で8割近い子どもが疲労感を訴えていることや、中学2年生の6割が昼間の居眠りがあるとしている。睡眠時間をみると、小学5年生の15.9%、中学2年生では54.0%が「7時間未満」という短い睡眠時間であり、この割合は小学5年生から中学2年生の間に顕著に増加していた。

睡眠時間が短い子どもほど主観的健康感が悪く、昼間の居眠りが「よくある」とする子、「疲れやすい」とする子、「朝食欲がない」とする子の割合が高いという関連がみられる。睡眠時間の短い子どもほど朝食欠食をする子どもの割合が高く、むし歯の保有割合が高い傾向が見られた。

【主な指標の「よくある」「時々ある」の合計】

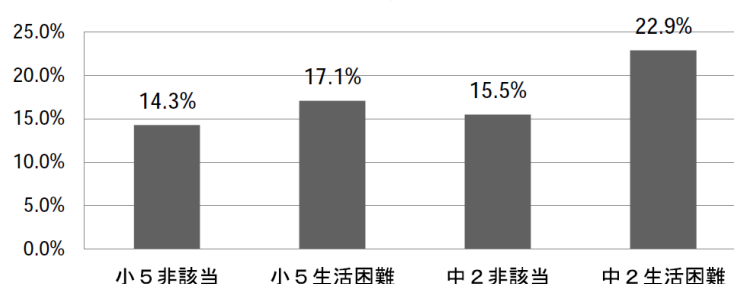
	朝、食欲がない	昼間の居眠り	疲れやすい
小学5年生	46.9%	30.4%	76.8%
中学2年生	52.0%	58.1%	86.7%

(2) 子どもの人間関係

「一番仲の良い友達」は、「学校の友達」とした小学2年生の保護者は80.8%、小学5年生78.0%、中学2年生は84.1%で、特に中学2年生が高率であり、生活困難層と非該当層間では顕著な差は見られなかった。

また、「友達に好かれている」を生活困難度で比較すると、生活困難層が非該当層を上回っており、両者の階層間の差は小学5年生の2.8ポイントから、中学2年生の7.4ポイントに拡大している。生活困難層の中学2年生は5人に1人以上が、学校生活や友人関係に肯定的感情を十分に抱けていないことが危惧される。

友達から好かれていると思わない割合（小5・中2）



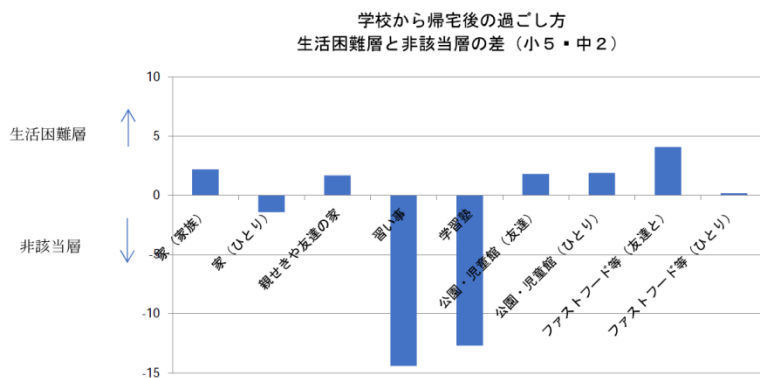
学校の先生から認められている」に「とてもそう思う」とする回答は小学5年生で34.7%、中学2年生で29.7%であり、中学2年生で5ポイント低下している。

学年間で最も顕著な差が見られたのは「学校の先生と話すのはうれしい」に「とてもそう思う」とする回答であり、小学5年生（43.7%）に比べて中学2年生（26.3%）が大きく下回る。一方、「思わない」とする回答は小学5年生から（14.4%）中学2年生（24.7%）にかけて10.3ポイント増加する。背景には、子どもの対人関係の主軸が大人との関係から、より同年齢の仲間関係にシフトしていく社会性の発達的变化があると推察される。

（3）放課後の過ごし方

小学5年生の放課後の居場所は、5年生全体では、①「自分の家で家族と（77.2%）」②「習い事（46.1%）」③「公園や児童館・児童センター、図書館で友達などと（26.1%）」④「自分の家以外の家（親せき・友達）（22.1%）」⑤「自分の家でひとりで（21.4%）」⑥「学習塾（20.7%）」の順となっている。

生活困難層の子どもは「習いごと・学習塾」で過ごす割合が、非該当層との比較でかなり低くなっている。



また、帰宅後どのようなことをして過ごしているのかについては以下のとおりである。

「勉強や宿題」

中学2年生では1時間以内が40.8%、次いで1～2時間未満が38.1%となっている。また、3時間以上勉強する子が2.2%いる一方で、8.5%の子どもは全くしないと回答している。生活困難層と非該当層を比較すると、全く勉強しない割合は、生活困難層、母子世帯の生活困難層の方が非該当層に比べて高くなっている。

「マンガ以外の読書」

小学5年生では1時間以内が約5割、34.8%はまったく読まない。中学2年生では1時間以内が約4割で、全く読まない子が5割近い。生活困難層、母子世帯の生活困難層で全く読まないと回答した割合が高い。

「パソコン・スマホでインターネットやゲームをする」

小学5年生では、2時間を超える子どもが17%であるのに対して、中学2年生では32.5%と2倍近く増えている。その割合は、生活困難層、母子世帯の生活困難層のほうが非該当層より高い。

「学習塾」

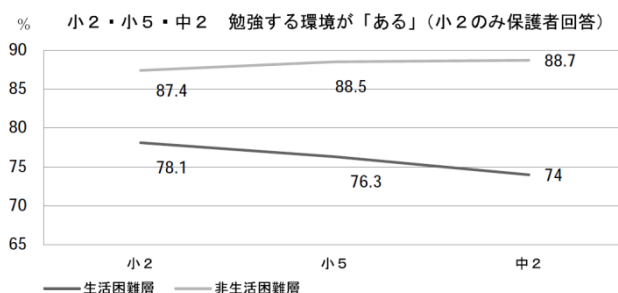
全く行かない子は小学5年生では約67.6%であるのに対して、中学2年生では47.9%と大きく減少している。また、生活困難層では72.8%と非該当層の54.3%に対して、大変高くなっている。

(4) 子どもの学習、教育環境

「学校に行くのは楽しみですか」には、小学5年生は全体で33.8%の児童が「とてもそう思う」と回答しているが、生活困難層は31.4%と、やや低い割合であった。中学2年生では、同様の質問に対し、全体で31.5%の生徒が「とてもそう思う」と回答しているが、生活困難層に限定すると28.8%と、やや低い割合であった。

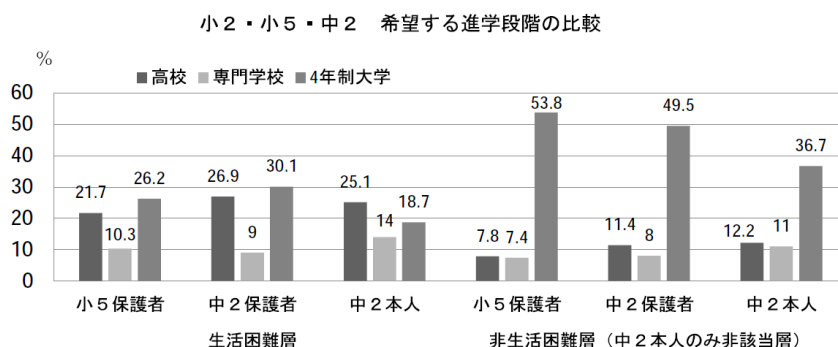
生活困難層は通学することが「楽しみだとは思わない」という回答が、小学5年生の6.0%から中学2年生の8.3%へと増加し、2.3ポイント上昇している。非生活困難層は4.9% (小学5年生) から5.3% (中学2年生) へと増加はするものの、わずか0.4ポイントの上昇である。つまり学年が上がるに従って、生活困難層の方が、通学意欲が低下する児童等が増える傾向があると言える。

勉強をする環境を質問したところ、「ある」と回答した割合は生活困難層と非生活困難層（中間層+非該当層）との間に差があり、全学年を通じて生活困難層の割合が下回った。すでに小学2年生の段階で9.3ポイントの差があり、年齢が上がるに従って差が大きくなる。



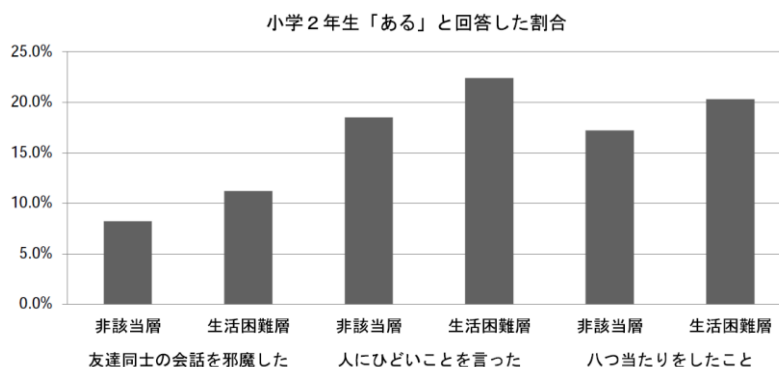
勉強不明時の相談者は、非該当層が「父親や塾に相談する」割合が高いのに対し、生活困難層では「先生や友達」に相談する割合が高い。また、非該当層がスポーツや習い事でがんばっていると回答した割合が高いのに対して、部活には生活困難層と非該当層との間に差がない。

進学段階の希望については、中学2年生では、「高校までを希望する」割合が、生活困難層は25.1%、非該当層との間で12.9ポイントの差がある。一方、4年制大学は、生活困難層は18.7%、非該当層は36.7%で18ポイント非該当層の方が高く、大きな差が見られた。

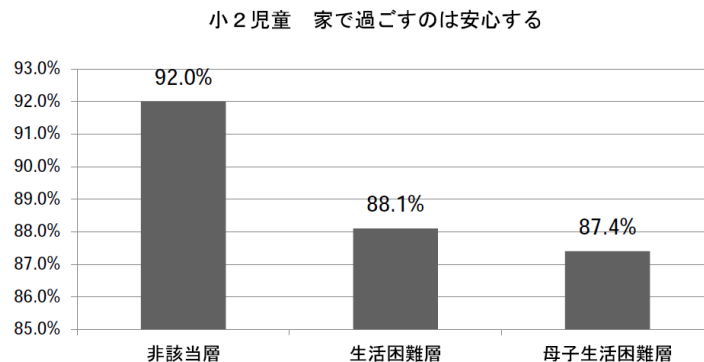


(5) 子どもの非認知能力

小学2年生で「友人の会話を邪魔した」「誹りをしたこと」「八つ当たりをしたこと」については、小学2年生では、3.0%~3.9%生活困難層が高くなり、特に「誹りをしたこと」「八つ当たりをしたこと」は、生活困難層で2割を超えており、子どもの自分の意思で感情や欲望をコントロールできない行動の現れは、小学2年生より非該当層との差がみられる。



「家で過ごすのは安心できるか」という設問については、本来は安心できる場所である家が、小学2年生の「安心できる」と答えた割合は、生活困難層が非該当層に比べ3.9%低くなっている。特に小学2年生は、ひとり親（母子のみ）世帯の生活困難層では、7.9%が「家が安心できない」と答えている。



一方、保護者の接触状況については、「子どものできたことをほめて、一緒に喜ぶ」や「こどもの気持ちを言葉にする」に「毎日ある」と回答した保護者は、小学2年生の約4割から中学2年生の2割弱と学年が上がるに従って減少しているが、生活困難層と非該当層との差は広がっていない。

一方、「子どもの話をじっくり聞く」に「毎日」と回答する保護者の割合は、全体では、小学2年生が52.7%、小学5年生43.5%、中学2年生でも35.8%と関心の高さがうかがえるが、生活困難度別では、非該当層44.9%に対し、生活困難層は、38.3%と6.6%の差が開いた。また、ひとり親（母親のみ）世帯の生活困難層は38.2%となり、就労との関係で時間の捻出のむずかしさがうかがえる。

3 計画策定の過程

年月日	内容・議題
平成30年7月12日	平成30年度第1回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 第2期子ども・子育て支援事業計画策定（予定）について
平成30年11月1日	平成30年度第2回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
平成31年3月20日	平成30年度第3回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 第2期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果について 2 子どもの貧困実態調査（分析・政策策定共同事業）の結果について
令和元年7月26日	令和元年度第1回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の進捗状況について 2 第2期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
令和元年10月18日	令和元年度第2回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方について 2 教育・保育事業等の量の見込みと確保方策について
令和元年11月14日	令和元年度第3回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について 2 今後のスケジュールについて
令和元年12月18日 ～令和2年1月20日	パブリックコメントの実施
令和2年2月20日	令和元年度第4回熊谷市児童福祉審議会 〈議題〉 1 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施結果について

4 熊谷市児童福祉審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 134 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、熊谷市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 25 条例 25・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関すること。
- (2) 母子の福祉に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関すること。

(平 25 条例 25・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 熊谷市議会議員
- (2) 児童福祉に関する団体又は機関を代表する者
- (3) 児童福祉に関し学識経験を有する者

(臨時委員)

第 4 条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該臨時委員に係わる審議が終了したときに解任されるものとする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 9 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、こども課において所掌する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 熊谷市児童福祉審議会委員名簿

令和2年3月現在

	区 分	所 属 機 関 等	氏 名	職 名 等
1	市議会議員	市民福祉常任委員会	大久保照夫	委員
2	児童福祉に関する団体又は機関の代表者	熊谷市私立保育園園長会	○木村 美鈴	わらしべの里共同保育所 施設長
3		熊谷市私立幼稚園協会	鈴木 英秀	妻沼幼稚園事務長
4		熊谷市立小学校校長会	齋藤久美子	熊谷南小学校長
5		熊谷市主任児童委員会	前川美佐保	委員長
6		熊谷商工会議所	大石 聡一	議員
7		「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居 地域協議会	新井 晃一	事務局長
8		熊谷市PTA連合会	日景由希子	幹事
9		熊谷市私立保育園保護者会	新里菜穂子	田島保育園保護者会長
10		熊谷市地域子育て支援拠点 連絡会「くまっしえ」	大谷 光代	第二なでしこ保育園園長
11		埼玉県熊谷児童相談所	羽生 公洋	所長
12	埼玉県熊谷保健所	桜井 文子	副所長	
13	学識経験を 有する者	立正大学	◎大竹 智	立正大学副学長 社会福祉学部教授
14		熊谷市医師会	角田 修	かくたクリニック院長
15		公募市民	青木 恵里	

◎会長 ○副会長 (敬称略)

第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 熊谷市
編集 熊谷市福祉部こども課
住所 〒360-8601
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
TEL 048-524-1111
FAX 048-521-0520

